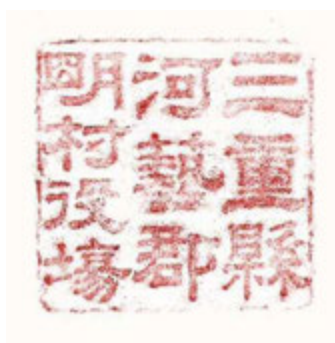


登録有形文化財建造物

旧明村役場庁舎保存活用計画 改訂版



平成30年10月

津市教育委員会

○ 本書表紙の印影は旧明村役場で実際に使用されていた印鑑（原寸）。「明」は旧字体。

例 言

1. これは、旧明村役場庁舎の保存活用計画である。
2. 本計画改訂版は、津市教育委員会が文化庁及び三重県教育委員会社会教育・文化財保護課（以下、「三重県教育委員会」という。）の指導・協力のもと旧明村役場庁舎保存活用計画策定検討会議で検討し平成 27 年度に作成した計画をもとに平成 30 年度に改訂したものである。

□平成 27 年度 旧明村役場庁舎保存活用計画策定検討会議委員（敬称略・役職は当時）

津村善博	津市文化財保護審議会会長
菅原洋一	津市文化財保護審議会委員（三重大学教授）
中湖 喬	芸濃地区社会福祉協議会会長
宮木 均	明小学校長
鈴木宗男	芸濃地区地域審議会代表
山田孝浩	津市芸濃町文化協会代表
林 克昌	げいのうまちづくり協議会代表
駒田富士雄	芸濃ふるさとガイド会代表
片岡正春	芸濃地区連合自治会長
西村 茂	林区長
竹尾 泰	前林区長
増地廣次	明地区連合自治会長（明地区社会教育推進協議会）
石井 忍	林町自治会長
森田耕三	林殿町自治会長
松田 茂	林川原自治会長
落合大樹	明小学校 PTA 会長
竹尾熙方	林地区高齢者代表

3. 平成 27 年度の計画の策定業務は、国庫補助事業として株式会社都市環境研究所三重事務所に委託し、技術指導を株式会社文化財構造計画に委託した。
4. 平成 30 年度の計画の改訂業務は、国庫補助事業として技術指導及び改訂業務の支援を株式会社文化財構造計画に委託した。
5. 本文及び写真（出典を明記したものを除く）・図版の著作権は津市教育委員会に帰属する。
6. 本計画策定にあたり、全般にわたり菅原洋一教授（三重大学大学院工学研究室）の指導を受けたほか、下記の方に聞き取り調査、資料提供などの御協力をいただいた。記して感謝の意を表す（五十音順 敬称略）。
今井 肇、大場耕作（故人）、杉谷 勝、竹尾誓子、西川 満、西川利之、藤谷弘一、三重県神社庁、宮崎 功、前田泰宏

— 目 次 —

1. 計画の概要.....	1
(1) 計画の作成.....	1
(2) 文化財の名称.....	2
(3) 文化財の概要.....	4
(4) 文化財保護の経緯.....	12
(5) 建物利用の変遷.....	13
(6) 保護の現状と課題.....	26
(7) 計画の概要.....	28
2. 保存管理計画.....	30
(1) 保存管理の現状.....	30
(2) 保護の方針.....	39
(3) 管理計画.....	73
(4) 修理計画.....	73
3. 環境保全計画.....	74
(1) 環境保全の現状と課題.....	74
(2) 環境保全の基本方針.....	78
(3) 区域の区分と保全方針.....	78
(4) 建造物の区分と保護の方針.....	79
(5) 外構の保護方針.....	80
(6) 防災上の課題と対策.....	85
4. 防災計画.....	86
(1) 建築基準法等への対応.....	86
(2) 防災・防犯対策.....	91
(3) 耐震対策.....	98
(4) 耐風対策.....	101
(5) その他の災害対策.....	101
5. 活用計画.....	102
(1) 公開その他の活用の基本方針.....	102
(2) 公開計画.....	103
(3) 活用基本計画.....	106
(4) 管理体制.....	108
6. 保護に係る諸手続き.....	112
(1) 保護に係る諸手続き.....	112
(2) 登録有形文化財に係る諸手続き.....	112
(3) 届出の流れ.....	113

1. 計画の概要

(1) 計画の作成

① 計画の作成年月日

平成 28 年 3 月 31 日（平成 30 年 10 月 31 日改訂）

② 計画作成者

津市教育委員会

③ 計画区域

本計画は、登録有形文化財「旧明村役場庁舎」（平成 29・30 年度の整備後の建築面積 223 ㎡）を対象とする。計画区域は、旧明村役場庁舎の位置する敷地（津市立明小学校の校庭の一部を含んだ区域）とする。

図一 広域位置図

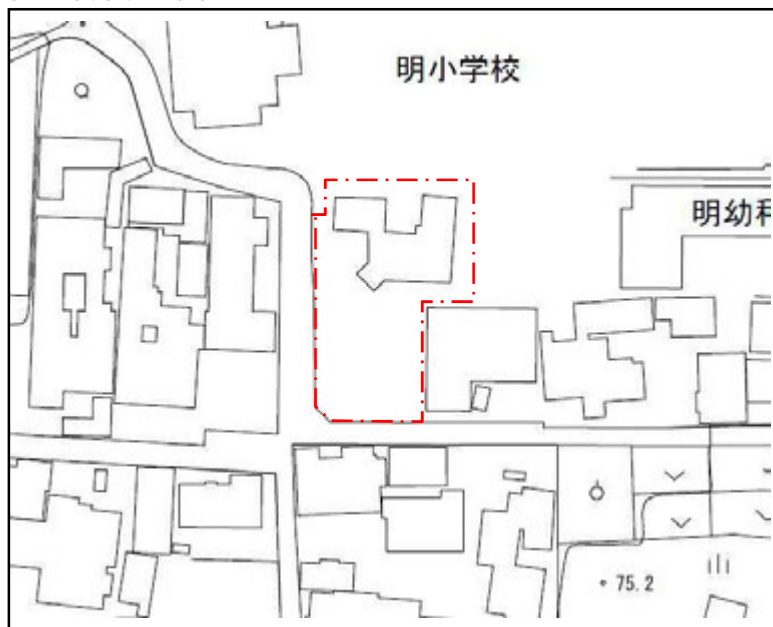


図一 位置図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図
（数値地形図 2500（道路縁 1000））

図一 計画区域図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路縁 1000））
三重県市町総合事務組合

(2) 文化財の名称

- 名 称：旧明村役場庁舎
- 員 数：1 棟
- 構 造：木造 2 階建て・瓦葺、建築面積216㎡
- 年 代：大正 5 年
- 所 在 地：三重県津市芸濃町林字向城346番地 2
- 所 有 者 名：津市
- 所有者住所：三重県津市西丸之内23番 1 号
- 指 定 区 分：登録有形文化財（建造物）
- 登録年月日：平成18年11月29日

図一 登録有形文化財登録証

登録有形文化財登録証

平成18年11月29日 登録

登録番号第24 - 0062号

旧明村役場庁舎 一棟

木造2階一部平屋建、瓦葺、建築面積216㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成18年12月19日

文部科学大臣 伊吹文明

三 旧明村役場（芸濃町資料館）

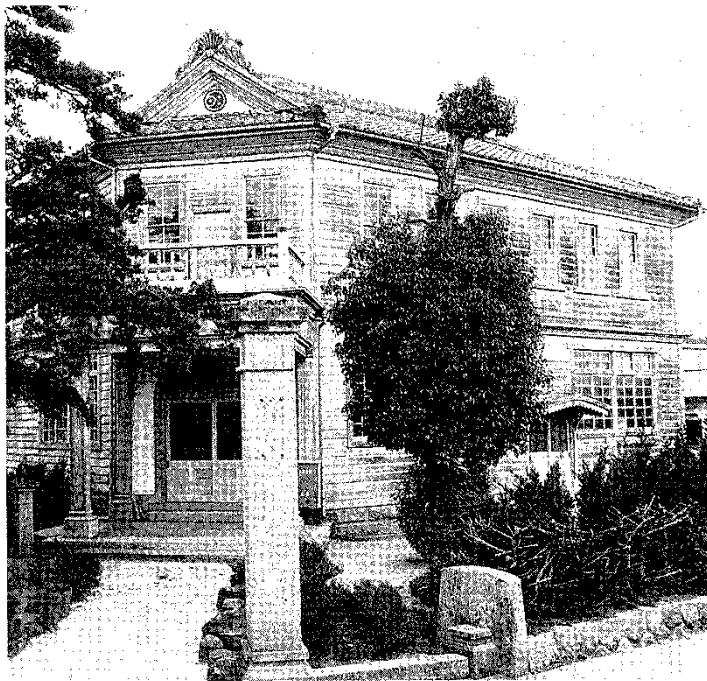
芸濃町林 大正五年（一九一六）

木造二階建 東および西の一部一階建 寄棟造 棧瓦葺

この建物は、大正五年（一九一六）に安芸郡旧明村の役場として建築されたが、昭和三十一年（一九五六）、町村合併によって芸濃町が成立した後は芸濃町明支所となり、さらに芸濃町明連絡所を経て、昭和四十六年（一九七一）に芸濃町資料館となった。敷地は南・西の二面で道路に面する角地で、南西角に門柱を配している。庁舎はこれに呼応して、東西に棟を架ける総二階建物の南西隅にバルコニーを張り出し、正面の出入口としている。また、この棟の背面西寄りには来賓室など、東寄りには小使室などのサービス用に当てる平屋の附属棟がそれぞれ接続して裏庭を囲んでいる。

総二階部分の一階には、南・西の二辺に客溜りの土間があり、その奥は受付板を隔てて一室の板間の事務室に当てられている。また、東端には二階に通じる回り階段や当直室があり、小使室や土間・便所などの東の附属棟にも通じている。西の附属棟は事務室と廊下で接続し、それぞれ板間の来賓室、物置が並ぶ。二階は一室の広間で板間の議場となっており、一階客溜り東端の回り階段のほか、来賓室の前から裏階段が通じている。一、二階での執務や家具、上履きや下履きの使用状況は明確ではない。

外壁は棟によって仕上げが異なり、総二階部分は下見板張大壁で軒蛇腹・胴蛇腹を廻し、ペンキ塗装を施す。一方、西の附属棟は軒裏で垂木を露出し、正面と西の道路側は下見板張大壁ペンキ塗とするが、背面側は真壁で、腰を当地域に例の多い横棧打の和風下見板張とする。小屋組は洋小屋で棧瓦を葺く。建具は室内間仕切には腰付ガラス戸、外部との戸締りには一階で引違窓、二階は正面・側面で上げ下げ窓、裏面で引違窓を用いる。このように洋風意匠は目につきやすい道路側に集中し、そのほかの面は在来の手法を基本としている。建築後の主要な変更は、小使室や土間などを和室にする、カウンターの一部を切



外 観

断するなどであり、そのほかの改造は少なく、建具も当初のものがほぼ残る。設計や施行に当たった関係者は明らかではないが、計七枚の当初設計図青図「明村役場建築工事之図」が残り、当初の計画や技法も明確である。

以上、旧明村役場は当地域の近代の足跡を示す象徴的な建築であるが、それに加えて、伝統的な木造建築意匠と技術によることが多かった明治大正期の町村役場の中では、旧明村役場は意匠・構造技法ともに際立って洋風要素が強く、当地域での町村部への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。

また、平面・配置計画上も、事務室と議場を中心として諸室の配置も十分に配慮された明快で印象的な構成をもち、役場庁舎建築としても評価に値する。

（出典：「三重県史 別編建築」平成14年）

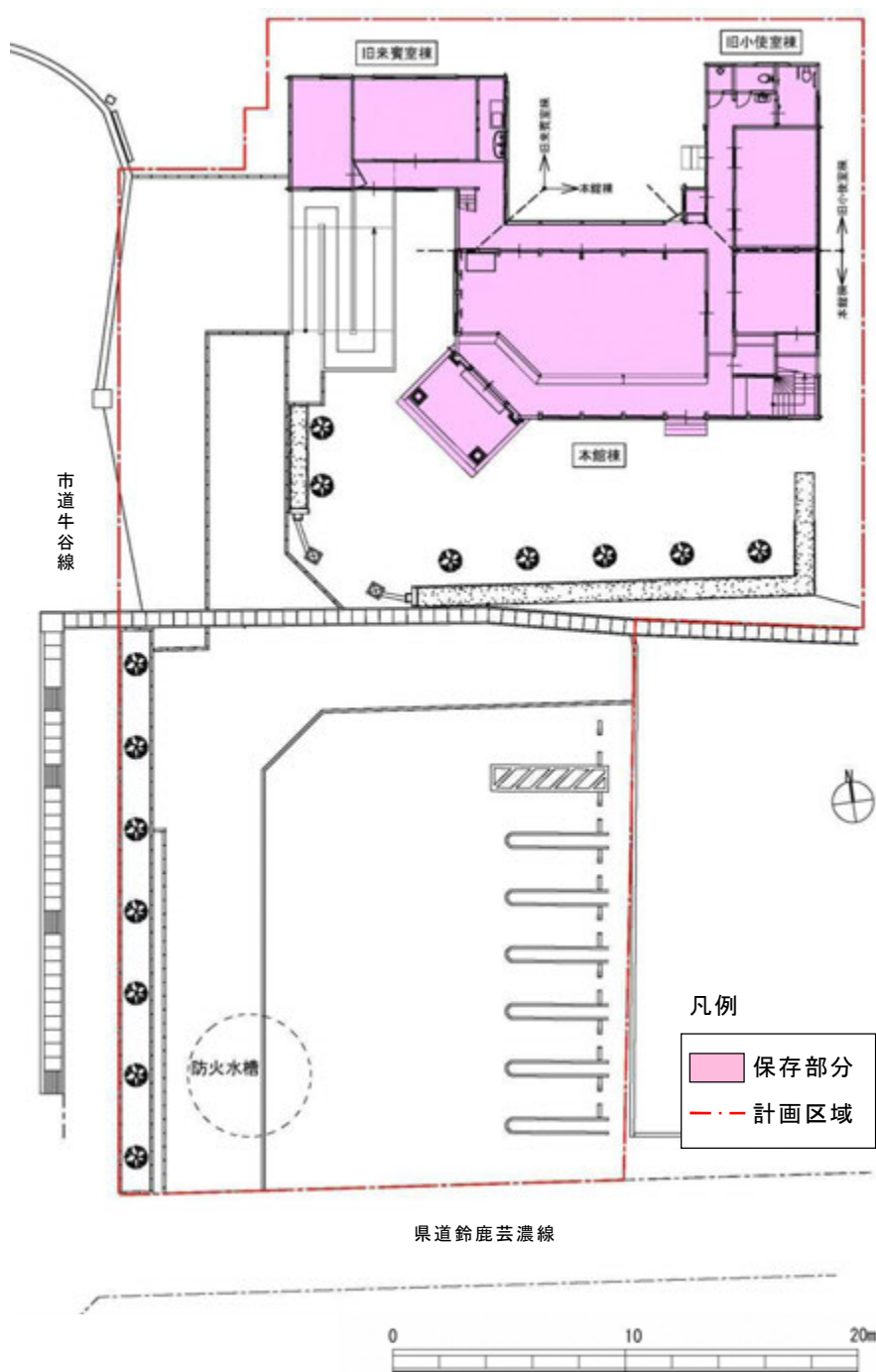
(3) 文化財の概要

① 文化財の構成

○旧明村役場庁舎 1棟

旧明村役場庁舎（以下「当該文化財建造物」という。）は、明村が合併して芸濃町になった後に芸濃町明支所、芸濃町資料館等として使われた建物であり、本館（1階事務室・当直室、2階議場）とその西側に併設された平屋の旧来賓室棟及び東側の旧小使室棟で一つの建物を構成している。

図一 配置図



本館棟（正面）



本館棟（南面）

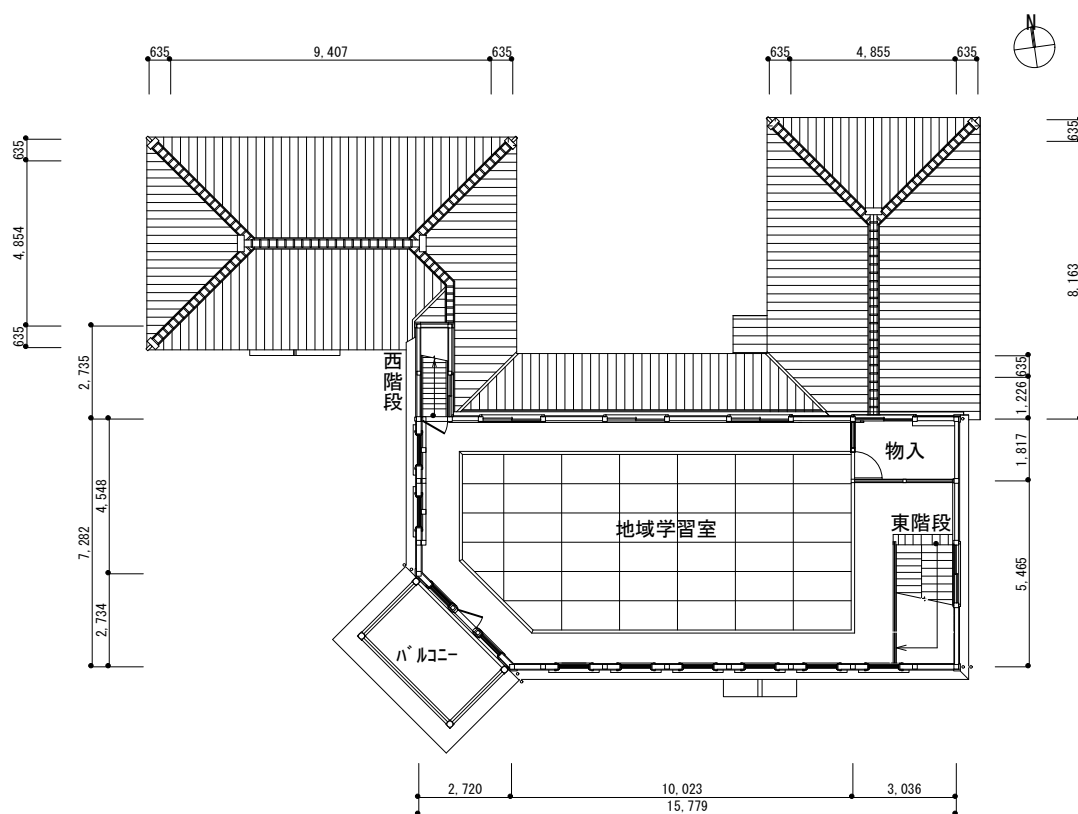


旧小使室棟（東面）

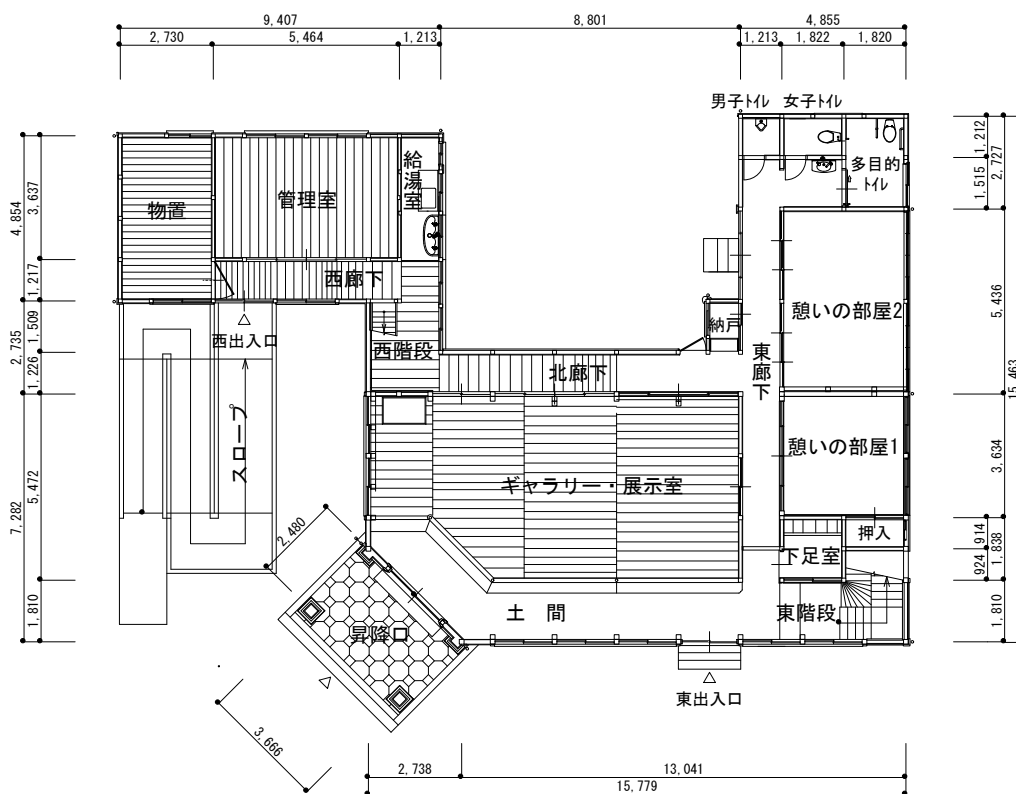


旧来賓室棟（西面）

図一各階室名対象図



2階平面図



1階平面図

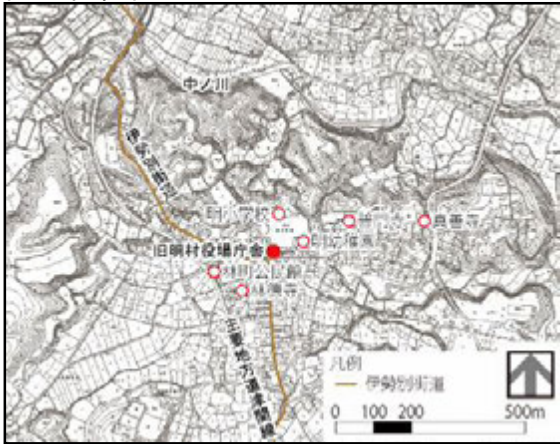
② 文化財の概要

7. 地理的環境

津市は伊勢平野のほぼ中央部に位置して、芸濃地域はその北西にあたる。地域の西部には南部鈴鹿山脈の最高峰である経ヶ峰、北西には急峻な錫杖岳がそびえ、それを繋ぐように標高 500～600m の山々が連なっている。そこに源を発する中ノ川は、河内・楠原を流れ、明地区に属する林は右岸の安定した比高 10m 程の段丘上に立地する。

また、その中ノ川の河床、明小学校のすぐ北側の鮮新世の地層（約 350 万年前）から大正 7 年（1918）にミエゾウの化石が発見された。化石は「明標本」と呼ばれ「ミエゾウ」のタイプ標本となっている。化石は現在、独立行政法人国立科学博物館の所蔵であり、そのレプリカが三重県総合博物館に収蔵され、全身の骨格復原が同博物館のシンボルとなっている。

図一 位置図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図
(数値地形図 2500 (道路縁 1000))
三重県市町総合事務組合

図一 空撮写真



平成 30 年 9 月 2 日撮影

4. 歴史的環境

当該文化財建造物は芸濃町林に所在し、その「林」の初見は建久 3 年（1192）の神領注文に見える「林御厨」である。明応年間（1492～1501）に雲林院氏の一族である林氏が林の地に城を築いて移ったことが『勢陽五鈴遺響』に記され、その城跡は北浦にある。また、天正 11 年（1583）に豊臣秀吉の支配下に入り、翌年には織田信包の子の三十郎信重が 1 万石の林藩主になった。現在の林殿町には「城屋敷」の地名が残っているが城跡は明確でない。なお、当該地の小字は「向城」である。

江戸期の伊勢別街道は、関から楠原を経由して西側から林に入り、当該文化財建造物前を曲がり中縄、棕本に向けて南下する。伊勢別街道沿いには歴史的建造物も散見され、特に林殿町付近には土堀など歴史文化的な風情の残る閑静な一画である。

明治 22 年には楠原村、萩原村、福德村、林村、中縄村、楠平尾村、忍田村の 7 ヶ村が合併して、明治の「明」をとり明村と称した。昭和 31 年には明村、棕本村、安西村、雲林院村、河内村が合併して芸濃町となったが、後に福德、萩原、楠平尾は関町や亀山市に属した。なお、古刹である普門寺は、天正 2 年（1582）滝川一益の兵火で炎上し、堂宇は悉く焼失したとされる（『勢陽雑記』）が、境内は旧規をとどめ本堂には大日如来など五仏が安置されている。



伊勢別街道



普門寺

ウ. 津市域の旧村役場庁舎

旧明村役場庁舎以外に津市域には旧村役場庁舎として、旧一身田村役場（大正 4 年 一身田町）、旧川口村（昭和 11 年 白山町川口）、旧倭村役場（昭和 11 年 白山町中ノ村）、旧八ツ山村役場（昭和 3 年 白山町八対野）、旧多気村役場（昭和 29 年 美杉町上多気）が知られている。

旧川口村役場は平成 22 年に解体され現存しない。その他は、旧一身田村役場が専修寺境内に移築され高田婦人会館として利用されている以外は、全て公共施設として現存している。旧倭村役場と旧八ツ山村役場は、文書倉庫として利用されており、旧多気村役場は市埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室となっている。

構造形式別では、旧一身田村役場だけが平屋建物であり、それ以外は全て 2 階建てであり 1 階を事務室、2 階を議場としている。この内、旧川口村役場は正面の両端が張り出し、縦形窓など洋風要素が強いものに対して、旧八ツ山村役場、旧倭村役場は基本的に平面矩形の比較的単純な構造となっている。



旧一身田村役場



旧川口村役場



旧倭村役場



旧八ツ山村役場



旧多気村役場

イ. 明村

明村は明治 22 年に 7 ヶ村の合併によって誕生し、昭和 31 年に芸濃町に合併するまで存続した。戸数・人口は大正元年に 543 戸、3,029 人であった。産業は農業が中心であるが、養蚕業も盛んで昭和 6 年には 326 戸が従事している。交通路としては、安濃鉄道が林を終着駅として津市まで繋がっていた。

役場庁舎は当初普門寺境内にあったが、大正 5 年に現在地に建設された。

明治 25 年の旧版地図には、現在の明幼稚園付近に村役場の記号があり、これが前身の庁舎と推定される。

議員数は当初 12 人であったが最終末（昭和 31 年頃）には 16 人、また職員は昭和 13 年の記録では三役以外は 6 人であったが、昭和 27 年には 12 人と倍増しており、戦後が最も活気のあった時期と考えられる。なお、昭和 31 年の芸濃町役場明支所は職員 4 名であった。

図一 明村位置図



(国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図(津市西部・亀山)を使用、一部改変)

ロ. 沿革

当該文化財建造物の沿革は、次に示すとおりである。

- 大正 5 年 明村役場庁舎として建設される。
- 昭和 31 年 5 ヶ村の合併により芸濃町役場明支所となる。
- 昭和 42 年 明支所が廃止される。
- 昭和 45 年 芸濃町資料館となる。
- 平成 18 年 登録有形文化財に登録される。

カ. 施設の性格

当該文化財建造物は、大正 5 年(1916)に河芸郡明村役場として建設され、昭和 31 年(1956)の 5 ヶ村の合併によって芸濃町が成立した後は芸濃町明支所となった。

昭和 42 年に明支所が閉鎖され、昭和 45 年(1970)から同 17 年(2005)まで旧芸濃町資料館として使われたが、役場の機能が長く継続されてきたことから、それ以外の改変は比較的少ない。また、地勢学的にも明地区の中心的な施設として重要である。

③ 文化財の価値

当該文化財建造物は、木造軸組構法 2 階建て、棟高約 11.5m、延べ床面積 328.12 m² の建物である。

当該敷地は、南・西が道路に面する角地で、南西角に門柱を配しており、庁舎はこれに呼応して、東西に棟を架ける総 2 階建物の南西隅にバルコニーを張り出し、正面の出入口としている。また、この棟の背面西寄りには旧貴賓室棟、東寄りには旧小使室棟とサービス用に当てる平屋の付属棟がそれぞれ接続して裏庭を囲んでいる。



門柱



バルコニー



鬼瓦と紋章

本館は木造総 2 階建て、棧瓦葺、東西棟の寄棟造で付属棟が付く下見板張や上げ下げ窓を用いた洋風庁舎で、上部の大屋根には妻を設け、その妻には建物を特徴づけるデザインとして黒漆喰による明村の紋章や大きな鬼瓦を設けるなど、建物の南西側の隅を切り、昇降口（玄関ポーチ）を構えて正面性を強調する手法である。

外壁は棟によって仕上げが異なり、総 2 階部分は下見板張大壁で軒蛇腹・胴蛇腹を回し、ペンキ塗装を施す。一方、西の付属棟（旧来賓室棟）は軒裏で垂木を露出し、正面と西の道路側は下見板張大壁ペンキ塗とするが、背面側は真壁で、腰を当地域に例の多い横棧打の和風下見板張とする。

小屋組は洋小屋で棧瓦を葺く。建具は外部との戸締りには 1 階で引き違い窓、2 階は正面・側面で上げ下げ窓、裏面で引き違い窓を用いる。このように洋風意匠は目につきやすい南の道路側に集中し、そのほかの面は在来の手法を基本としている。

総 2 階部分の 1 階には、南・西の 2 辺に客溜りの土間があり、その奥は受付板を隔てて一室の板間のギャラリー・展示室に当てられている。

ギャラリー・展示室（旧事務室）の受付カウンターは建設当初のままの形状が残っており、住民窓口の土間より事務室の床の方が高い位置にあり、当時の役場の事務室の形状をそのまま残している。



下見板張と軒蛇腹・胴蛇腹



和風下見板張



軒裏（垂木）



建物外周の切石積み



土間と受付カウンター



事務室床と受付カウンター

また、東端には2階に通じる非常に急な回り階段や憩いの部屋1があり、憩いの部屋2や便所などの東の付属棟（旧小使室棟）にも通じている。

2階の地域学習室（旧議場）は1室の広間で板間に一部畳敷となっており、天井には1階管理室（旧来賓室）来賓室と同様の漆喰彫刻の中心飾りが2箇所設けられている。そこからは東端の回り階段のほか、管理室（旧来賓室）の前から裏階段が通じている。



議場床



漆喰彫刻



回り階段

旧小使室棟では、憩いの部屋2、便所が北に向かって並んでいる。
 旧来賓室棟は、管理室（旧来賓室）を中心に、東側に給湯室、西側に物置を配し、管理室南側の通路には南に向かって出入口が設けられている。
 設計は、事忌神社の神職でもあり大工でもあった中縄の「浦野甚松」氏（明治9年に57歳で神職に就く前は陸軍の工兵であった）とされ、計7枚の当初設計図「明村役場建築工事之図」、仕様書・設計書（資料編参照）が残っており、当初の計画や技法も明確である。

以上、当該文化財建造物は当地域の近代の足跡を示す象徴的な建築である。

加えて、伝統的な木造建築意匠と技術によることが多かった明治大正期の町村役場の中では、旧明村役場は当時の津警察署を参考にしたともいわれ、意匠・構造技法ともに際立って洋風要素が強く、当地域での町村部への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。



旧津警察署

（年不詳 津市津図書館蔵橋本文庫）

また、平面・配置計画上も、事務室と議場を中心として諸室の配置も十分に配慮された明快で印象的な構成をもち、役場庁舎建築としても評価に値する。

(4) 文化財保護の経緯

当該文化財建造物の保護にあたり、登録有形文化財の登録以降、平成19年度に「旧明村役場庁舎調査報告書」を作成するとともに、平成25年度に屋根瓦、平成26年度に窓及・壁の一部修繕を行い、平成27年度には本館東側側面の帆布張・樋の一部補修を行っている。

近年は老朽化のため閉館としていたが、平成22年から平成24年に近代化遺産一斉公開に合わせて各1日公開した。（参加者：平成22年80人、平成23年180人、平成24年220人）また、平成27年度も11月8日に一般公開を実施し、参加者は140人であった。

平成27年度には文化財建造物としての保全と活用をはかるため、保存活用計画を策定し、平成28年度に計画に基づいた耐震補強計画と実施設計を作成した。平成29・30年度には耐震補強その他工事を実施し、平成30年8月26日に竣工式を迎え、同年9月2日より一般公開を開始した。

表一過去における事業の内容とその実施年度

事業年度	事業区分	事業内容
平成 25 年度	保存修理	屋根瓦の一部補修
平成 26 年度	保存修理	窓・壁の一部修繕
平成 27 年度	保存修理	壁面帆布張・樋の一部補修
	保存活用計画策定	耐震診断、保存活用計画策定
平成 28 年度	実施設計ほか	耐震補強計画作成、実施設計
平成 29・30 年度	改修工事	耐震補強その他工事
平成 22 年度	公開活用	全国近代化遺産一斉公開デーに一般公開
平成 23 年度	公開活用	
平成 24 年度	公開活用	
平成 30 年度	公開活用	一般公開

(5) 建物利用の変遷

① 改修痕跡

当該文化財建造物の主な改造は次表のとおりであり、各棟別に前述の「旧明村役場庁舎調査報告書」からその概要を整理する。

表一 登録有形文化財登録以前の主な改修

事業年度	事業区分	事業内容
昭和 20 年頃～昭和 31 年	保存修理	1 階土間（西側）の事務室の拡張に伴う改修
昭和 31 年	保存修理	芸濃町役場明支所の開設に伴う改修
昭和 45 年	保存修理	芸濃町資料館の開設に伴う改修
昭和 52 年	保存修理	同上資料館の展示改修
昭和 60 年頃	保存修理	バルコニーの改修
平成 11 年頃	保存修理	バルコニーへの覆屋の設置
平成 11 年	保存修理	同上資料館の展示改修

7. 本館棟

○ 昇降口、南出入口の建具の変更

昇降口、南出入口の建具が開き戸から引き違い戸に変わっている。いずれも、建て付け面に当板を建てて、内法幅を調整している。また、鴨居には付樋端を取付け、戸溝を造っている。戸には丁番取付部分に埋木で繕った痕がみられる。

○ 受付カウンターの切断

土間、ギャラリー・展示室境の受付カウンターは、現状では昇降口前で終わっているが、西側腰壁に残る痕跡から、以前は西に延びていたと推定される。さらにそれ以前では、現状の受付カウンター端部から北に伸び、西階段手前の柱に取り付けていたと考えられる。戦後の事務室床面の拡張に伴い、改変されたものと思われる。

○ 本館東側の出入口の変更

設計図では階段下部分に出入口を設け、東側外部に石階を設けているが、現状では出入口部分は 8 畳間の押入で、石階もない。ただし、外壁東面には、外壁と同仕様の戸が残存していた。現在、改修工事により下見板張りとなっている。

○ 本館一階の中廊下上がり框部分の変更

本館一階の中廊下上がり框部分は、近年の改修がみられる。

当初上がり框位置は現状より 3 尺北側であったと推測される。

○ バルコニー覆屋設置

バルコニーは、昭和 60 年頃に修理され、平成 11 年頃には雨水等による老朽化に伴い、覆屋が設置された。

4. 旧来賓室棟

○ 管理室南側出入口の変更

設計図では管理室南側の出入口がない。現状では出入口上部に取り付く庇が開口部と不自然に取り付き、軒先の瓔珞も本館南面とは形状が異なる。

ウ. 旧小使室棟

○ 旧小使室棟の屋根葺き材の変更

旧小使室棟の屋根は、平成元年～9年の間に波型亜鉛鍍鉄板で葺き替えられている。雨漏りが原因とみられる腐朽が進み、全面的に波型亜鉛鍍鉄板で葺きかえていた。垂木以上の屋根下地にも改修がみられた。現在は桧瓦葺に復元されている。

○ 旧小使室の間仕切り撤去

憩いの部屋2部分は設計図では土間と、4畳半の小使室の2室となっている。間仕切りを撤去し、内装も全面的に改修している。

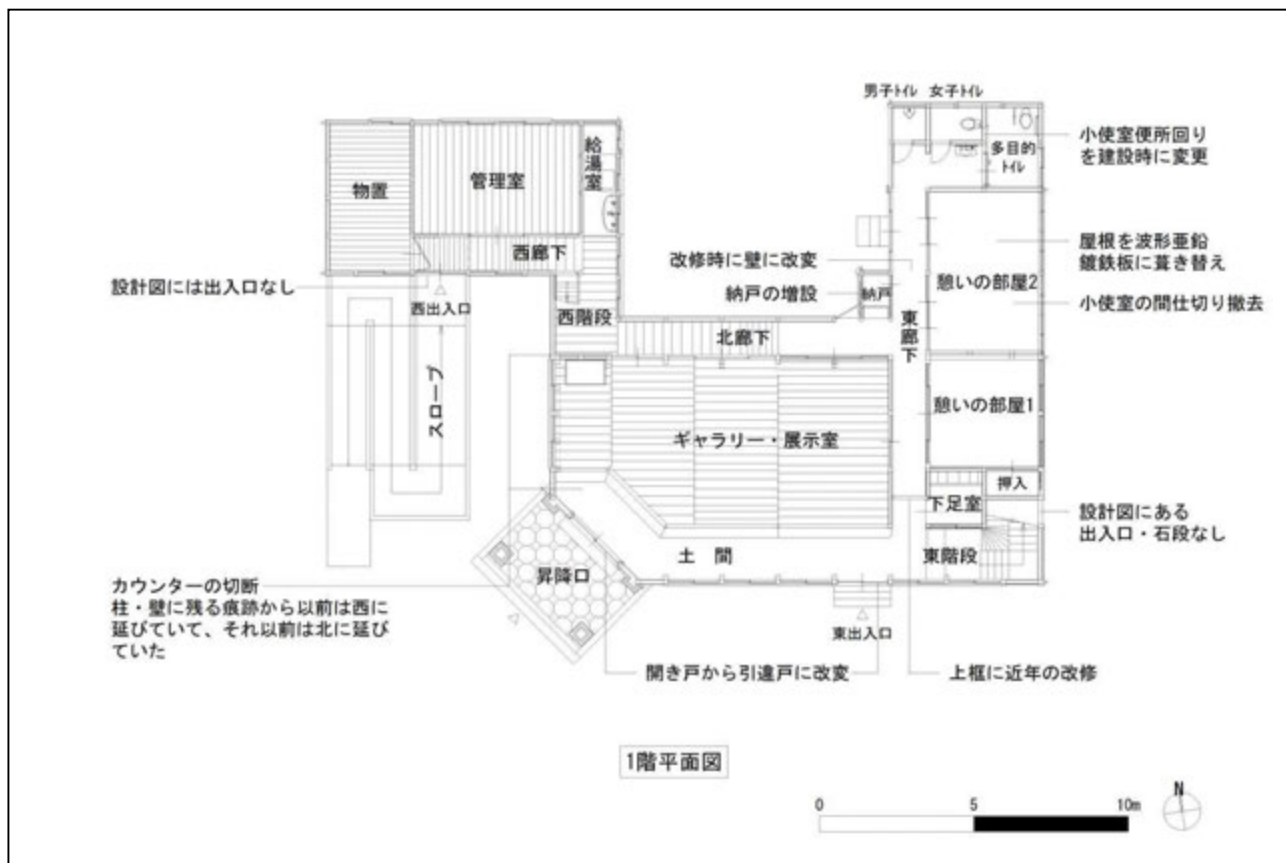
○ 旧小使室便所回りの計画変更

旧小使室棟北端の便所回りは、設計図では1間間口の2室を並べているが、平成28年時点では5尺+4尺の計1間半となっていた。これは建設時の計画変更と考えられる。

○ 納戸の増設

本館棟と旧小使室棟との入り隅取り合い部に納戸を増設している。現状の出入口部分南の柱に当初窓開口の敷居痕が見られ、北の柱には痕跡を隠していると考えられる当板がみられる。この改修時に、本館背面東端を間仕切り、新たに一筋を設け、建具を建てたと推定される。また、小使室西側の廊下の北端は現状漆喰壁となっているが、設計図では軒内への出入口となっており、この改修時に壁にしたものと考えられる。なお、この壁の外側、軒内部分には沓脱石とみられる切石が置かれている。

図一 建物痕跡から見た改変の内容



② 建物の変遷

当該文化財建造物は、大正 5 年に旧明村役場庁舎として建設され、同村の役場として使われた後、昭和 31 年の合併により芸濃町役場明支所（来賓室を事務室とする）となったが、昭和 42 年に明支所が廃止され、職業教育センターとして利用された。

その後、昭和 45 年に新たに芸濃町資料館に整備されたが、平成 17 年に芸濃総合文化センターに芸濃郷土資料館が開設されたことを受けて閉鎖された。旧芸濃町において建物の解体が決定されていたものの、合併による津市への移行の中で時間的制約があり、その結果として解体は行われなかった。

そして、平成 18 年、津市教育委員会は貴重な大正時代の建造物として保存の方針を決定し、登録有形文化財への意見具申を文化庁に行い登録されたが、老朽化が著しいことから当該文化財建造物の積極的な公開活用は行われていなかった。

平成 27 年に保存活用計画を策定し、文化財建造物としての保全と地域コミュニティの場として利活用を図るため、平成 28 年に耐震補強計画と耐震補強その他工事の実施設計を行い、平成 29～30 年度に耐震補強その他工事を実施し、平成 30 年 9 月より一般公開を行っている。

なお、当該文化財建造物の利活用履歴については、次頁以降の「建物の変遷」の表及び図（Ⅰ期～Ⅵ期）に整理する。

7. Ⅰ期（大正 5 年～昭和 20 年頃）

大正 5 年の建設以降、1 階事務室の床と西面壁との間が土間になっており、来賓室棟の廊下に繋がっていた。事務室の受付カウンターも床面と同様、北側に回っていた。また小使室棟の一部は土間になっていた。本館東側の土間から廊下に上がる場所に当初は開き戸があり、土間に当初の上框と沓脱石が残っている。土間南の扉は当初開き戸だった。2 階議場は板間であった。

なお、大正 5 年～昭和 20 年頃の改修内容は不明である。

4. Ⅱ期（昭和 21 年頃～昭和 30 年）

1 階の土間の西側を板張にして事務室を拡張している。これは戦後明小学校の奉安殿金庫が事務室に移設されていることから推定した。それに伴い受付カウンターを西に伸ばしている。また、昇降口の扉を引き違い戸に改修し、土間南の扉を引き違い戸に改修したのもこの時期と考えられる。また、2 階の議場は見切縁を設けて大半の部分を畳敷きとしている。

7. Ⅲ期（昭和 31 年～44 年）

来賓室を芸濃町明支所の事務室として利用。支所入口の変更に伴い、来賓室棟にスロープを設置するとともに窓部分に引き違い戸を設置し、入口の床板は一段下げられている。また、来賓室棟廊下に引戸建具の転用をした仕切戸もこの時期と思われる。なお、支所事務室以外の部分は、職業教育センターとして利用されていた。

1. Ⅳ期（昭和 45 年～平成 17 年）

芸濃町資料館として利用された時期。展示室であった事務室の受付カウンターが出入口として撤去されていて、展示棚が造り付けられている。昭和 53 年に展示改修が行われた。

資料館以外の部分は、一時教職員の宿舎であった他は集会所等に利用されていた。この時期に小使室や便所や物入などを全面改修していると考えられ、窓のアルミサ

ッシも同時期であろう。また、老朽化した屋根や壁を化粧合板張としている。

2階議場は資料館としての整備に伴い合板張にした。また、バルコニー老朽化が特に著しく、昭和 60 年頃に改修を行い、更に平成 11 年頃に仮設の覆屋を設置している。

オ. V 期（平成 18 年～平成 29 年）

平成 25 年に屋根瓦全体に渡りズレ・割れ等のを小修繕を実施した。平成 26 年には本館東壁面と来賓室棟出入口の窓を合板張にし、平成 27 年に本館の東壁面を帆布張し、樋の一部を修繕した。

カ. VI 期（平成 30 年～現在）

長年使用されていない状況であったが保存活用計画に基づき、地域活動等に資する活用と公開を目的として耐震補強その他工事を実施した。当該文化財建造物の西側には小学校へ続く市道牛谷線が通っているが、幅が 3.5m しかなく大型緊急車両（消防車）の通行が困難であり災害時に十分な対応ができない場合があったので、道路を拡幅するため当該文化財建造物を北東方向に 27m 程曳家した。また施設の利活用のため、多目的トイレや空調設備も設置した。



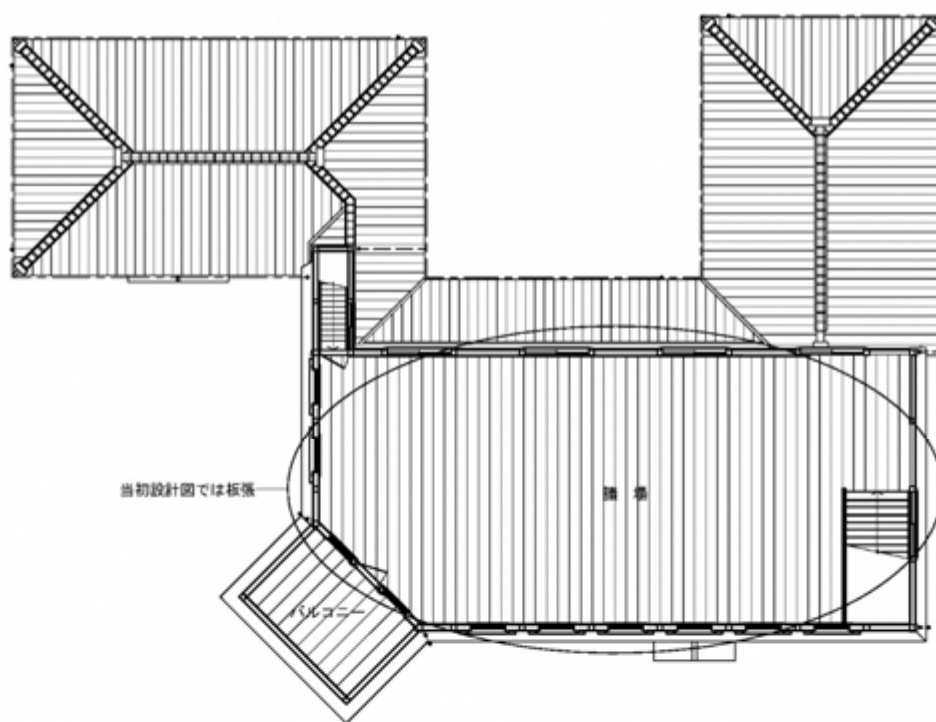
旧明村役場庁舎（昭和 3 年の明小学校舎改築記念アルバムに「本村役場」として収録：明小学校所蔵）

表一 建物の変遷

年代		築年数	事 項	利用形態					期
元号	西暦			1階				2階	
明治22年	1889		7か村が合併して明村となる。 5月21日に普門寺境内に臨時役場を開所。						0
明治33年	1900		明小学校の改築に伴い、一時役場を臨時校舎とし、 役場は村長宅、議会は林徳寺本堂とした						
大正3年	1914		明村が土地を購入(翌4年に4筆を合筆)						
大正5年	1916	0	明村役場庁舎の建設、役場を7月に開所。	来賓室	事務室	宿直室	小使室	議場	I
昭和20年	1945	30	明小学校舎の工場供与に伴い、役場2階で二部授業を実施						II
(戦後)			明小学校の奉安殿を移設、金庫として利用						
			この頃事務室を西側に拡張か						
昭和31年	1956	40	芸濃町となり、明支所を開設	事務室					III
昭和34年	1959	43	職業教育センターの開設	<明支所>	<職業教育センター>				
昭和42年	1967	51	明支所の廃止(水道課連絡所を併設) 当分の間衛生課水道職員を置く	(水道課)					
			一時明小学校の教員宿舎	(衛生課)		(教員宿舎)			
昭和45年	1970	54	芸濃町資料館の開設(前年から資料収集)	展示室		(集会所)		展示室	IV
昭和53年	1978	62	展示改修(1階農具、2階その他の展示)	<芸濃町資料館>				<芸濃町資料館>	
平成11年	1999	83	展示改修(2階昔の生活復原展示)						
平成17年	2005	89	資料館の廃止、解体の要望						V
平成18年	2006	90	津市に合併、登録有形文化財への登録						
			保存整備に関する多数の要望						
			小規模な修繕の実施						
平成27年	2015	99	保存活用計画の策定						
平成28年	2016	100	耐震補強計画、耐震補強その他工事実施設計						VI
平成29年	2017	101	耐震補強その他工事開始						
平成30年	2018	102	耐震補強その他工事完成、一般公開						

※年表における各事項間の時間幅は、必ずしも一定でないが、相対的な時間幅を考慮している。
各室の利用形態は、厳密には特定できていないが、概ね想定される範囲で図示している。

図－I 期（大正 5 年～昭和 20 年頃）



2 階平面図

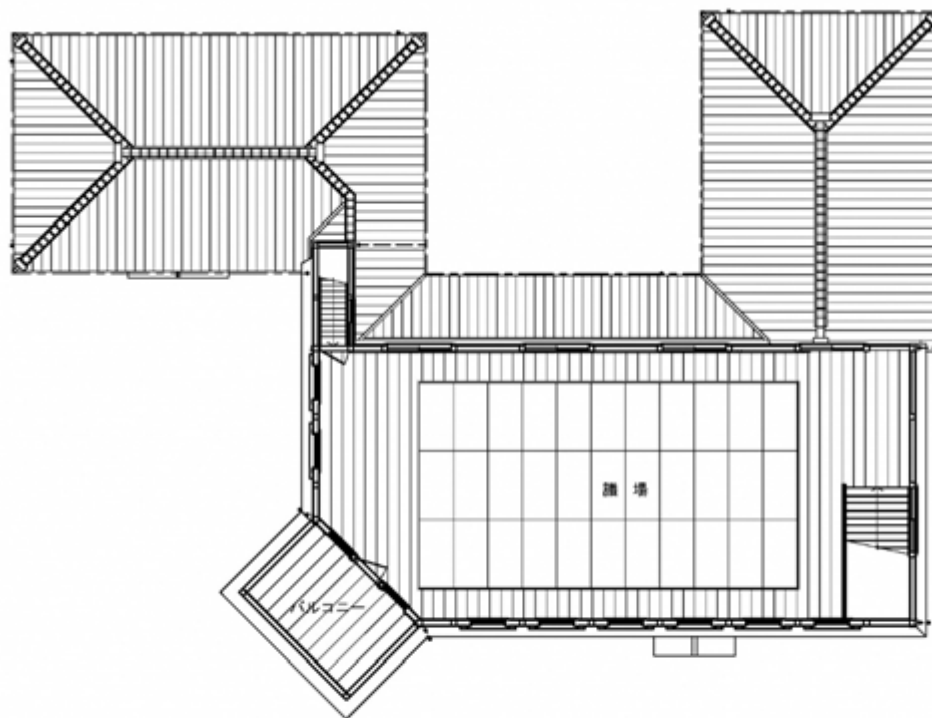


1 階平面図

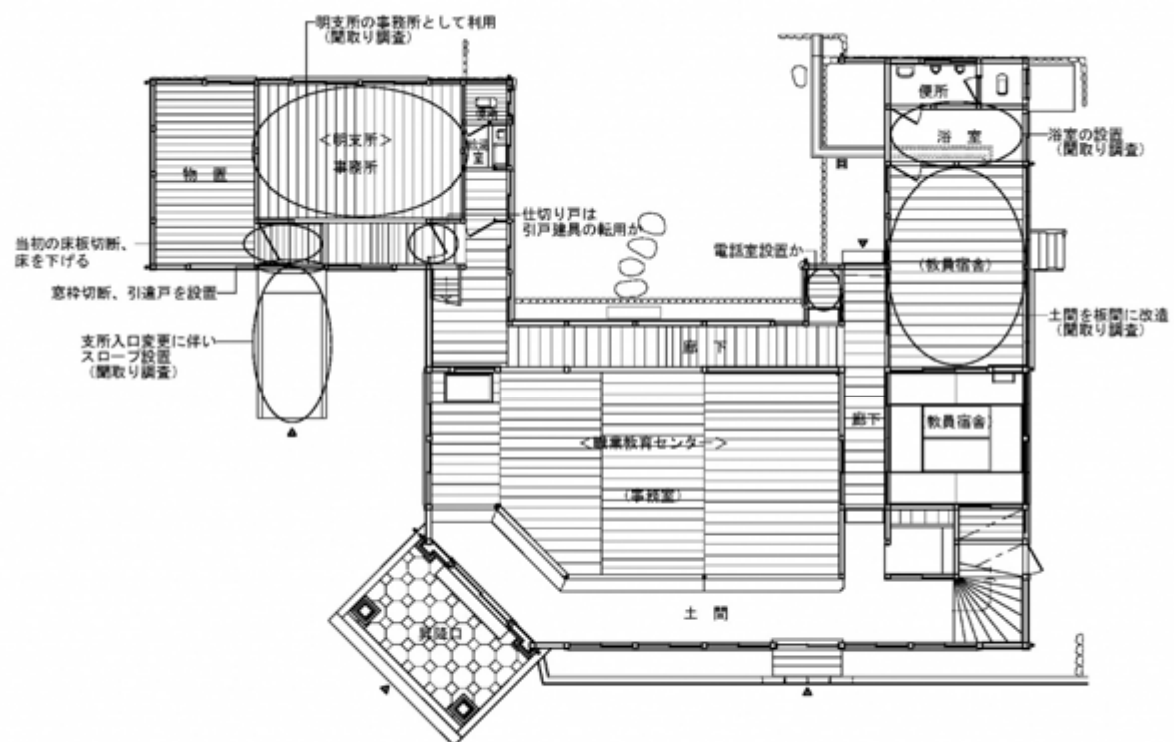
2 階平面図

1 階平面図

図一Ⅲ期（昭和31年～同44年）

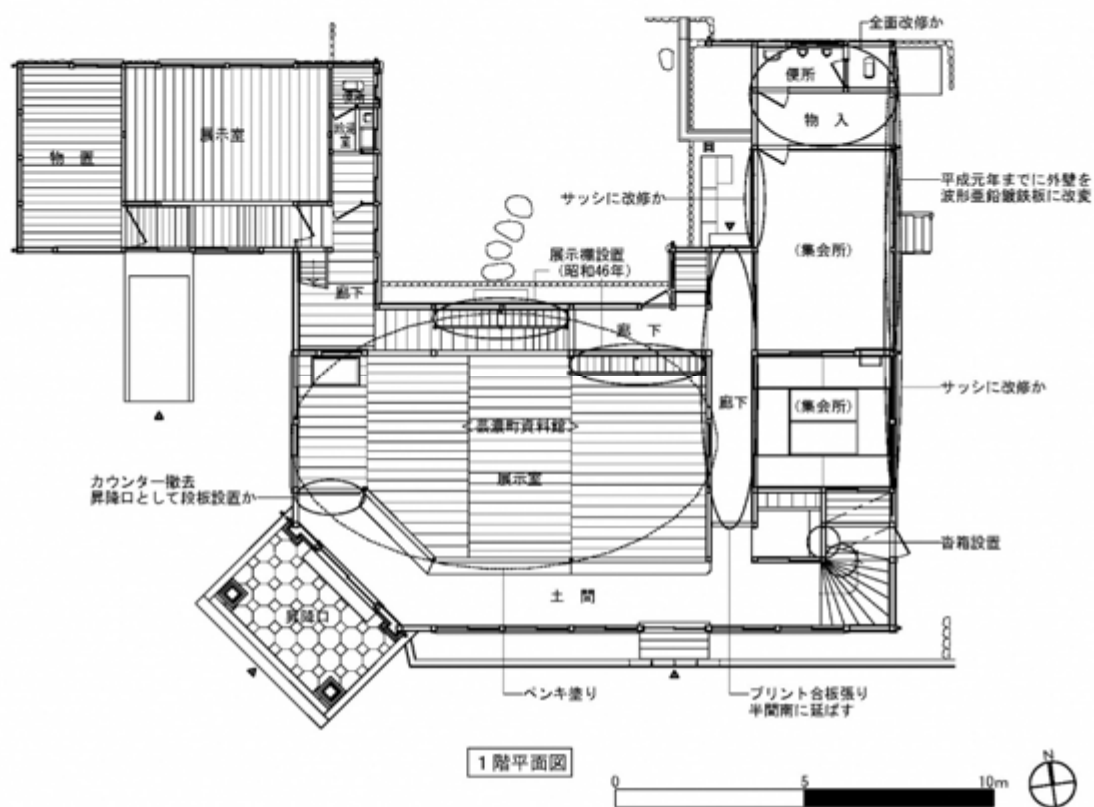
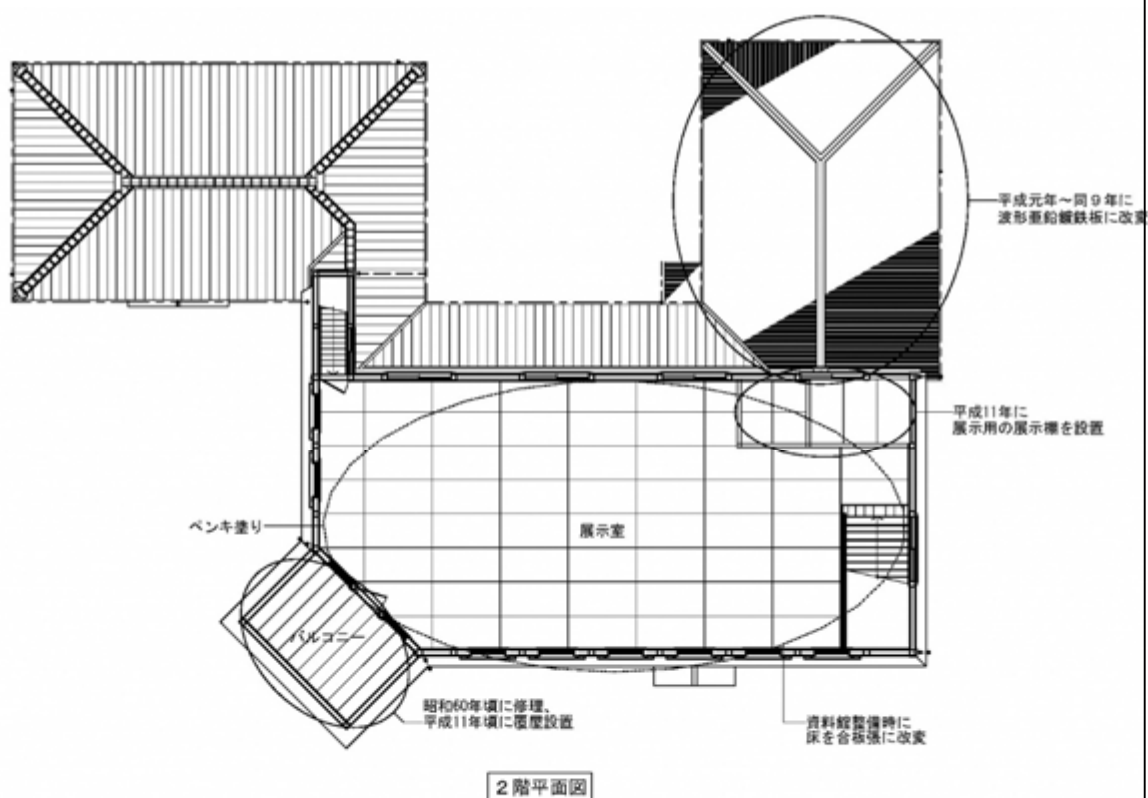


2 階平面図

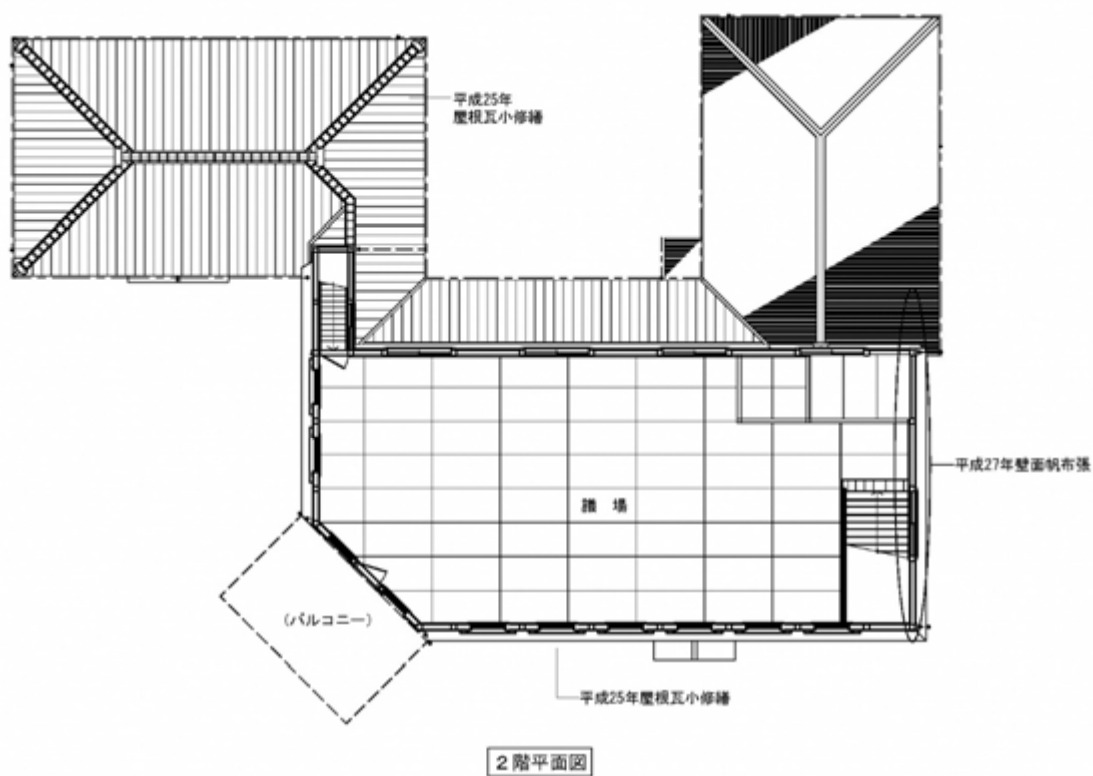


1 階平面図

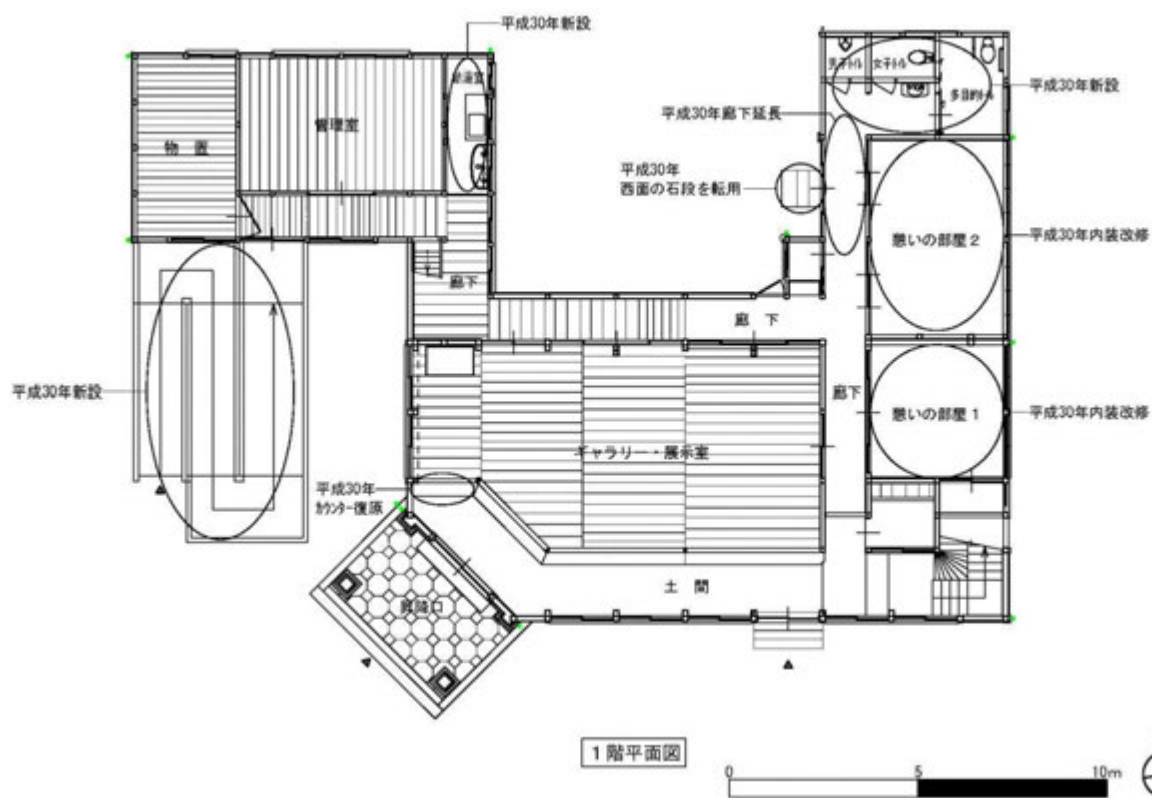
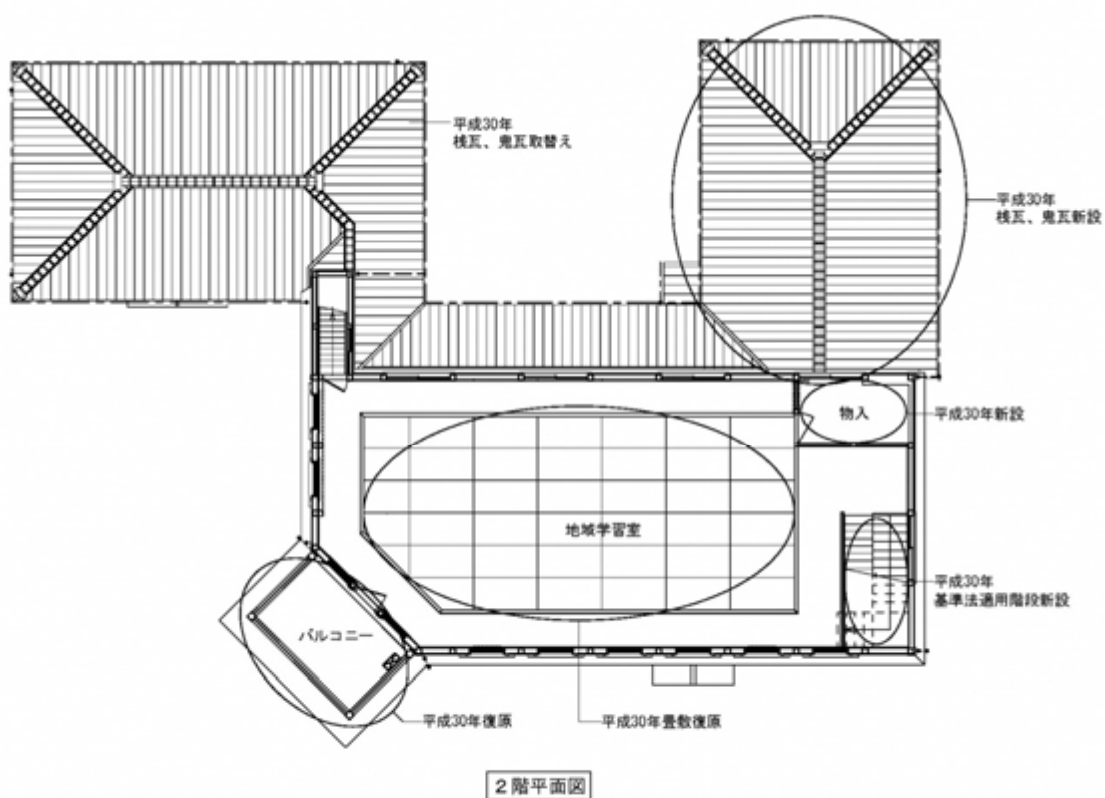
図一Ⅳ期（昭和 45～平成 17 年）



図－Ⅴ期（平成 18 年～平成 29 年）



図一VI期（平成30年～現在）



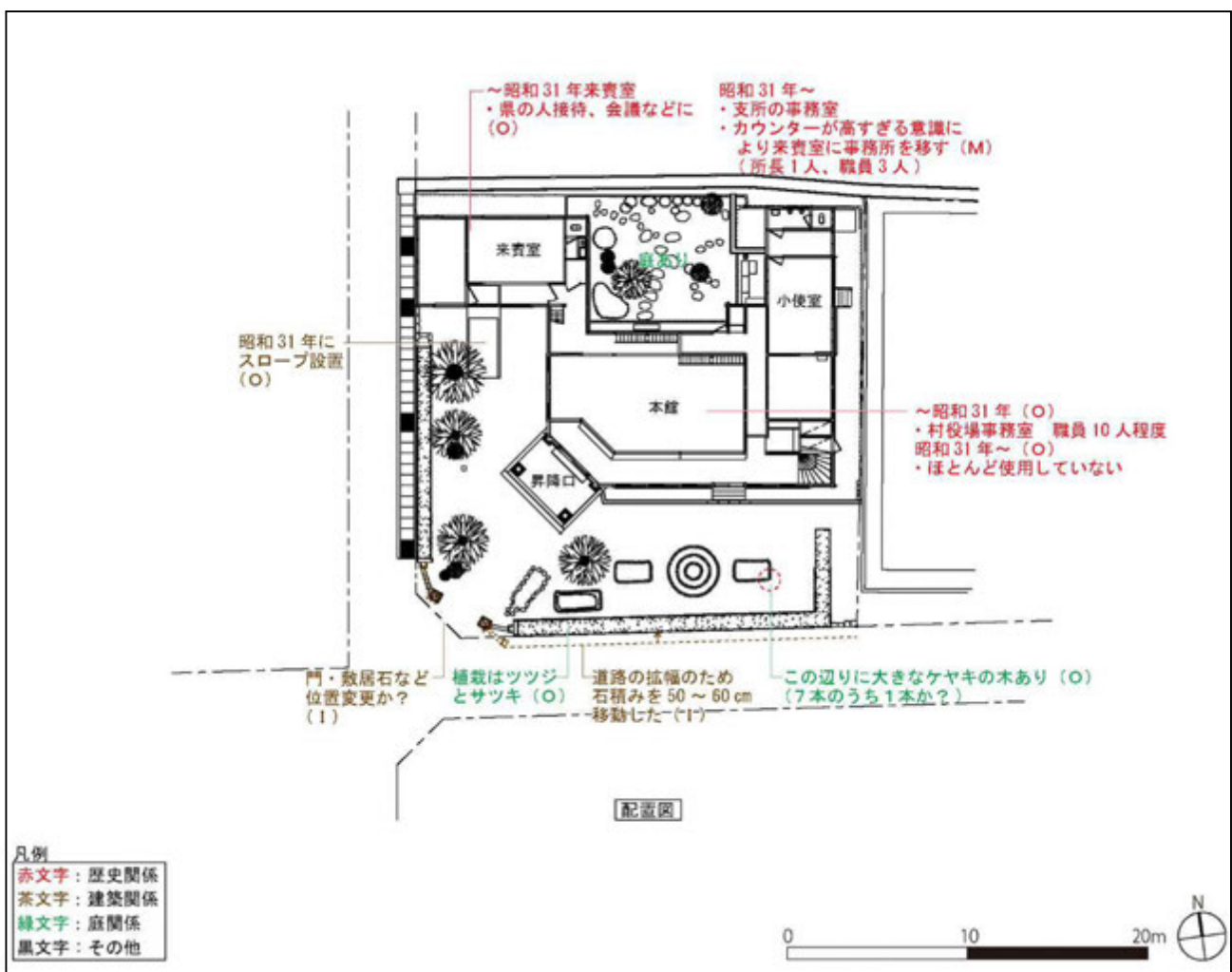
□ 参考：元役場職員等へのヒアリング結果

※ 平成 27 年 9 月に元役場職員等に当時の当該文化財建造物の利用状況について、次のとおり聞き取りを行った。

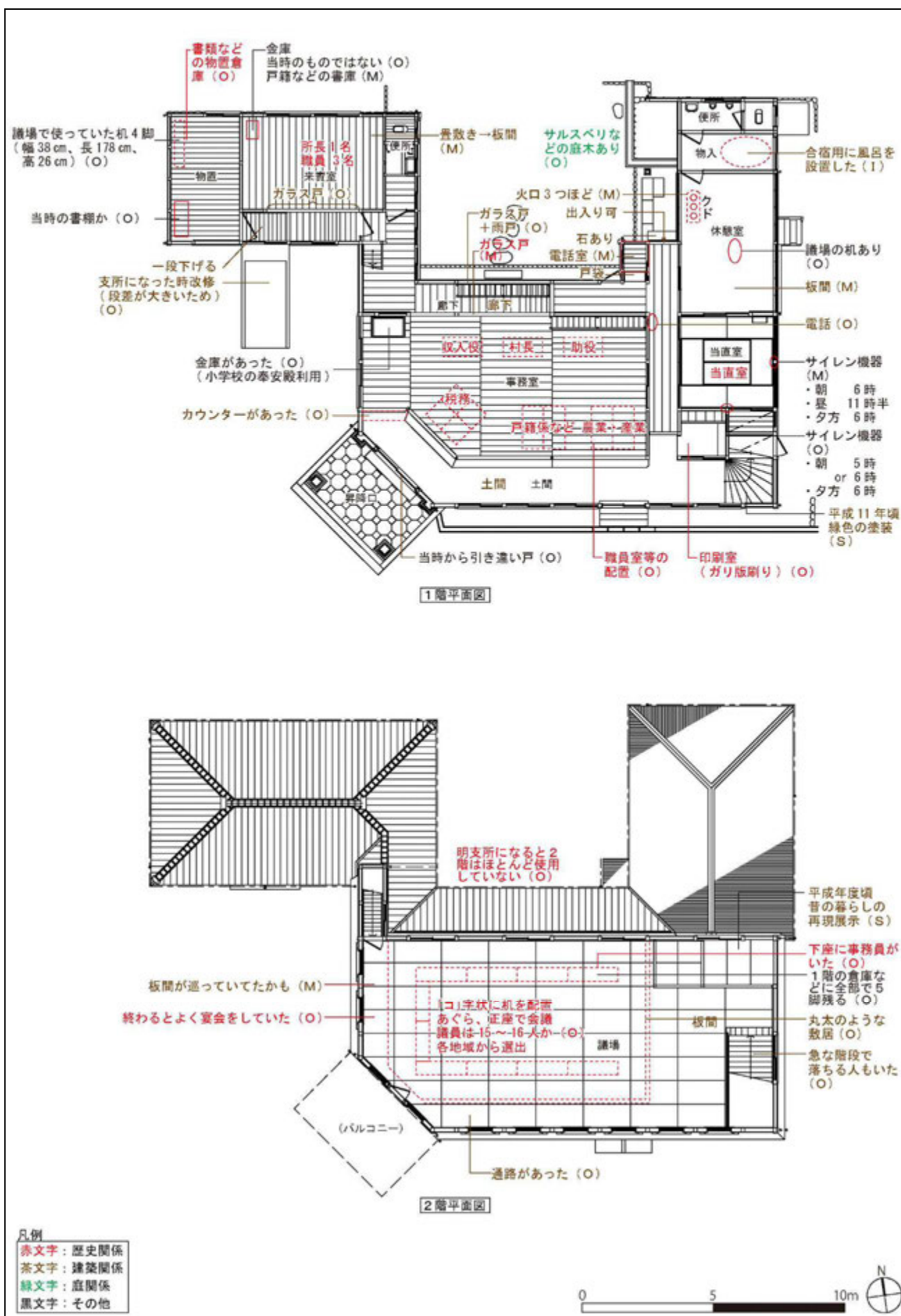
勤務年

- ・平成 27 年 9 月 3 日 元村役場職員（大場耕作 78 歳：O）昭和 27 年～35 年
- ・平成 27 年 9 月 4 日 元町役場職員（宮崎 功 73 歳：M）昭和 36 年～39 年
元町役場職員（今井 肇 78 歳：I）昭和 31 年～35 年
- ・平成 27 年 9 月 17 日 元町役場職員（杉谷 勝 72 歳：S）昭和 51 年～平成 8 年
平成 9 年～平成 11 年

図ーヒアリング結果図①



図ーヒアリング結果図②



(6) 保護の現状と課題

① 保存の現状と課題

当該文化財建造物の保存の現状と課題について整理する。

7. 現状

平成 29～30 年度に実施した耐震補強その他工事により、平成 27 年度に策定した保存活用計画で課題とした部材の老朽化や当初からの改変についての問題はほぼ解消している。外構等周辺環境についても、曳家により明村役場庁舎が北東に移設されたことから、市道牛谷線が拡幅された。

4. 課題

○建物部分

- ・本館及旧来賓室棟は、窓や出入口に木製の建具を使用しているため、隣接する小学校のグラウンドなどから細かい砂が飛来し、風が強い日には建具の隙間から室内に砂が侵入している。また、台風などの強風時には雨水が侵入する場合もある。
- ・各室の窓にはカーテンやブラインドが設置されておらず、直射日光が室内に入光することから、展示資料の劣化や室温の上昇など、利活用の上で課題が生じている。

○外構

- ・建物東側及び南側は、基礎から犬走状に砂利が敷かれているが、その他の部分は土であり日常の風雨により土砂が流出している。敷地内の排水対策が課題である。
- ・敷地周囲に設置したメッシュフェンスは、明小学校の校庭に面する北側及び東側ではやや高さが不足しており、ボール等の飛来による破損が懸念されている。

○道路等

- ・曳家に伴う市道牛谷線の拡幅により、道路幅 3.6m の部分が 6.0m となったが、水路は既存のままとしたため、拡幅後の道路の中央に水路が残されている。将来的に移設等について検討が必要である。

② 活用の現状と課題

7. 現状

現在、文化財建造物として活用を行っている。建物全体の管理は、明地区社会教育推進協議会に委託し、土日の一般公開は津市・津市芸濃町文化協会・芸濃ふるさとガイド会からなる公開活用協議会が実施している。また、津市立明小学校が隣接することから、平日は小学校児童の見学や放課後子ども教室の場としても活用されている。

7) 竣工時と現状の活用状況

当該文化財建造物は、基本的には建設当初から大規模な改修等を行われていないが、村役場、町役場支所、資料館と建物の利用目的が変わってきており、その都度、何回かの改修工事が行われている。

屋外（敷地内）については、昭和 31 年に芸濃町明支所となった際に旧来賓室棟の南面に出入口とともにスロープが増設されていた。平成 29・30 年度の改修では、この出入口を改築し、車いす用のスロープを設置した。

屋内では、昭和 45 年に芸濃町資料館として開設された際に 1 階事務室及び 2 階議場が展示室として改修されていたため、2 階床面に貼られていた合板を撤去するなど、昭和 21～30 年代のⅡ期の形状に復旧している。

4) 建築基準法、消防法等の対応状況

建物の各室が今後、展示室等に変わることに加えて、階段や屋根面など建物の主要構造物の過半が修繕され、建物は建築基準法、消防法等の適用を受けることとなった。

また、1 階事務室の土間から 2 階議場に上がる階段については、建設当初のものが使われており、建築基準法や消防法に不適合となるため、当初の階段の上に法基準に適合した新しい階段を設置している。

6) 耐震化の状況

平成 29・30 年度の改修に伴い、耐震補強計画に基づく耐震補強が施工された。

1) 地域住民の文化活動状況

当該文化財建造物が立地する芸濃地域では、芸濃総合文化センターを中心として、行政間や地域住民の諸会議、地域交流及び種々の文化活動が活発に行われている。

また、歴史、文化活動としては、伊勢別街道沿いに歴史的建造物が建ち並ぶ楠原地区の景観まちづくりなどがあり、地域の歴史、伝統文化を視点とし活用するまちづくり活動が行われている。

これらの活動には芸濃地域全域を対象として文化協会やボランティアガイド会が組織されており、当該文化財建造物の公開活用にあたっては、地域住民の文化活動の拠点施設のひとつとして活用されている。

(7) 計画の概要

① 計画区域

計画区域は、当該文化財建造物本体及び同外構を含む敷地（明小学校の敷地の一部を含む）を区域とする。

② 計画の目的

当該文化財建造物は、津市における現存する代表的な洋風木造の旧村役場建築であり、県内においても数少ない大正期の官公庁舎建築の典型であるといえる。

従って、当時の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことがないよう建築意匠の保全及び保存管理の方法を定め、市民が身近に使用することができる歴史的建造物として、当該文化財建造物の性格を考慮したうえで活用方法のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立をめざした計画の策定を目的とする。

③ 基本方針

当該文化財建造物の建設当初の姿に配慮しつつ、村役場として使用された最後の時期の姿をできる限り復原するように、現状の建物の修理を行うとともに、当該文化財建造物の文化財としての価値の維持向上を基本として、保存活用を図る。

管理方針としては、村役場として、またその後も芸濃町役場明支所、芸濃町資料館として地域住民等に親しまれた建物としての歴史的経緯に配慮し、今後、本市における芸濃地域の歴史や文化財の資料展示を行うなど、地域の歴史的背景や文化財としての価値を広く普及できるものとするとともに、地域住民や市民の文化活動に寄与できるように定めるものとする。

④ 計画の概要

7. 保存管理計画

登録有形文化財である当該文化財建造物について、前述の「1.(3)③文化財の価値」及び「同(5)建物利用の変遷」等を踏まえ、建設当初の姿に配慮しつつ、村の役場として使用された最後の時期を基本とするとともに、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

4. 環境保全計画

当該文化財建造物の敷地内及び周辺の保存環境の維持に配慮しつつ、環境保全に関する基本方針を定め、対象区域内を細分化して保護の方針を定めた。

ウ. 防災計画

当該文化財建造物において想定される人的災害及び自然災害について、過去の履歴や現状の課題を把握し、対処方針の検討を行った。

Ⅰ. 活用計画

当該文化財建造物の文化財としての保存、啓発・展示及び地域活動等に資する活用と公開の方針とともに、地域住民や市民にとっても魅力的であり、効果的な資料展示や必要な施設整備について定める。

Ⅱ. 保護に係る諸手続き

保存管理計画、環境保全計画、防災計画及び活用基本計画に内容に即して、文化財保護法及び関係法令に基づき、登録有形文化財（建造物）としての修繕や改修などに必要な届出、協議等の手続きを定める。

なお、本計画書は平成 30 年 10 月に改訂を行っている。

2. 保存管理計画

(1) 保存管理の現状

当該文化財建造物は、津市が文化財建造物として維持管理を行っており、平成 29・30 年度には耐震補強と公開活用に係る施設整備を実施している。ここでは工事後の状況を記載し、工事の際に仕様の更新及び保存状況が変更となっているため変更内容も併せて記載した。また、工事前の平成 27 年度の計画策定時の状況については、当初の保存管理計画を参照されたい。

また、耐震補強工事にともない建物は曳家されたため、基礎から下の部分については全て新設されている。工事によって失われる情報は、工事中に調査を行い記録としてまとめ巻末資料として掲載している。

7. 外観

【本館】

本館の外観は全体的にみると、大正 5 年建設当初とほぼ変わらない形状で保存、維持されている。

大屋根は、寄棟造棧瓦葺きで屋根勾配 6 寸としている。瓦は、すべてを取替え、土居葺きから乾式工法に変更し、鬼瓦及び棟飾りは復原した。

外壁は、1 階・2 階とも下見板張とし、1 階北面の上部はアクリル系壁仕上げとしている。南面の外壁は、腐朽が著しい下見板を他面の健全な下見板に取り替えた。東面の外壁は、防水対策として帆布で覆ってあったが、下見板張に復原した。1 階北面は、建設当初 1 階は開口部であったが、今後の利活用に配慮し、新規の下見板張りとし上部は漆喰壁からアクリル系壁仕上げとした。

1 階建具については、建設当初の硝子を使用した引き違い窓、昇降口の玄関上部には、アーチ状にデザインされた硝子がはめられている。2 階は上げ下硝子窓となっている。小使棟との接続部には、出入口がつくられたが、その際に設置されたアルミ製の建具を更新した。

なお、建物全体の石積みの基壇は、御影石となっている。極力当初材を再利用しているが、必要な箇所には、同仕様の切石を新設した。なお、基礎は、曳家の際に礎石からコンクリート基礎にすべて変更した。



本館（北面）



本館（東面）



本館（南面）



本館（南西面）

【本館昇降口、バルコニー】

昇降口は、本館への正面玄関となっており、上部はバルコニーとなっている。柱は木製、天井は板張り、床面はモルタル、石段には切石が配されている。床面には亀甲模様のデザインが施されていたが、曳家により撤去した後当初のものになって復原整備した。柱と石段は建設当初の材料を再利用している。

バルコニーには木製の手摺が設置されている。建設当初の手摺は腐朽が著しいため、覆屋を設けて保護していたが、全て解体し当初の材料になって復原した。また、当初の手摺子は保管されている。



昇降口(南西面)



昇降口(南西面)



昇降口(南東面)



保管手摺子

【旧来賓室棟】

旧来賓室棟は、平屋で寄棟造棧瓦葺であり、建設当初の姿をほぼ残している。瓦は本館と同様にすべてを取替え、工法を変更したうえ鬼瓦を復原した。

外壁については、南面と西面は、下見板張とし、東面と北面は、三角押縁の縦板張とし、上部をアクリル系壁仕上げとしている。北面は、以前追加された物置の小窓や格子の痕跡はそのままとし、東面とともに縦板張を更新、上部を漆喰壁からアクリル系壁仕上げへ変更した。また、柱の腐朽が著しい箇所については、部材の取替えを行った。

建具については、すべて引き違い窓と引き違い戸としている。南面の出入口の窓は取り外されてベニヤ板で覆われた状態となっていたが、窓として復原し、戸は新設した。

南面出入口前には、庇とコンクリート製のスロープが増設しているが、今後の利活用に配慮した勾配の車いす利用者用のスロープをに新設したものである。



旧来賓室棟(北面)



旧来賓室棟(東面)



旧来賓室棟(南面)



旧来賓室棟(西面)

【旧小使室棟】

旧小使室棟は、平屋で寄棟造棧瓦葺である。以前は、波形亜鉛鍍鉄板であったが、棧瓦葺きに復原した。瓦はほかの棟と同様にすべてを取替え、工法を変更し鬼瓦を復原した。外壁は、下見板張とし、上部をアクリル系壁仕上げとしている。外壁も屋根と同様に波形亜鉛鍍鉄板で覆われていたが、下見板張りを新設し上部は漆喰壁からアクリル系壁仕上げに変更した。また、憩いの部屋2（旧土間）と女子トイレ（旧便所）の東面と西面にかつて存在していた出入口は、下見板張りの壁及び増築したトイレ内に取り入れ、機能を変更している。

建具はすべてアルミ製の引き違い窓及び引き違い戸である。これらは憩いの部屋の利活用を考慮し、新たなアルミ製の建具に交換した。

なお、東面に配置されていた出入口前の石段は、当初材と異なる可能性があり、安全性にも考慮し、解体して裏庭側に移設した。



旧小使室棟（北面）



旧小使室棟（東面）



旧小使室棟（西面）



同左

イ. 内観

【ギャラリー・展示室（旧事務室）】

室内全体としては、受付カウンター等に一部改変がみられる他は、建設当初に近い形で保存されている。床、腰壁、天井は建設当初からの板張りで、壁はアクリル系壁仕上げとした。塗装については、柱や天井板に建設当初と同様の色調の明るい薄緑色に塗装を施した。建具は、すべて引き違い窓と引き違い戸で、北面の引き違い戸の新設以外は当初材である。芸濃町資料館時代の展示棚などは撤去し、旧役場庁舎の雰囲気になるよう復原した。受付カウンター等は変遷図第Ⅱ期の状態で保存した。塗装については、床面、柱は当初無塗装であったがその後緑色で塗られ、当初の色調に合わせるため茶色に変更した。なお、戦後に明小学校から移設された奉安殿の金庫の土台が北西隅に残されており、曳家後も部屋の同位置にコンクリートで新設している。



ギャラリー・展示室（北面）



ギャラリー・展示室（東面）



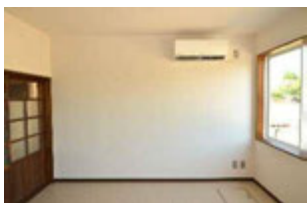
ギャラリー・展示室（南面）



ギャラリー・展示室（西面）

【憩いの部屋 1（旧当直室）】

床はビニール床シート張、壁および天井はビニールクロス張である。床は建設当初から畳敷きであったが、憩いの部屋としての積極的な利活用を考慮しビニール床シート張に変更した。建具は、アルミ製の引き違い窓及び引違い戸である。以前よりアルミサッシであったことから、新たなアルミ製建具に更新した。なお、廊下との間の引戸は従来の物を修理して使用しているが、幅については切り詰めている。



憩いの部屋1(北面)



憩いの部屋1(東面)



憩いの部屋1(南面)



憩いの部屋1(西面)

【憩いの部屋 2（旧休憩室）】

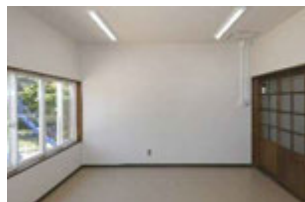
憩いの部屋 1 と同様に、床はビニール床シート張、壁および天井はビニールクロス張である。建具は、アルミ製の引違い窓と引違い戸である。部屋は、建設当初の土間と小使室を一室にしたもので、土間の東西面にはそれぞれ外部への出入口があった。現在、東面の旧出入口には窓を新設し、西面には増設した東廊下につながる引違い戸を新設した。建具の材料は、以前よりアルミサッシであったことから、新たなアルミ製建具に更新した。



憩いの部屋2(北面)



憩いの部屋2(東面)



憩いの部屋2(南面)



憩いの部屋2(西面)

【男子/女子/多目的トイレ（旧物入・旧便所）】

トイレは、憩いの部屋と同様に、床はビニール床シート張、壁および天井はビニールクロス張である。建設当初より物入と便所であったが、新たに男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレとして整備した。建具は、片引き戸と片開き扉を新設し、かつての西面の外部への出入口は、壁となった。



旧物入(北面)



旧物入(東面)



旧物入(南面)



旧物入(西面)



男子トイレ（北面）



女子トイレ（東面）



多目的トイレ（北面）



多目的トイレ（南面）

【管理室（旧来賓室）】

天井、壁、床は、ほぼ建設当初の姿が残っており、天井は縁甲板張に漆喰彫刻の中心飾りが1箇所設けられている。床は板張、腰壁は当初材と後補材で構成された羽目板で、壁はアクリル系壁仕上げである。塗装については、柱や鴨居、天井板に建設当初と同様の色調の明るい薄緑色に塗装を施した。建具は、建設当初からの引違い窓と新設の引違い戸である。また、西面には建物の管理に必要な設備機器を設置し、北西隅の金庫と手押しポンプ機は撤去した。



管理室（北面）



管理室（東面）



管理室（南面）



管理室（西面）

【物置】

床は板張、壁はアクリル系壁仕上げとし、天井は竿縁天井とする。南面の引違い窓は、以前はベニヤ板で塞がれていただけの状態で、部材が腐朽していたため、復原を行った。また、以前部屋にあった座式机などは教育委員会の他の施設で資料として保管している。



物置（北面）



物置（東面）



物置（南面）



物置（西面）

【土間】

床は土間コンクリート、腰壁は羽目板で壁はアクリル系壁仕上げとし、天井はギャラリー・展示室と同様に縁甲板張とする。塗装についても、ギャラリー・展示室と同様に柱や天井板に色調の明るい薄緑色に塗装を施した。土間は、コンクリート製であるが、曳家に伴い打ち直したものである。建具は、引違い戸と建設当初からの上下窓で構成されている。事務室と土間を仕切る受付カウンターは、一部の改変はみられるものの、ほぼ建設当初のまま残している。カウンターと天井を直接支持する金属製ポールもそのまま使用し、役場当時の執務室の姿を復原した。



土間(北面)



土間(東面)



土間(南面)



土間(西面)

【下足室（旧膳写室）】

床は土間と同じく新設の土間コンクリート、壁はアクリル系壁仕上げで天井は当初材の竿縁天井である。建具については、南面に建設当初からの引違い窓が残る。西面には、扉の痕跡が認められる。また、東側に据え付けられていた下駄箱は撤去した。



下足室(北面)



下足室(東面)



下足室(南面)



下足室(西面)

【納戸】

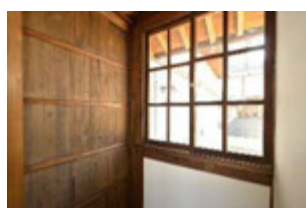
納戸は、建設当初の図面にはないが、部材の痕跡から、後年の改修により本館と小使室との入り隅取り合い部に増設されたものと分かる。床と北廊下に面する南面の内壁は板張、他面はアクリル系壁仕上げとする。部材の腐朽箇所を中心に取替えを行った。



納戸(北面)



納戸(東面)



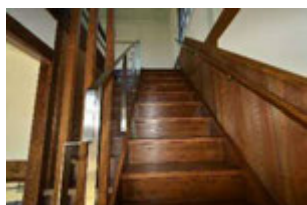
納戸(南面)



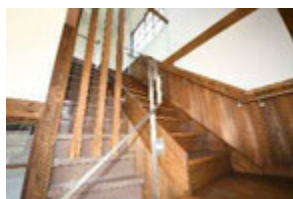
納戸(西面)

【東階段】

東階段は、建設当初の階段が現行の建築基準法に適合しないため、かぶせるように新たな階段を設置している。腰壁は新設の階段に合わせ新しい板張りとしている。当初の階段の塗装は無塗装で、その後緑色のペンキが塗られていたが、今回の工事では当初の色調合わせるため茶色に変更した。また、階段の左右に手摺を新設し、2階に転落防止用柵を設けた。



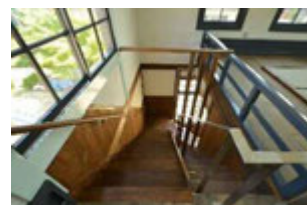
階段(北面)



階段(東面)



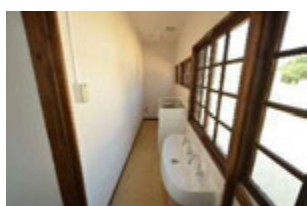
階段(南面)



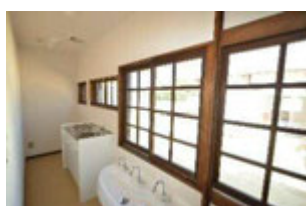
階段(西面)

【給湯室（旧来賓室棟便所2）】

全体的に腐朽が著しく危険であったため、一度解体し、給湯室として整備した。床はビニール床シートとし、天井及び壁はビニールクロス張とする。建具については、建設当初からの引違い窓が残る。ミニキッチンや幼児用マルチシンクが設置されている。



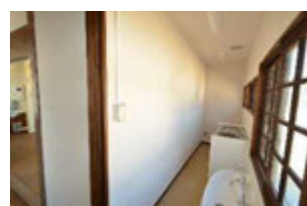
給湯室(北面)



給湯室(東面)



給湯室(南面)



給湯室(西面)

【東廊下】

床は塩ビシート、壁はビニールクロス張とし天井はビニールクロス張とする。建設当初上がり框部分は現状より3尺北側ですぐそばに沓脱石も発見された。床面には建設当初の板張りが残っているが、建物の利活用を考慮し、塩ビシート張りに変更した。



東廊下(北面)



東廊下(東面)



東廊下(東面)



東廊下(西面)

【北廊下】

北廊下は、西側と東側で仕様が異なる。床は西側が板張りで東側が塩ビシートである。壁は西側がアクリル系壁仕上げで東側がビニールクロス張である。天井は西側が竿縁天井で東側がビニールクロス張である。北面は建設当初開口部であったが、耐震上の理由で壁を設けた。建具は、後世に追加されたアルミ製の片開き扉となっており、同様の仕様の扉に交換した。また、展示棚や後年に設置された壁を撤去し、建設当初のように通り抜けが可能な廊下に復原した。



北廊下(北面)



北廊下(東面)



北廊下(南面)



北廊下(西面)

【西廊下、西階段】

床は板張、壁はアクリル系壁仕上、天井は竿縁天井とする。床面は建設当初、旧来賓室、物置とほぼ同じ高さであったと推定されるが、明支所時代に南面に出入口が設置された際、高さを下げたと考えられる。今回の工事では、建設当初の床高さに復原し、車いす利用者用のスロープから車いすのまま館内に入れるように整備した。建具は、引違い窓引違い戸とする。南面は、建設当初引違い窓が並んでいたが、明支所の時代に引違い戸に改造された。また、北側の給湯室との間に扉の痕跡が認められるが、利便性を考慮した整備のため、扉は復原しない。

2階議場への階段は、急勾配であることから建築基準法には適合しないが、今後の公開活用の中では使用しないことを前提に、建設当初のまま保存している。



西廊下(北面)



西廊下(東面)



西廊下(南面)



西廊下(西面)

【地域学習室・物入（旧議場）】

床は板張の上に一部畳敷きしている。壁はアクリル系壁仕上げとし、天井は建設当初のままの縁甲板張に漆喰彫刻の中心飾りが2箇所設けられている。床は、以前合板で覆われていたが、合板を全て撤去し、一部取替えてはいるが建設当初の床面を現した。また、畳敷の見切縁の痕跡を参考に、建物の利活用に即しながら畳敷を復元整備した。塗装については、柱や天井板に建設当初と同様の色調の明るい薄緑色に塗装を施し、巾木や上下げ窓の窓枠には濃い灰色の塗装を施した。

建具は、片開き扉、上下げ窓と引違い窓とする。上下げ窓は建具の老朽化が顕著であったため、修理を行った。また、バルコニーへの片開き戸は、合板で塞がれていたが、当初の状態に復原した。北西隅の片開き戸は、耐震補強材の影響により、扉の幅を切り詰めた上に向きを変え取付けた。

部屋の北東隅には、建物の利活用のため、物入を設置した。なお、芸濃町資料館として使用されていた当時の展示棚や展示ケースなどは全て撤去した。



地域学習室(北面)



地域学習室(東面)



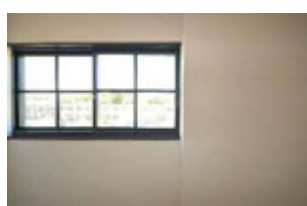
地域学習室(南面)



地域学習室(西面)



地域学習室(南西隅)



物入(北面)



物入(東面)



物入(西面)

②管理状況

平成 17 年に芸濃町資料館が廃止された後、平成 22 年度～平成 24 年度及び平成 27 年度に各 1 日は一般公開された以外は利活用は行われていなかった。平成 29・30 年の改修工事後、平成 30 年 9 月 2 日より一般公開を開始し、津市教育委員会事務局生涯学習課が管理している。

なお、建物全体の管理については、平成 30 年 9 月より地元の自治会など各種団体から構成される明地区社会教育推進協議会に委託している。

(2) 保護の方針

① 保護方針の設定

当該文化財建造物は、大正 5 年に建設された後、旧来賓室棟に南面のスロープ付きの入り口が増設され、北・西面外壁の開口部の変更がみられるが、ほぼ建設当初の外観をとどめている。

また、内部では、2 階地域学習室の床が板間（一時、畳敷き）から合板張に変更されているものの、小使室・便所以外は大規模な改修等を行っておらず、当時の役場の雰囲気を残している。

このため、当該文化財建造物の建設当初の姿に配慮しつつ、可能な範囲で旧明村役場庁舎としての価値を有する時期（昭和 30 年頃までの村役場時代）の姿を保存することを保護方針とする。

主要な構造及び外壁を構成する村役場時代の各部材は、材料自体の保存を行い、変更されている部分は可能な範囲で元の材質に戻し、老朽化等により腐朽している材料については、当時施工された材料と同等のものを利用し、保存する。

内装や内部建具等については、村役場時代と判断できる部材については、材料自体の保存も考慮しつつ、材料の形状、材質、仕上げ、色彩等の保存を行う。

その他、改修等により村役場時代の現状が失われている部分、活用及び補強のため改造が不可欠となる部分は、改修等に際して、村役場時代の建物の雰囲気を損なわないよう意匠上の配慮を行う。

なお、改修等に当たっては、写真、実測、部材の一部保存などで記録をとることとし、外壁、カウンターなどのペンキ塗り部分は、擦り出して当初の色調や塗り替え時の色調を確認する。

② 部分と部位の設定と保護の方針

前述の保護方針の設定を踏まえ、当該文化財建造物の村役場時代の姿を基本とし、棧瓦葺きの屋根や下見板張りの外観、土間より一段上がった事務室の板張り床や 2 階議場の畳敷き（痕跡あり）等の文化財の価値を守るために保存が必要な部分、文化財として維持・保全のための活用・補強等が必要な部分、維持管理・公開活用のための整備や改変が必要な部分を区分する。

具体的には、次のとおり当該文化財建造物の部分及び部位を設定して、保護の方針を定めるものとする。

7. 部分

部分とは、屋根、外観、各部屋内装などを単位とする。部分の区分は次の 3 種類に設定する。

7) 保存部分

文化財としての価値を守るために保存が要求される部分。

4) 保全部分

文化財として維持及び保全することが必要とされる部分。改造により文化財としての現状が失われている部分、保存活用において原状に復する部分、活用及び補強等のため改造が不可欠となる部分等を含む。

7) その他の部分

維持管理、公開活用のために改変が許容される部分。

4. 部位

部位とは、一連の部材（室内の天井、壁面、床、窓及び窓枠、軒飾り等）を単位として、目視による観察や調査によって明らかな範囲で、部分は部位により構成される。

部位は、保護の基準1～3までの3段階に設定するとともに、概ね「基準1」は建物の変遷におけるⅠ期・Ⅱ期、「基準2」はⅢ期・Ⅳ期の一部、「基準3」はⅣ期の一部及びⅥ期に相当するものとする。

7) 基準1：村役場として建設、変更された部材、復元された部材

保存部分は、原則、部材の保存を行う。補修・更新する場合は、可能な限り村役場時代の仕様に倣う。保全部分及びその他の部分は、部材の保存を検討し、補修・更新する場合は当初の仕様に配慮する。

4) 基準2：村役場時代より後の変更部材（村役場以後の改変に伴う変更部材）

保存部分は、補修・更新する場合には村役場時代の意匠に配慮する。また、撤去も含めて復元を検討する。保全部分及びその他の部分は、補修・更新する場合には意匠に配慮する。また、撤去を検討する。

7) 基準3：近年の維持管理に伴って変更された部材

保存部分、保全部分及びその他の部分は、補修・更新する場合には周囲との調和に配慮する。

表一 当該文化財建造物の保護の方針

区分	設定	該当部分
保存部分	文化財として価値を守るために保存する部分	屋根、外壁、ギャラリー・展示室、管理室、地域学習室、バルコニー、階段、西廊下、土間、昇降口
保全（活用）部分	文化財として維持・保全する部分（活用・補強等のための改造、保存・活用において原状に復する箇所を含む）。	下足室、物置、北廊下
その他の部分	維持管理・公開活用のための整備・改変が許容される部分	憩いの部屋 1、憩いの部屋 2、納戸、便所、給湯室、2階物入、東廊下

表一当該文化財建造物の区分と部位の保護方針

	保存部分	保全部分	その他部分
	文化財として価値を守るために保存する部分	文化財として維持・保全する部分（活用・補強等のための改造、保存・活用において原状に復する箇所を含む）。	活用・補強等のために改変が許容される部分
基準 1 村役場として建設、変更された部材、復原された部材	原則、部材の保存を行う。補修・更新する場合は、可能な限り村役場時代の仕様に倣う。	補修・更新する場合は、村役場時代の意匠に配慮する。	補修・更新する場合は、意匠に配慮する。
基準 2 村役場時代の後の変更部材	補修・更新する場合は、村役場時代の意匠に配慮する。また、撤去も含めて復原を検討する。	補修・更新する場合は、意匠に配慮する。また、撤去を検討する。	補修・更新する場合は、周囲との調和に配慮する。また、撤去を検討する。
基準 3 近年の維持管理に伴って変更された部材	補修・更新する場合は、周囲との調和に配慮する。また、撤去も含めて復原を検討する。	補修・更新する場合は、周囲との調和に配慮する。また、撤去を検討する。	

表一部位の設定（外観）

部分	部位	材質・材種等	詳細	基準	備考 (平成 30 年改修工事においての変更点等)
外部・軸部	本館棟	構造躯体	杉、桧	当初材 後補材	基準 1 土台は全て取替え
		補強材	柱、土台、格子	後補材	基準 3 新設
		小屋組	杉	当初材	基準 1
	壁	屋根	棧瓦葺き 鬼瓦 棟飾り	後補材	基準 1 鬼瓦、棧瓦、棟飾りは全て取替え 鬼瓦は型を取り当初の形状に合わせ復原 棧瓦は土居葺から乾式工法へ変更 棟飾りは当初の形状に合わせ復原
	外部建具	下見板張	当初材 後補材	基準 1	南、西面の下見板は当初材を使用 東面、北面 2 階部は取替え
			後補材	基準 3	北面 1 階部は新設
			後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
	石積	窓、戸	当初材	基準 1	
			後補材	基準 3	北面扉は新設
			後補材	基準 3	南面隅、北面、東面は新設

		部位	材質・材種等	詳細	基準	備考 (平成 30 年改修工事においての変更点等)
外部・軸部	旧小使室棟	構造躯体	杉、桧	当初材 後補材	基準 1	土台は全て取替え
		補強材	壁面	後補材	基準 3	新設
		小屋組	杉	当初材	基準 1	
		屋根	桧瓦葺 鬼瓦	後補材	基準 1	鬼瓦、桧瓦は全て取替え 鬼瓦は型を取り当初の形状に合わせ復元 波板亜鉛鍍鉄板張りは桧瓦葺きへ復元
		壁	下見板張	後補材	基準 3	新設
			アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
		外部建具	アルミサッシ窓 アルミサッシ戸	後補材	基準 3	新設
		石積	御影石	後補材	基準 3	新設
		石段		当初材	基準 1	旧小使室東側の石段を西側に移設
	旧来賓室棟	構造躯体	杉、桧	当初材 後補材	基準 1	土台は全て取替え 柱の一部取替え
		小屋組	杉	当初材	基準 1	
		屋根	桧瓦葺 鬼瓦	後補材	基準 1	鬼瓦、桧瓦は全て取替え 鬼瓦は型を取り当初の形状に合わせ復元 桧瓦は土居葺から乾式工法へ変更
			小屋根	後補材	基準 2	
		壁	下見板張	後補材	基準 1	板取替え
			アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
		外部建具	窓	当初材	基準 1	
			戸	後補材	基準 3	南面の引違い戸は新設
		石積	御影石	後補材	基準 3	新設
	昇降口	天井	板材	後補材	基準 1	天井板、張替え
		柱	杉	当初材	基準 1	
		壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
		床	モルタル	後補材	基準 1	当初の亀甲模様を復元
		建具	桧	後補材	基準 1	
	バルコニー	親柱 手摺		後補材	基準 1	当初の形状に合わせ復元
		床		後補材	基準 1	新設

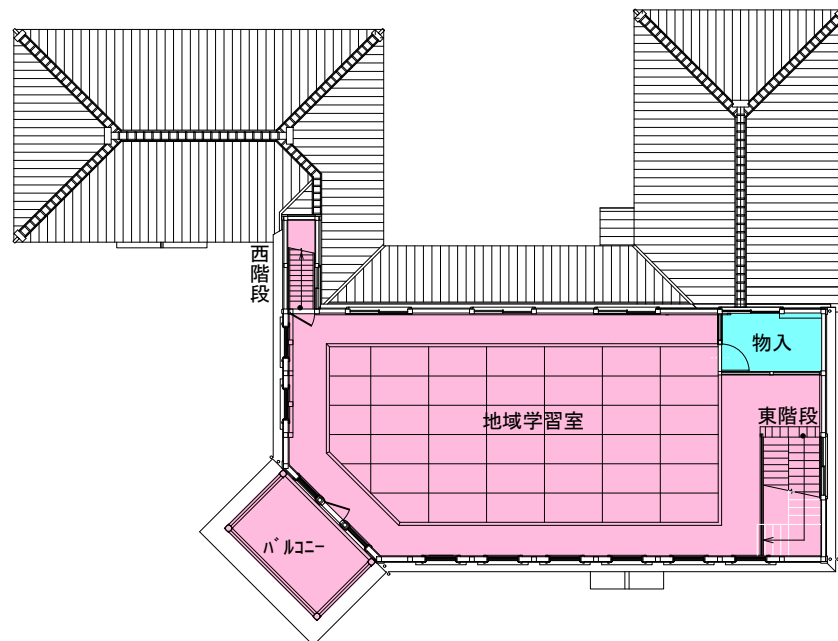
表一部位の設定（内装）

部分		部位	材質・材種等	詳細	基準	備考 (平成 30 年改修工事においての変更点等)	
内装仕上	1 階	ギャラリー・展示室	天井	縁甲板張	当初材	基準 1	
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			腰壁	桧	当初材	基準 1	
			建具（戸）	桧	後補材	基準 2	
				桧	後補材	基準 3	北面引違い戸は新設
			建具（窓）	桧	当初材	基準 1	
		床	板張	当初材	基準 1	ペンキ塗替え	
		土間	天井	縁甲板張	当初材	基準 1	
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			腰壁	羽目板	当初材	基準 1	当初はワニス塗だがペンキ塗りに変更
			建具（戸）	引違い戸	後補材	基準 1	
			建具（窓）	上下げ窓	当初材	基準 1	
			床	土間コンクリート	後補材	基準 2	新設
		憩いの部屋 1	天井	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			壁	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			建具（戸）	引違い戸	後補材	基準 2	西面、脇 2 枚を切り縮め
			建具（窓）	アルミサッシ	後補材	基準 3	新設
			床	ビニール床シート	後補材	基準 3	新設
		憩いの部屋 2	天井	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			壁	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			建具（戸）	引違い戸	後補材	基準 2	西面南側、3 枚とも切り縮め
				引違い戸	後補材	基準 3	西面北側、新設
			建具（窓）	アルミサッシ	後補材	基準 3	新設
			床	ビニール床シート	後補材	基準 3	新設
	管理室	天井	縁甲板張 漆喰彫刻	当初材	基準 1		
		壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え	
		腰壁	羽目板	当初材 後補材	基準 1		
		建具（戸）	引違い戸	後補材	基準 3	新設	
		建具（窓）	引違い窓	当初材	基準 1		
		床	板張	後補材	基準 1	床板取替え	
	物置	天井	棹縁天井	後補材	基準 1		
		壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え	
		建具（窓）	引違い窓	当初材 後補材	基準 1	南側窓、新設	
		床	板張	後補材	基準 1	床板取替え	

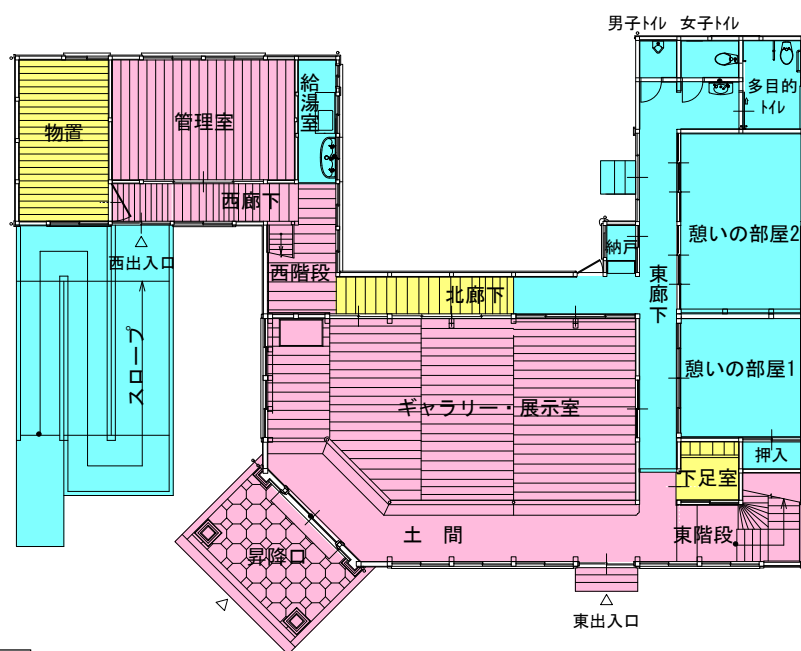
部分		部位	材質・材種等	詳細	基準	備考 (平成 30 年改修工事においての変更点等)	
内装仕上	1 階	下足室	天井	棹縁天井	当初材	基準 1	
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			建具（窓）	引違い窓	当初材	基準 1	
			床	土間コンクリート	後補材	基準 2	新設
		納戸	天井	棹縁天井	後補材	基準 2	
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			建具（窓）	引違い窓	後補材	基準 2	
			床	板張	後補材	基準 2	
		トイレ	天井	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			壁	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			建具（戸）	片引き戸 片開き扉	後補材	基準 3	新設
			床	ビニール床シート	後補材	基準 3	新設
		給湯室	天井	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			壁	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			建具（窓）	引違い窓	当初材	基準 1	
			床	ビニール床シート	後補材	基準 3	新設
		西廊下	天井	棹縁天井	後補材	基準 1	天井板取替え
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			床	板張	後補材	基準 1	当初の床高さに復原
		北廊下	天井	棹縁天井	当初材	基準 1	
			壁	アクリル系壁仕上 ビニールクロス張	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え 北面は耐震の為、柱を設置し間をアクリル系壁仕上とした
			建具（戸）	片開き扉	後補材	基準 3	新設
			床	板張	後補材	基準 1	床板取替え
				塩ビシート	後補材	基準 3	新設
		東廊下	天井	棹縁天井	後補材	基準 1	天井板取替え
			壁	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			建具（戸）	引違い戸	後補材	基準 3	新設
			床	塩ビシート	後補材	基準 3	新設
		東階段	天井	縁甲板張	当初材	基準 1	
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			腰壁	板張	後補材	基準 3	新設の階段に合わせて張替え
			床	土間コンクリート	後補材	基準 3	新設
		西階段	天井	縁甲板張	後補材	基準 1	
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			腰壁	羽目板	当初材	基準 1	
			床	板張	後補材	基準 1	

部分			部位	材質・材種等	詳細	基準	備考 (平成 30 年改修工事においての変更点等)
内装仕上	2 階	地域学習室	天井	緑甲板張	当初材	基準 1	
			壁	アクリル系壁仕上	後補材	基準 3	漆喰塗から塗替え
			建具(戸)	片開き戸	当初材	基準 1	柱新設のため、戸を切り縮め
			建具(窓)	上下げ窓	当初材 後補材	基準 1	
			床	板張	当初材 後補材	基準 1	一部床板張替え 畳敷は復原であるが、範囲は活用に即し役場時代の範囲から変更している
				畳敷き	後補材		
		物入	天井	緑甲板張 漆喰彫刻	当初材	基準 1	
			天井	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			壁	ビニールクロス張	後補材	基準 3	新設
			建具(窓)	引違い窓	当初材	基準 1	
			床	塩ビシート	後補材	基準 3	新設

図一保護方針図①



2階平面図

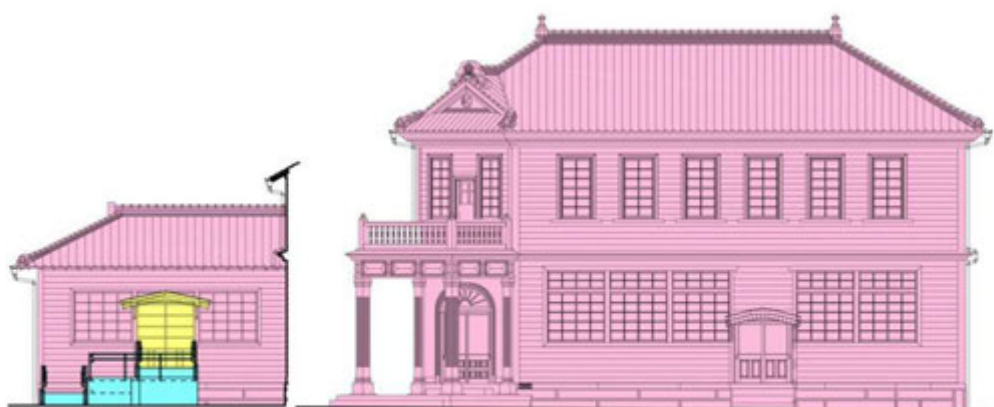


凡例

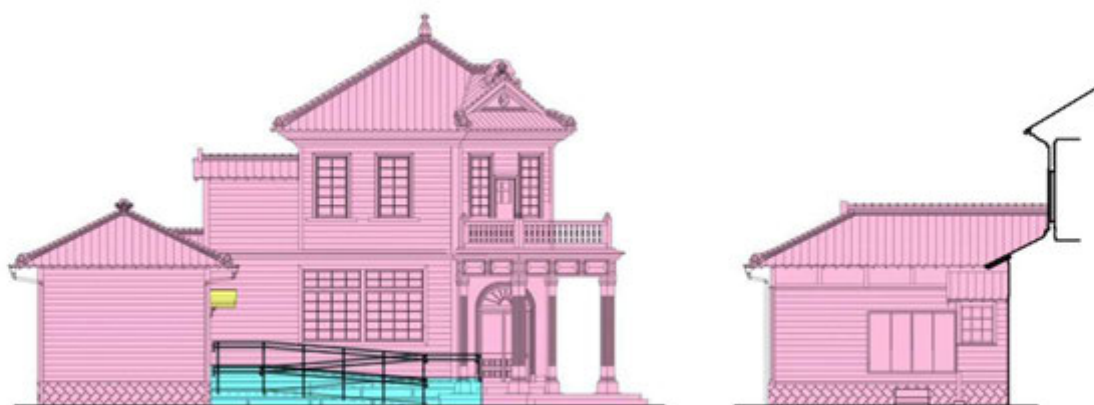
- 保存部分
- 保全部分
- その他の部分

1階平面図

図一保護方針図②



南立面図

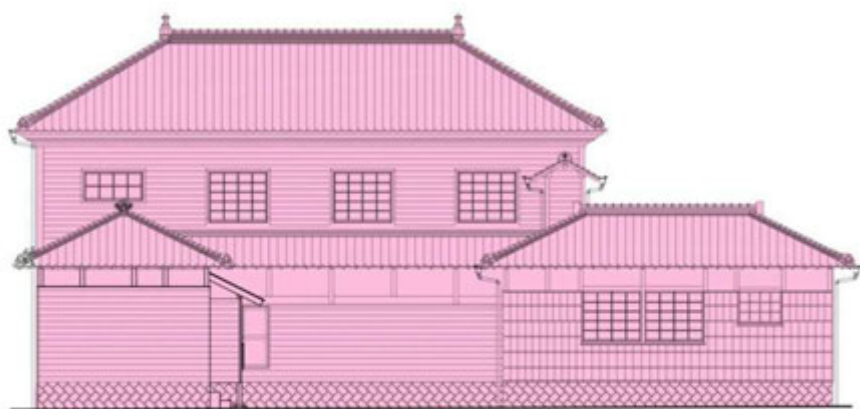


西立面図

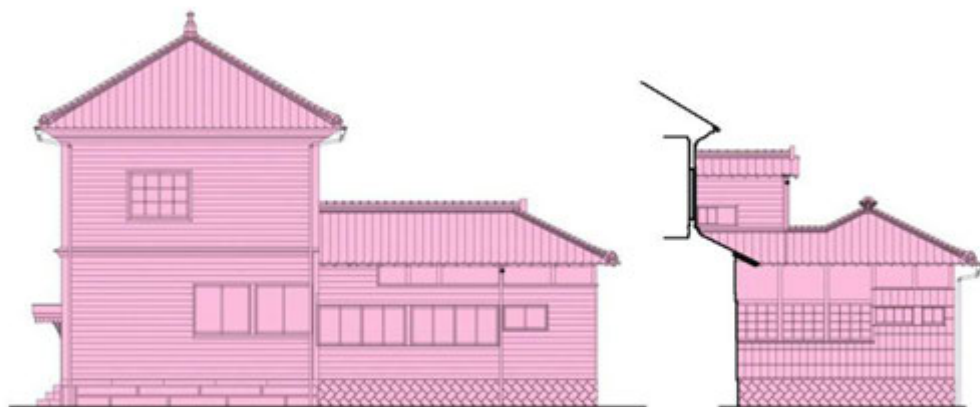
凡例

	保存部分
	保全部分
	その他の部分

図一保護方針図③



北立面図



東立面図

凡例

	保存部分
	保全部分
	その他の部分

外部 本館棟

※は復原または更新された部材を示す。



本館棟(南西面)



本館棟(南面)

外部 本館棟

※は復原または更新された部材を示す。



本館棟(東面)



本館棟(北面)

外部 本館棟
旧小使室棟

※は復原または更新された部材を示す。



本館棟(西面)



旧小使室棟(西面)

外部 旧小使室棟

※は復原または更新された部材を示す。

#は転用した部材を示す。



旧小使室棟（北面）



旧小使室棟（東面）

外部 旧来賓室棟

※は復原または更新された部材を示す。



旧来賓室棟（東面）



旧来賓室棟（北面）

外部 旧来賓室棟

※は復原または更新された部材を示す。

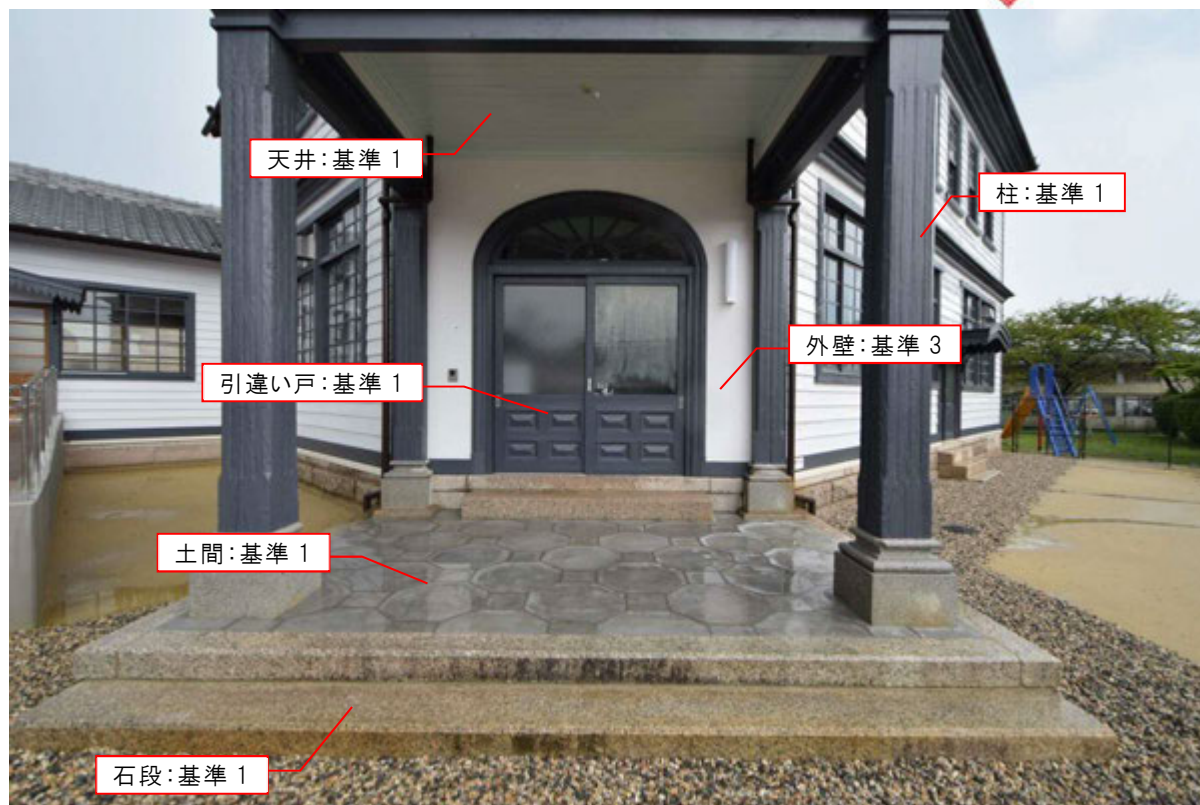
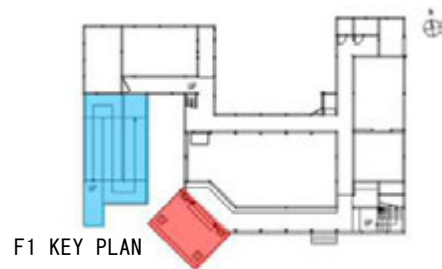


旧来賓室棟 (西面)



旧来賓室棟 (南面)

外部 昇降口（保存）
スロープ（その他）

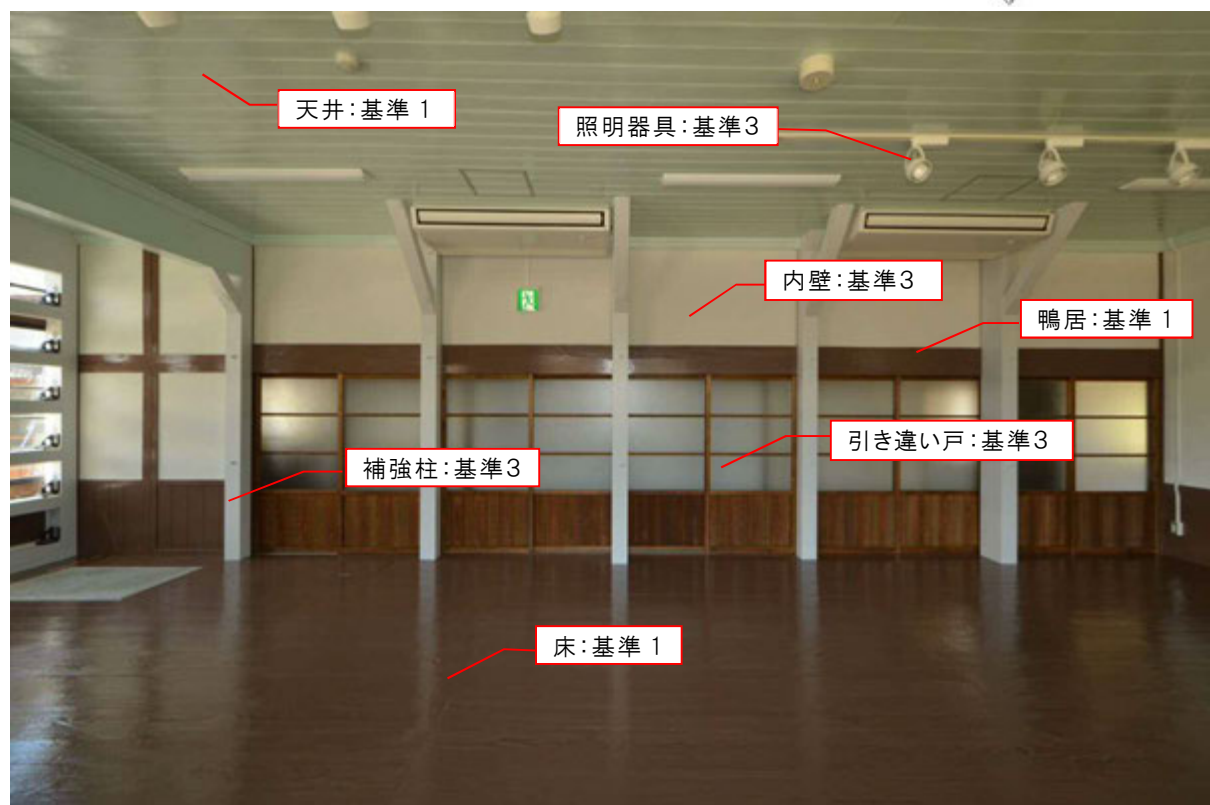
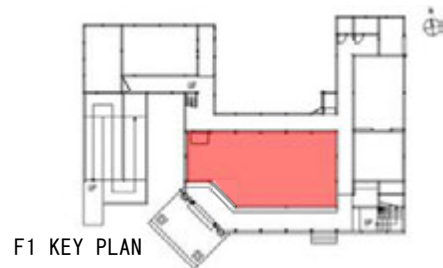


昇降口（南西面）



スロープ（南西面）

1階 ギャラリー・展示室（保存）

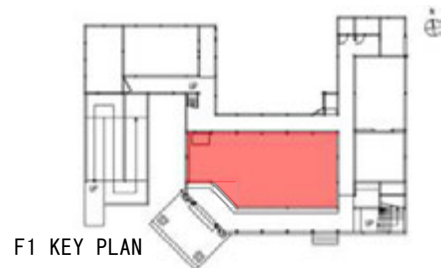


ギャラリー・展示室（北面）



ギャラリー・展示室（東面）

1階 ギャラリー・展示室（保存）

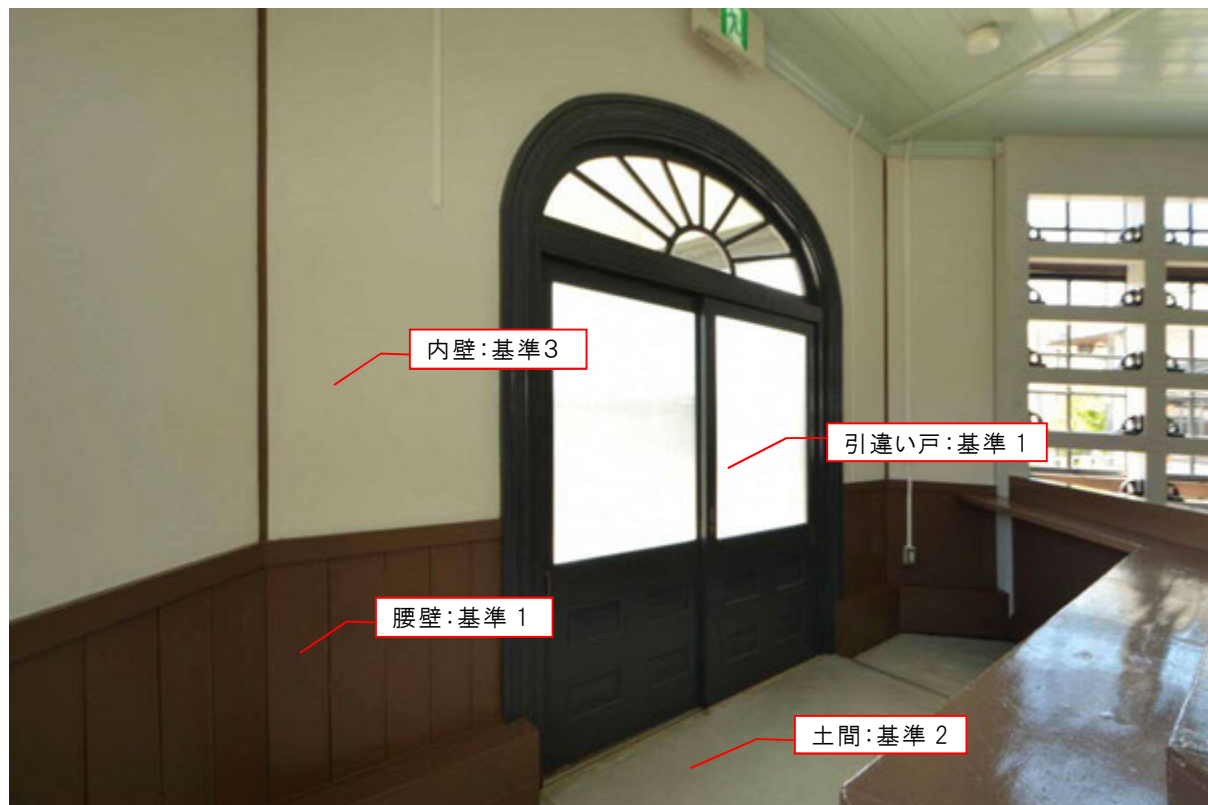
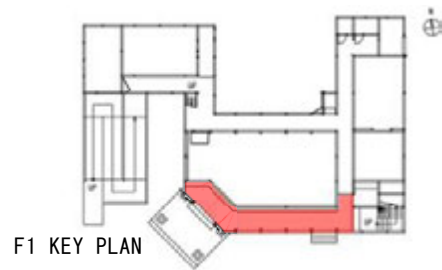


ギャラリー・展示室（南面）

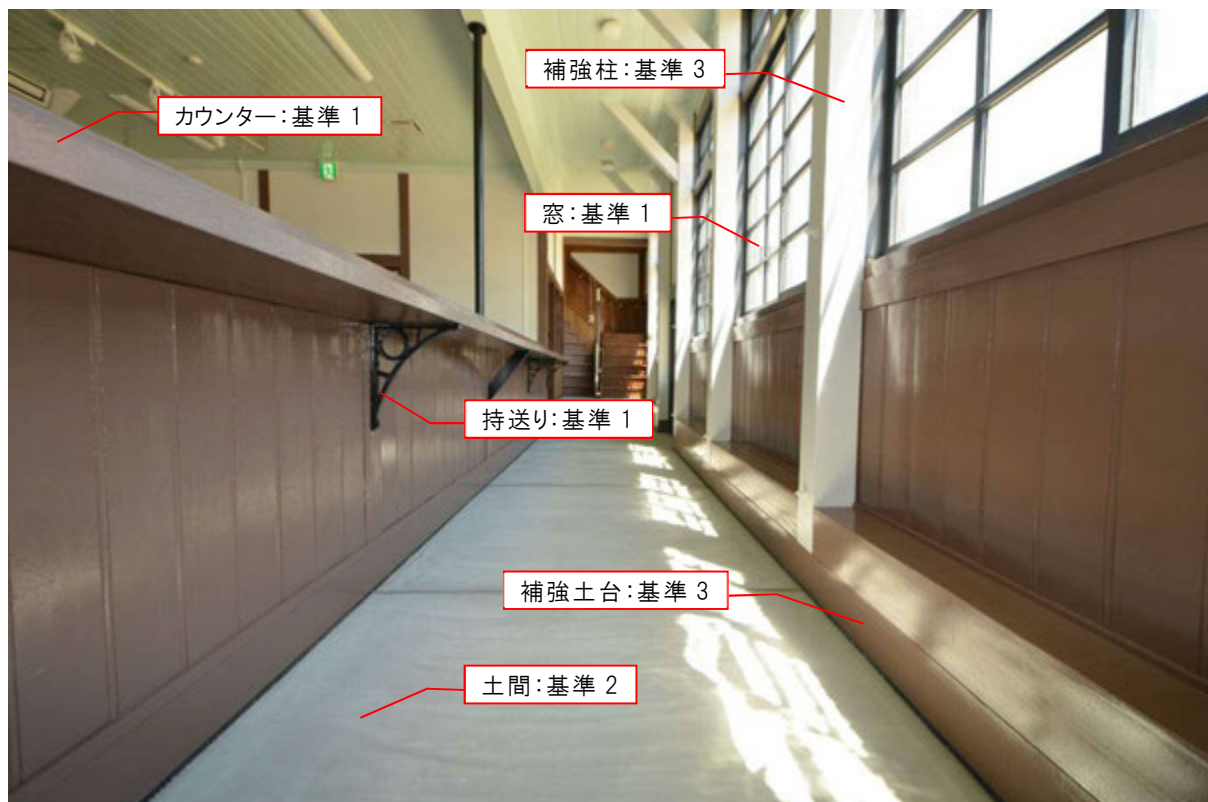


ギャラリー・展示室（西面）

1階 土間（保存）

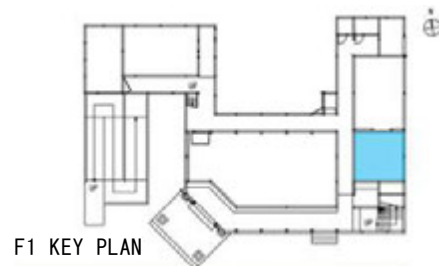


土間(西面)



土間(東面)

1階 憩いの部屋 1（その他）

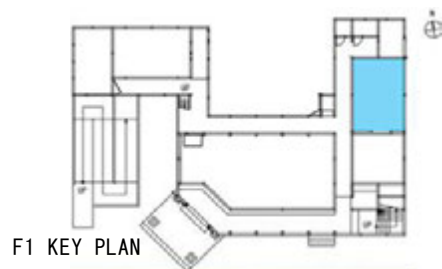


憩いの部屋 1（南面）



憩いの部屋 1（北東面）

1階 憩いの部屋 2（その他）

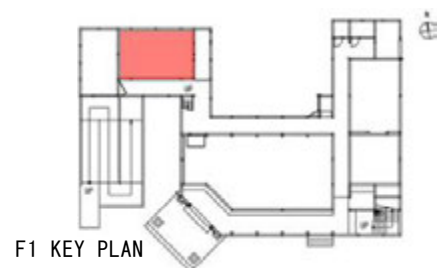


憩いの部屋 2（南西面）



憩いの部屋 2（東面）

1階 管理室（保存）

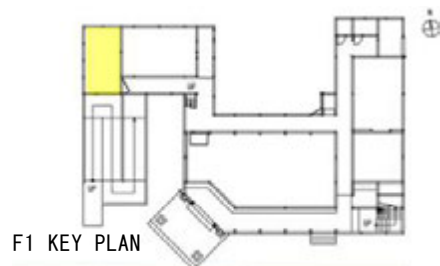


管理室（東面）



管理室（西面）

1階 物置（保全）



※は復原または更新された部材を示す。

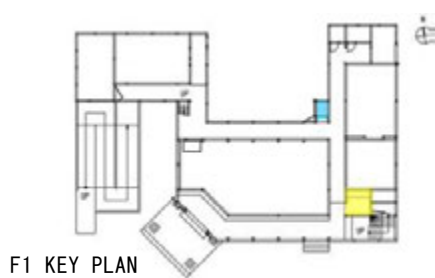


物置（南面）



物置（北面）

1 階 下足室（保全）
納戸（その他）



※は復原または更新された部材を示す。

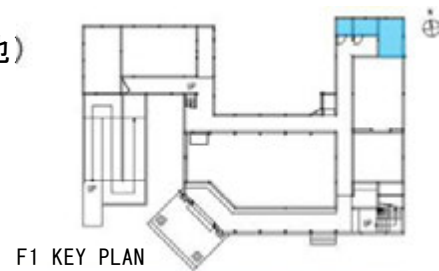


下足室（東面）



納戸（南西面）

1階 男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ（その他）



男子トイレ(北面)

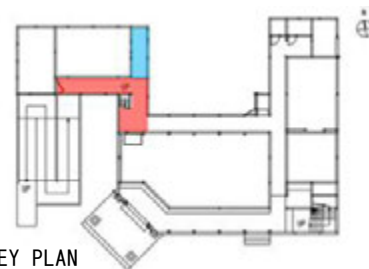


女子トイレ(北面)



多目的トイレ(北東面)

1階 給湯室（その他）
西廊下（保存）



※は復原または更新された部材を示す。



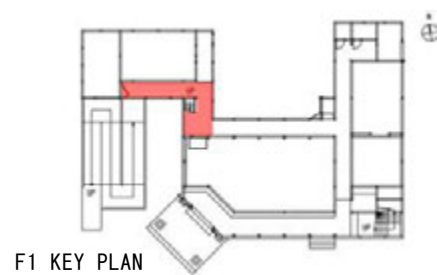
給湯室（北東面）



西廊下（西面）

1階 西廊下（保存）

※は復原または更新された部材を示す

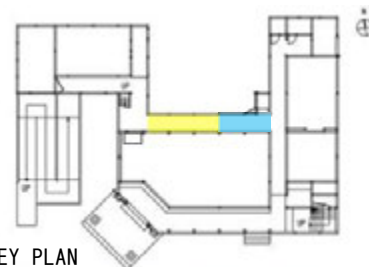


西廊下（西面）



西廊下（東面）

1階 北廊下（保全、その他）



※は復原または更新された部材を示す。

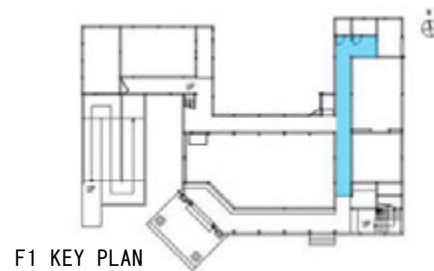


北廊下（西面）



北廊下（北面）

1 階 東廊下（その他）



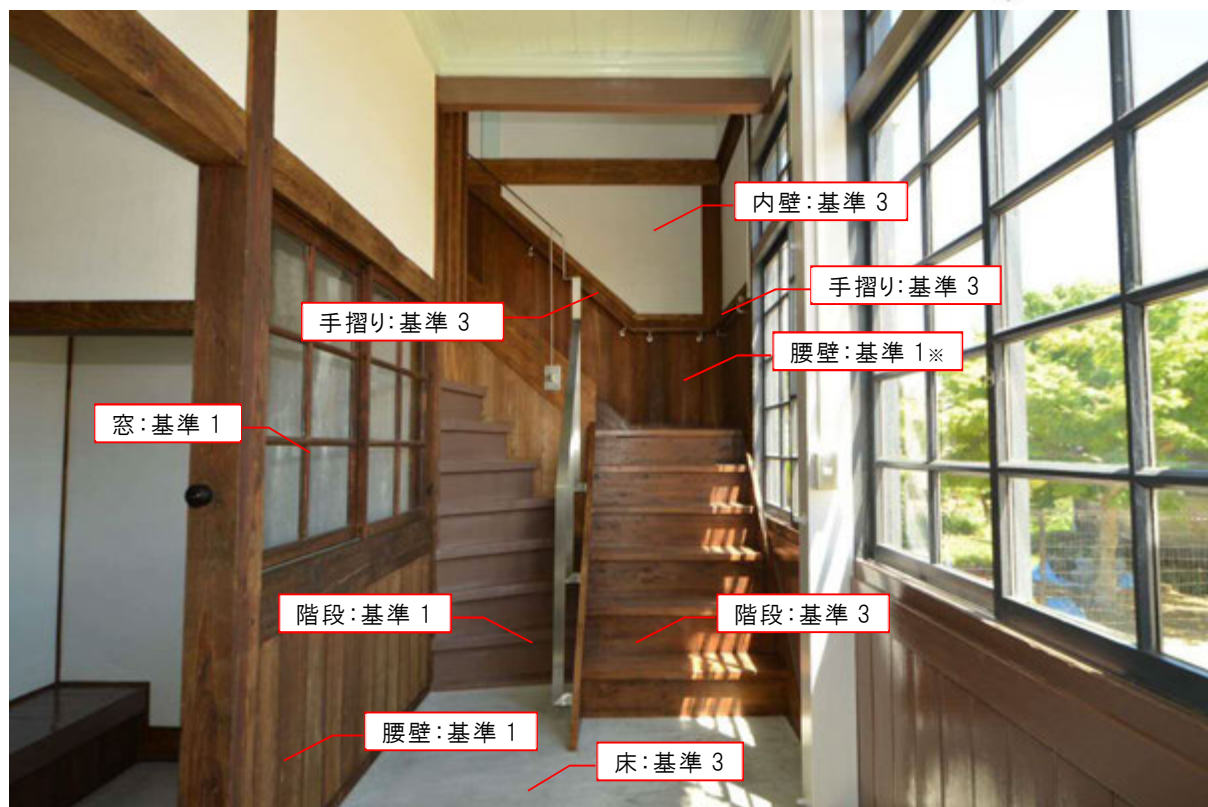
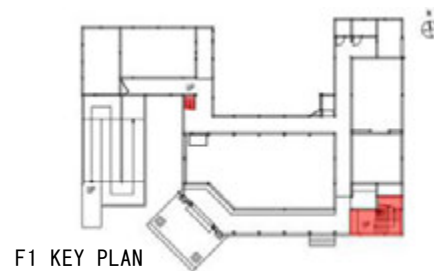
東廊下（北東面）



東廊下（北面）

1 階 東階段、西階段（保存）

※は復原または更新された部材を示す。

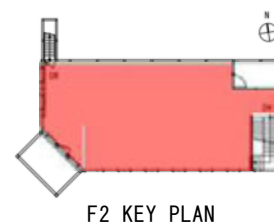


東階段（東面）



西階段（南西面）

2階 地域学習室（保存）

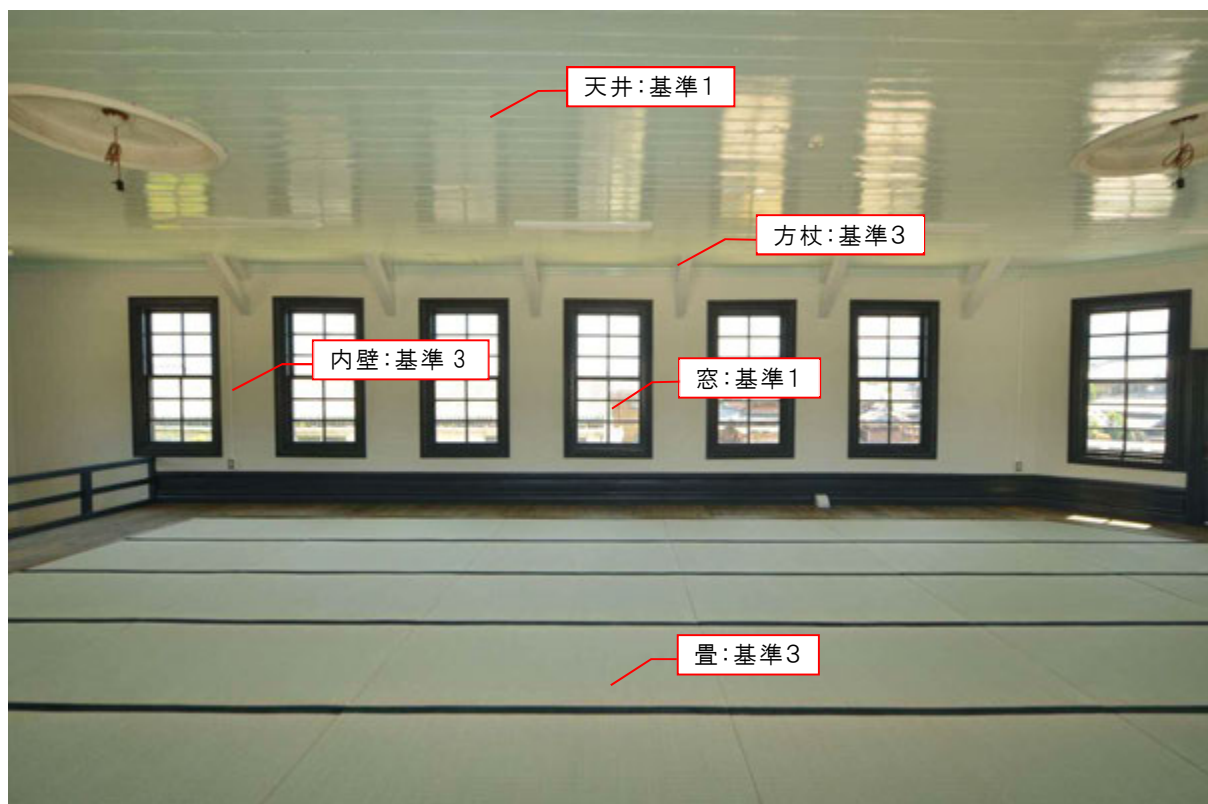
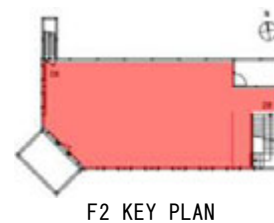


地域学習室（北面）



地域学習室（東面）

2階 地域学習室（保存）

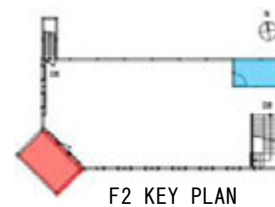


地域学習室（南面）



地域学習室（西面）

2階 物入（その他）
バルコニー（保存）



※は復原または更新された部材を示す。



物入（北東面）



バルコニー（北東面）

(3) 管理計画

① 管理体制

本市の他の文化財と同様に、文化財保護法及び関連法令に基づく管理を行うものとする。津市教育委員会が建物の維持管理を行い、地域住民や市民が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。

② 管理方法

7. 保存環境の管理

当該文化財建造物が建つ敷地とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。また、文化財保護法、建築基準法及び消防法等の法律とそれに基づく政令や諸規定に従い、建築意匠、建築構造、避難施設や消防設備等施設の管理に必要な保守点検、ペンキ塗装等のメンテナンスを定期的を実施する。

なお、バルコニー等も、定期的に樋の詰まり対策や防水塗装などを行い、耐久性を確保する。

4. 建造物の維持管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合は、写真、実測、部材の一部保存することなどで記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

7. 管理上の留意点

- ・ 歴史資料の展示施設、市民施設としての管理規定、施設運用規定や建物の管理を定めており、必要に応じて見直すものとする。
- ・ 管理する施設が文化財建造物であることに十分留意し、建造物に損傷を与えるような行為は避ける。このことを掲示板や資料等により来訪者や利用者に周知するものとする。

(4) 修理計画

① 当面必要な維持修理の措置

現時点の段階で保存及び公開活用の安全、便益確保のため、当面必要と考えられる修理等は特になく、今後の公開活用の状況をふまえて検討していく。

② 今後の保存修理計画

建物に関する図面や写真等の調査を継続し、資料等をもとに建設当初の姿とその後の変遷を可能な限り明らかにし、可能な箇所を復原していくことを基本とする。ただし、復原することで建物の損傷を招くおそれがあると推測される場合は、当該文化財建造物の雰囲気を損なわない範囲で復原に代わる最適な方法を検討する。

また、外部ペンキ塗装のメンテナンスが工事後 10 年程度おきに必要になると考えられる。塗装の塗替え時期やその他の部材の修理時期を適切に判断するために、定期的な建物の点検をする必要がある。

3. 環境保全計画

(1) 環境保全の現状と課題

① 概況

当該文化財建造物の立地する敷地は、平成 29・30 年度の工事前は約 25m 四方の略方形で、背後地である北側の明小学校の敷地や東側の民有地との間は狭く、施設の利用や維持管理を行いにくい状況にあった。

このため、耐震補強のため新しい基礎を津市立明小学校の校庭の一部に設置し、曳家工法により建物をその上に移設した。このことにより、当初の敷地を駐車場として利用することが可能になると共に、幅員が約 3.5m と狭隘であった市道牛谷線の拡幅が実現した。

曳家前の敷地の南側から西側の庭には、明村に合併した 7ヶ村に因んで 7本の樹木（平成 28 年時は 4 本）を植えた記念樹と言われているマキ、ヤマモモ、クロガネモチなどがあり、道路境界に沿ってカイヅカイブキの生垣があった。この樹木については、建物移設後に新たな敷地に移植することが困難であることから、地元の方々からの聞き取りや古写真の確認の結果、工事後はマキ、ヤマモモ、クロガネモチ、アラカシに加えて、マツ、ヤマモモ、ケヤキ、イチョウの若木を新たに植えることになった。

また、現在は建物の位置する部分の北側と東側が、明小学校の遊具スペースとなっており、滑り台などの遊具が設置されている。

② 外構等の現状

7. 建造物、工作物の現状

7) 門柱

当初は市道牛谷線・市道林町中線と県道鈴鹿芸濃線が交差する当該敷地南西側の角部に花崗岩の門柱 2 本が建ち、左右に脇柱の基壇が残り、当初は鉄柵による袖塀が設けられていた。平成 29・30 年度の整備工事により、これらの門柱も建物との位置関係を保ったまま移設された。また、放置されていた脇柱についても当初の状態に戻されている。袖塀は今回の工事では復原していない。



門柱

いずれも移設に伴い、耐震性を確保するため連結部に差筋を行い、基礎をコンクリートで固定している。

4) 石積

当初の敷地の西側及び南側の道路境界沿いは、高さ 20～30 cm、30～40 cm 程度の花崗岩の石積であり、敷地北側の裏庭の擁壁は高さ 50～60 cm 程度の石積となっていた。

建物の移設に伴い、南側の石積はほぼそのままの位置関係で移設し、西側についても門の脇柱と新たに設置したスロープの間の区間の約



石積

4.5mに石垣を移設した。

なお、移設後の南側の石積と駐車場の間は水路を設けている。

4. 外構、庭、樹木の現状

7) 駐車場、歩道

曳家以前、当該文化財建造物が建っていた敷地である。駐車スペースはアスファルト舗装され、7台（おもいやり駐車区画1台分を含む）の車を駐車できるように整備された。駐車場の北、西面にはインターロッキングにより歩道を整備している。また、駐車場の南西隅には防火水槽を埋設し、歩道と市道牛谷線との境には街路樹としてシマトネリコが7本植えられている。



駐車場、歩道

1) 前庭、中庭

前庭は、当該文化財建造物の南側に位置し、7ヶ村合併記念樹の後継木が植えられている。また敷地境界は、石積および樹木により仕切られている。



前庭

2) 樹木

前述の7ヶ村の記念樹の内、現存していたものは、当初の敷地西側の3本（マキ、ヤマモモ、クロガネモチ）と南側の1本（アラカシ）のみであった。建物移設後に移植することはいずれも難しいと考えられたため、工事後はマキ、ヤマモモ、クロガネモチ、アラカシに加えて、マツ、ケヤキ、イチョウの若木（いずれも高さ2m程度）を新たに植えている。



中庭

敷地の南側及び西側の生垣には、昭和50年代に植えられたと思われる樹高1m程度のカイヅカイブキが植えられていたが、平成29・30年度の工事に伴い撤去し、移設後に新たにサツキを植栽した。敷地北側の裏庭は、明小学校の遊具スペースとの境界沿いに植垣や樹高6m前後のマキ、クロガネモチなどがあったが、建物の曳家を行うため全て撤去されている。



西側樹木

エ) 水準点

工事前の敷地南側の門柱近くの生垣の背後には、国土地理院設置による丸石の一等水準点があり、そのそばに同水準点の掲示板も建てられていた。これらは平成 29・30 年度の工事にあたり撤去されており、平成 30 年度中に国土地理院により新たに敷地内に設置される予定である。

ウ. その他の現状

ア) 隣地

工事前の敷地北側の明小学校の遊具スペースには、滑り台や雲梯、ブランコなどの遊具が設置されており、周囲にはサクラ、クロガネモチ、ハナミズキ、イロハモミジ、マキ、クスノキなど、多種多様な樹木が植えられていたが、耐震補強その他工事の実施に伴い、遊具を支障にならない位置に移設するとともに、樹木の伐採を実施した。

また、明小学校校門近くに同校創立百周年記念碑も移設された他、街路灯、カーブミラーなどがある。

移設前の当該文化財建造物（来賓室棟）の背後付近にはケーブル柱が 1 本立っており、隣接する市道牛谷線の中部電力(株)の電柱（NTT 併設）にケーブルが繋がっていた。これら 2 本の電柱は、いずれも曳家工事の際に支障となるため、工事に先立ち移設された。

なお、駐車場部分の敷地東側の隣地は津安芸農業協同組合用地となっており、鉄骨造の事務所・倉庫が建っているが、通常業務は行われていない。

イ) 道路

市道牛谷線は、耐震補強その他工事の前は、当該文化財建造物（旧来賓室棟）が支障となり、幅が約 3.5m と狭くなっていたが、建物が移設されたことにより解消した。また、道路中央には水路（暗渠）があり、建物と駐車場の間で東に延びている。来賓室棟の北側背後には電気等の引込用のポールが 1 本建っている。

なお、当該敷地南側の県道鈴鹿芸濃線の幅員は約 4.5m となっている。



敷地東側

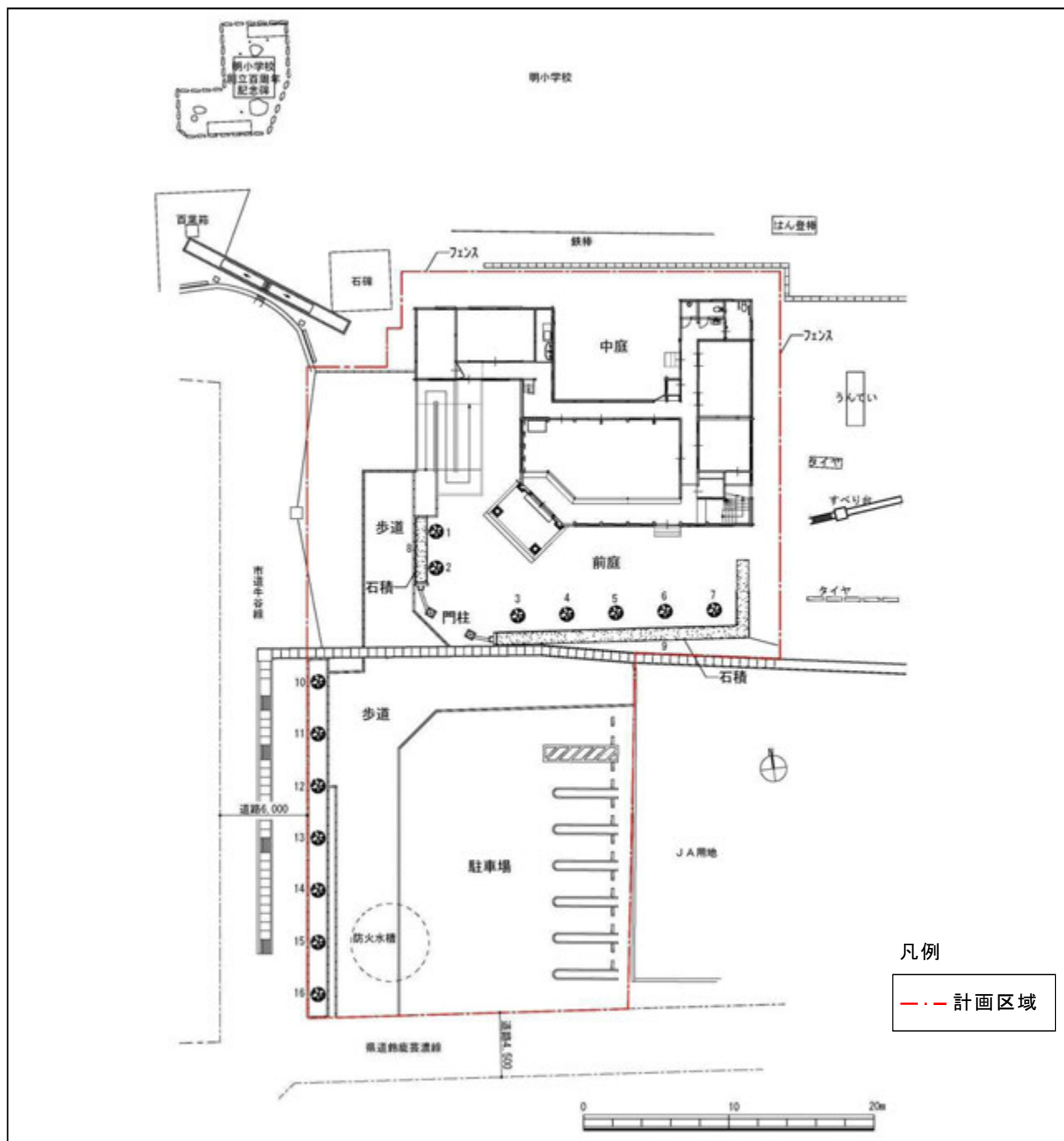


移設された百周年記念モニュメント



市道牛谷線

図一 外構及び道路等の現状



表一 樹木リスト

No.	樹種	備考
1	クロガネモチ	7カ村合併記念樹木、平成 30 年植樹
2	マキ	7カ村合併記念樹木、平成 30 年植樹
3	マツ	7カ村合併記念樹木(推定)、平成 30 年植樹
4	ヤマモモ	7カ村合併記念樹木、平成 30 年植樹
5	アラカシ	7カ村合併記念樹木、平成 30 年植樹
6	ケヤキ	7カ村合併記念樹木(推定)、平成 30 年植樹
7	イチョウ	7カ村合併記念樹木(推定)、平成 30 年植樹
8	サツキ	平成 30 年植樹

No.	樹種	備考
9	サツキ	平成 30 年植樹
10	シマトネリコ	平成 30 年植樹
11	シマトネリコ	平成 30 年植樹
12	シマトネリコ	平成 30 年植樹
13	シマトネリコ	平成 30 年植樹
14	シマトネリコ	平成 30 年植樹
15	シマトネリコ	平成 30 年植樹
16	シマトネリコ	平成 30 年植樹

⑤ 課題と対応の考え方

当該文化財建造物の環境保全にあたり、明小学校に至る狭隘な通学路（市道牛谷線）、建物の老朽化、樹木の高木化という課題があったが、平成 29・30 年度の耐震補強その他工事で改善している。

建物東側及び南側は、基礎から犬走状に砂利が敷かれているが、その他の部分は土であり日常の風雨により土砂が流出している。敷地内の排水対策が課題である。また、敷地周囲に設置したメッシュフェンスは、明小学校の校庭に面する北側及び東側ではやや高さが不足しており、ボール等の飛来による破損が懸念されている。

(2) 環境保全の基本方針

当該文化財建造物は、より多くの市民等が利活用できるように敷地北側の明小学校の方角へ移築し保存しており、資料館的機能と地域の交流施設として活用を図っていくものとする。

そのため、次の 2 点を基本方針とする。

- 文化財として可能な範囲で村役場時代の外観等周囲の環境を保全し、かつ建設当初の角地にある敷地の建物南西面の正面性を担保するため、門柱、石積や生垣などに配慮する必要がある。
- 敷地内は文化財建造物ともに美観を損なわないように、植栽も含めた適正な管理を行うものとする。

(3) 区域の区分と保全方針

文化財建造物保存の観点から、当該文化財建造物の敷地内を「保存区域」、「保全区域」及び「整備区域」に区分する。

① 保存区域：文化財建造物の雨落までの敷地

建造物の保護に不可欠な区域であり、原則として新たに建造物を設けず、建造物及び雨落の保存修理のみ行う区域とする。ただし、復原にかかる構造物等及び管理、防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

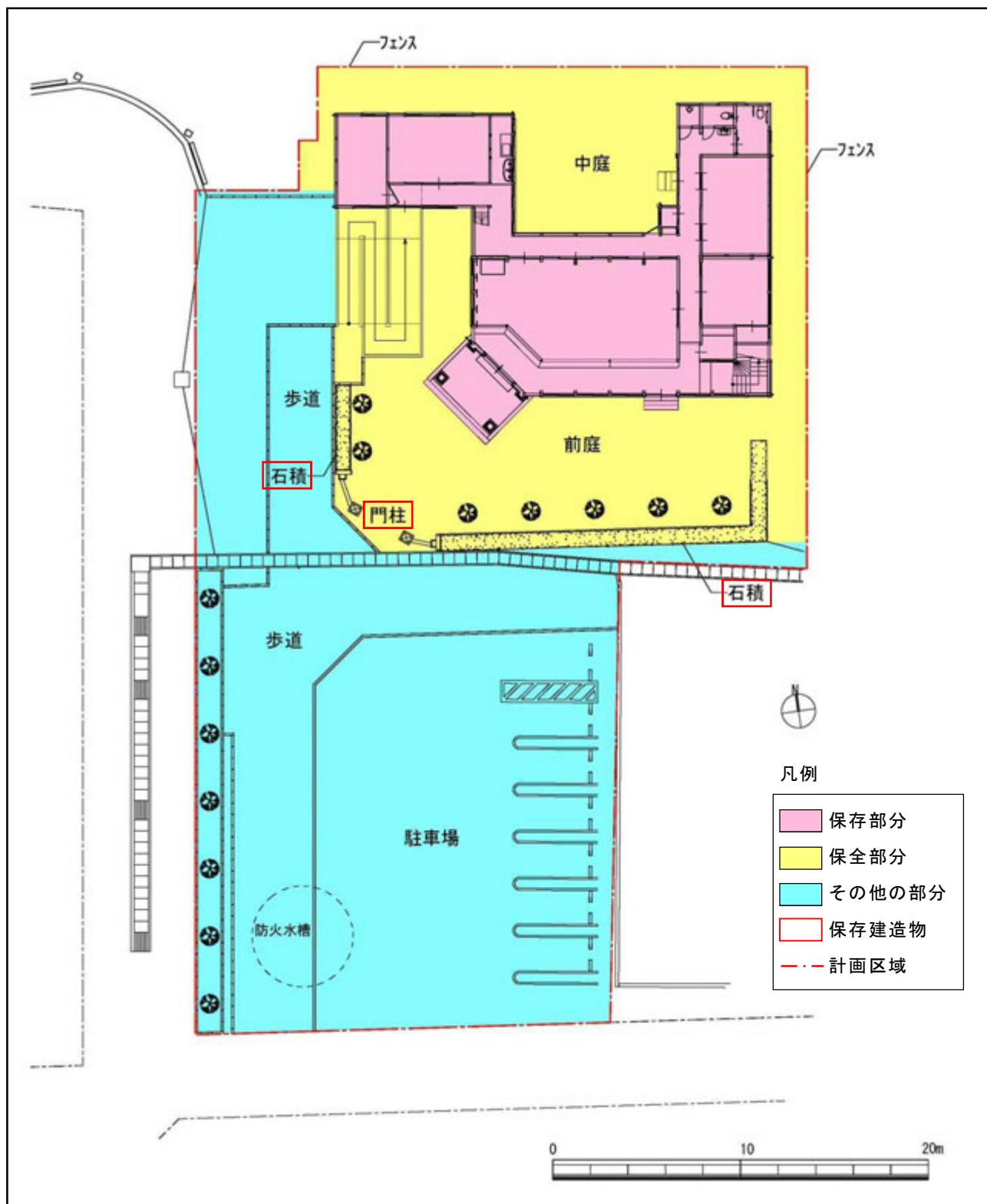
② 保全区域：文化財建造物の外観を保持するための敷地

保存区域に隣接し、当該文化財建造物の外観を保持するために、この域内では建造物等の新築・増改築等の変更は、原則として行わない区域とする。ただし、当該文化財建造物の管理若しくは防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

③ 整備区域：保存区域以外の当該文化財建造物の敷地

当該文化財建造物の防災及び活用のため必要な区域で、角地であったことが理解でき、かつ市民が憩える空間とする。また見学者、利用者など来訪者の駐輪、駐車スペースなどが必要であり、当該文化財建造物の保存、管理、活用のために必要な整備を行っていくものとする。

図一 区域区分図



(4) 建造物の区分と保護の方針

保存建造物

保存建造物は、原則現状を保存する。

旧明村役場庁舎では、当該文化財建造物と同時期に建築された建造物を保存建造物とし、門柱および前庭南、西面の石積が該当する。

(5) 外構の保護方針

① 保護の方針

外構の基準立ては、「2. 保存管理計画」に倣うものとし、下表のとおりとする。

表一 部位の設定

部分		材質・材種等	詳細	基準	備考
門柱	親柱	花崗岩	当初材	基準 1	平成30年移設 (基礎との連結部に差筋)
	門柱基礎	花崗岩	当初材	基準 1	平成30年移設 (根巻コンクリート深さ1.1m)
	脇柱	花崗岩	当初材	基準 1	平成30年移設 (基礎との連結部に差筋)
	脇柱基礎	花崗岩	当初材	基準 1	平成30年移設 (根巻コンクリート深さ0.6m)
	延石	花崗岩	当初材	基準 1	平成30年移設 鉄柵欠失
	仕切石	花崗岩	当初材	基準 1	平成30年移設
石積		花崗岩	当初材	基準 1	平成30年移設
フェンス		—	後補材	基準 3	平成30年新設
防火水槽		—	後補材	基準 3	平成30年新設
消防設備		—	後補材	基準 3	平成30年新設



正面門柱



南側石積



西側石積



東側フェンス



駐車場全景



駐車場西側

② 各部位等の保存管理方針

「環境保全の基本方針」等を踏まえ、当該文化財建造物を明小学校（遊具スペース）へ曳家しており、今後の各部位等の保存方針を以下に整理する。

7. 建造物、工作物

7) 門柱

市道牛谷線と鈴鹿芸濃線及び伊勢別街道が交差する当該敷地南西側の角地の景観を保全するため、現在の道路と建物の関係性を再現できる位置に門柱を移設しており、放置されていた脇柱も復旧した。鉄柵の復原については今後の課題である。

1) 石積

当該敷地の西側及び南側の道路境界沿いの石積は、生垣の移植に併せて可能な範囲で移設を行った。当初の部材であるため保存していく。

4. 外構、庭、樹木

7) 駐車場、歩道

植栽の剪定や清掃を行い、適切に管理をしていく。

1) 前庭、中庭

建物に配慮をしながら適宜植栽の管理や整備を行っていく。

7) 樹木

当初の敷地にある樹木は、高齢樹になり老朽木となっているものもあり、基本的には全て伐採・撤去しており、移築先敷地には後継木の植栽を行った。

なお、生垣のカイズカイズキは、移築先における現状敷地の形状の再現等のため、サツキにより同様の植栽を再現した。剪定を行うなど適切に管理していく。

1) 水準点

水準点は駐車場整備に伴い移設が必要となったため、国土地理院との協議のうえ、従来の物は撤去している。今後、当該敷地の中で適切な場所に移設を検討する。

4. その他

7) 隣地

当該文化財建造物の移築先である明小学校遊具スペースの遊具、樹木及び同校創立百周年記念モニュメント等については、同校関係者等と協議を行ったうえで移築時の障害となる遊具は移設し、樹木は伐採している。同記念碑については体育館前に移設した。

また、移設に伴い障害となるケーブル柱等については中部電力株式会社など関係機関と協議を行い、移設している。

1) 道路

市道牛谷線については、通学路や災害時等の大型緊急車輛の通行に支障のない道路幅員に拡幅を行った。今後、同市道の水路の移設や、変形交差点となっている県道との交差点については、道路改修の機会に改善に向けて関係機関と協議するものとする。

(6) 防災上の課題と対策

当該文化財建造物の北側（小学校敷地）以外は民有地であり、木造や鉄骨造等の建物がある。

当該文化財建造物で発生した火災が周辺民家に延焼したり、逆に周辺民家で発生した火災が当該文化財建造物に延焼したりすることも考えられるため、芸濃総合支所と地域住民との連携による消防活動を実施する。

4. 防災計画

当該文化財建造物の防災計画は、後述する活用計画に対応したものとし、その内容を以下に整理する。

なお、下記の課題については、平成28年度に実施した実施設計にあたり、改めて関係機関と協議の上、建築基準法及び消防法等の精査を行い、関係法令に適合させている。

(1) 建築基準法等への対応

① 当該文化財建造物の概要

建築基準法への適合を確認するにあたって必要となる当該文化財建造物の概要は以下のとおりである。

当該文化財建造物は、建築基準法に関して以下の各条項に対応する必要があると考えられる。

- ・ 都市計画区域に関する規定：都市計画区域内のものを対象とする
- ・ 建築基準法の手続きに関する規定：法 6 条
- ・ 建築物の立地条件、環境に関する規定：法 28 条、43 条、44 条、52 条、53 条、56 条
- ・ 建築物の防災に関する規定：法 24 条、35 条、35 条の 2、36 条
- ・ 建築物の移動、避難に関する規定：法 36 条

表一 当該文化財建造物概要

・ 用 途	：展示場、地域学習室、憩いの部屋、管理室、他
・ 敷地面積	：604 m ² （工事前）、1,330 m ² （工事後）
注．計画敷地面積は S=1/500 図上求積による概数。	
・ 建築面積	：216 m ² （工事前）、222 m ² （工事後）・ 建蔽率：35.8%（工事前）、16.7%（工事後）
・ 延床面積	：322 m ² （工事前）、327 m ² （工事後）・ 容積率：53.3%（工事前）、24.6%（工事後）
・ 高 さ	：11.5m（棟高）
・ 構 造	：木造 2 階建て
・ 屋 根	：瓦葺き
・ 外 壁	：杉板下見板張
・ 用途変更、主要構造部（屋根等）の大規模な修繕を行った。	

② 建築基準法の制限に関する総括

当該文化財建造物の活用計画に関する建築基準法の制限に関する現況と課題を整理し、次表のような対処の方針を定めた。

表－建築基準法等への対応（その１）

条項	関連する建築基準法				
	都市計画	6 条	24 条	28 条 1、2 項	35 条
関連条項の概要	—	建築物の建築等に関する申請及び確認	木造の特殊建築物の外壁等	居室の採光及び換気 (令 111 条) (令 116 条 2 項)	特殊建築物の排煙 (令 126 条 2) (排煙)
現況、または展示場等としての計画	・都市計画区域外	・用途変更 展示場床面積 $100 \text{ m}^2 <$ 180.01 m^2 ・大規模修繕又は模様替えを行う。 ・主要構造部（屋根）の過半の修繕	・22条区域外	・当該居室床面積 $\times 1/20 <$ 採光有効窓面積（予想）	・当該居室床面積 $\times 1/50 <$ 排煙有効開口部面積（予想）
適格性の判定	該当せず	対応の必要あり →対応済	該当せず	適格	対応の必要あり →対応済

表－建築基準法等への対応（その２）

条項	関連する建築基準法				
	35 条	35 条 2	36 条	36 条	87 条
関連条項の概要	技術的基準 (令 117、119～124 条) (廊下の幅員)	技術的基準 (令 128 の 5 の 29～129 条) (内装制限)	技術的基準 (令 23～27 条) (階段の幅員)	防災設備に関する指針 (令 126 条の 4) (非常用照明)	用途の変更に 対するこの法律の準用
現況、または展示場等としての計画	・居室床面積 $< 200 \text{ m}^2$	・用に供する床面積 $< 200 \text{ m}^2$ ・用途は地区集会所及び展示場に変更 ・地区集会所床面積 $146.68 \text{ m}^2 < 200 \text{ m}^2$ ・展示場床面積 $180.01 \text{ m}^2 < 200 \text{ m}^2$	① L=166 R=21～22.5 T=23 T=15(壁面から 90cm) ② L=68 R=22.5～23.5 T=23	・設備未設置	・用途変更を行う。 ・大規模修繕又は模様替えを行う。
適格性の判定	該当せず	該当せず	①②とも対応の必要あり →対応済	対応の必要あり →対応済	対応の必要あり →対応済

表一敷地内通路

敷地内通路 (令第128条)	・特殊建築物の場合、幅員 1.5m以上とし、避難階における出入口及び屋外階段から、道または公園、広場、その他空地に通じていなければならない。	・避難上支障がないように敷地内通路を整備する。
-------------------	--	-------------------------

表一採光、換気、排煙の検証

7. 採光

採光については、次のような条件を定め、建築基準法第28条1項などに規定の必要採光面積を確保する。

採光補正係数 $A(\ast 1) = 1$ 及び $\alpha = 10$ 、 $\beta = 1$ とする。

($h \div 5.6\text{m}$ とする。：図面参照)

($\ast 1$) の考え方は次のとおりである。

$$A(\ast 1) = (d/h \times \alpha) - \beta = (d/5.6 \times 10) - 1$$

$$\therefore d \geq 9/5.6 \div 1.6\text{m}$$

このため、曳家に際しては、当該文化財建造物を隣地境界から最小 2 m 離し設置することで、採光補正係数 $A = 1$ を確保する。

4. 換気

建築基準法第28条2項に規定の必要換気面積は確保されている。

ウ. 排煙

建築基準法第35条に規定の必要排煙面積については1階来賓室が不足している。このため、来賓室北側壁に自然排煙口（排煙窓）の設置により対応する。

③ 階段の検証

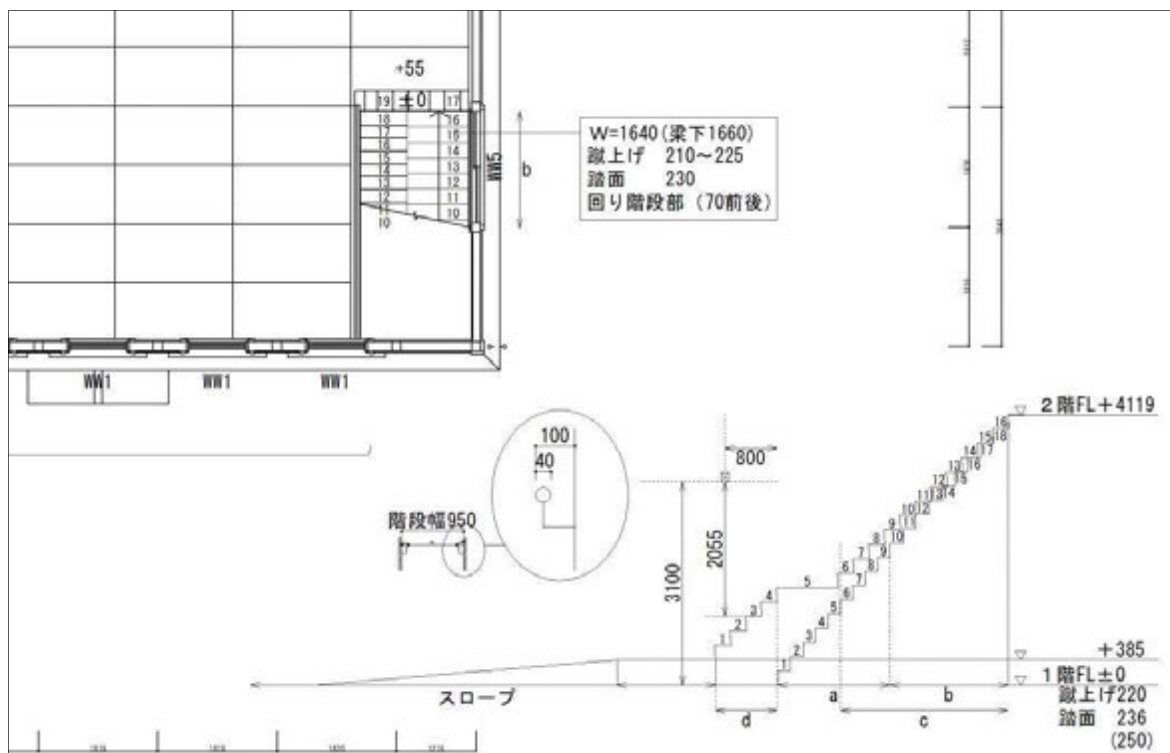
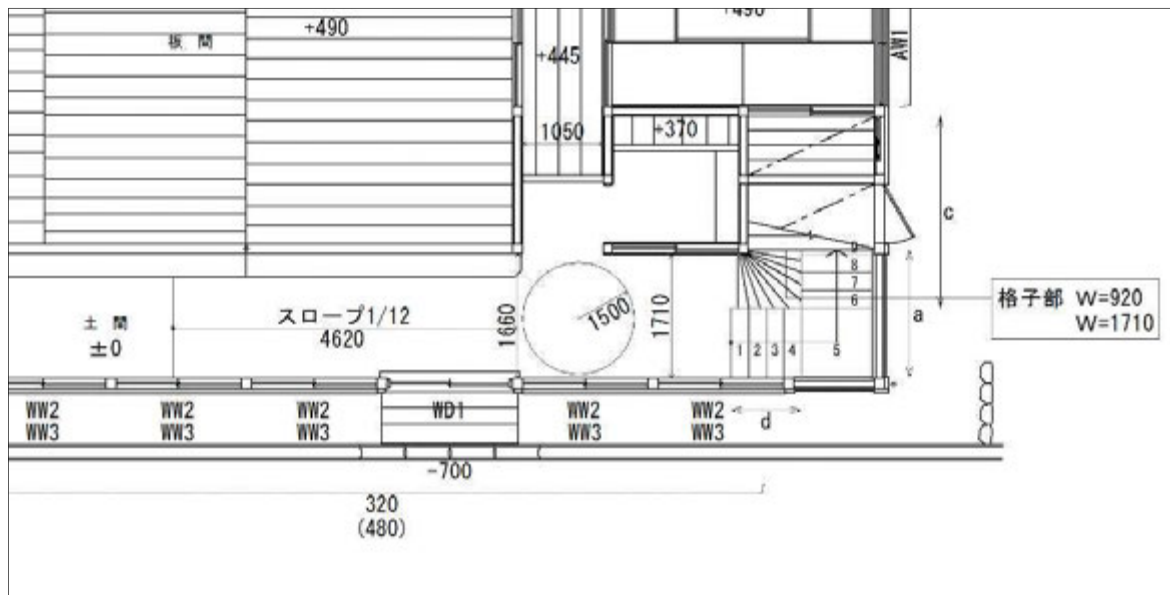
7. 階段方針案

蹴上げ、踏面とも「ゆとりある寸法」を確保するため、建築基準法施行令第 23 条に基づき、「階段の種別 4」に規定の必要寸法を確保した。

なお、階段及びその踊場の幅は「階段の種別 4」の 75 cm に対し両側に手摺（10 cm ずつ）を設けた必要寸法（95cm）についても確保した。

また、傾斜路は、建築基準法施行令第 26 条（階段に代わる傾斜路）に基づき設置した。車いす利用者への対応として、階段昇降機の設置や可搬型機の準備などについては今後の課題である。

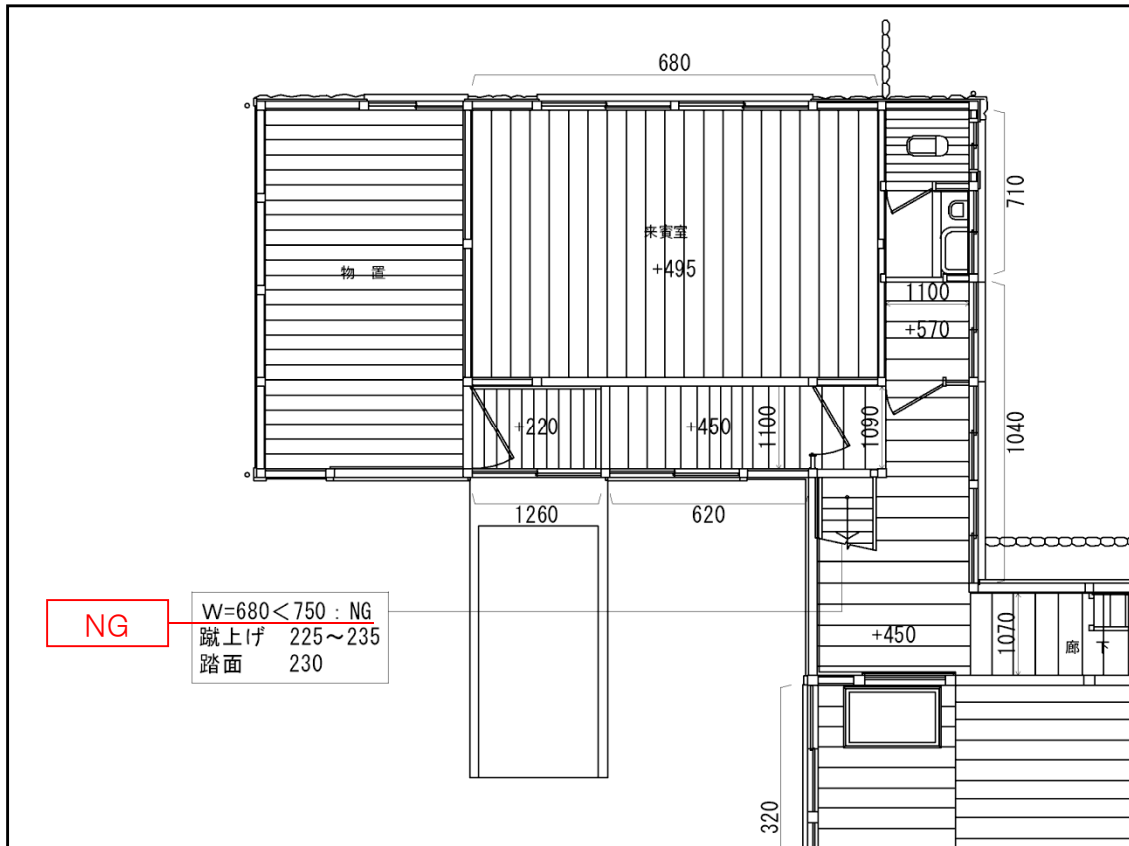
図一階段方針案



イ. 来賓室側の階段

来賓室側の階段は、屋根構造も含めた改修を行わない限り、建築基準法に適合させることは不可能であるため、本階段の活用は不可である。

図－来賓室側の階段検証



(2) 防災・防犯対策

① 当該文化財建造物の防災対策の考え方

7. 基本的な考え方

登録有形文化財としての文化財の価値を失うことなく将来にわたって保全していくにあたり、建築物としての防災避難能力を充実するとともに、地域住民との火災を中心とした防災への意識の向上と地域住民と行政や消防署などが連携した防災まちづくり体制の実現を目指して、次のような基本的な考え方を定める。

○ 火 災

火災による文化財の焼失を防ぐため、火災を起こさない、起こさせない、そして拡げないことを目標とし、出火防止、早期発見・早期通報、初期消火・本格消防、延焼の防止についての整備・検討を行う。

○ 震 災

地震の揺れによる倒壊を防ぐこと、地震後の二次的な被害（火災など）を防ぐことを目標とし、構造補強及び二次災害防止についての整備・検討を行う。

○ 風水害等

日常的な維持管理や減災の対策を行うことにより被害を抑えることを目標とし、浸水防止及び建築物の維持管理についての検討を行う。

① 火災などの災害に対応できる防災力向上

登録有形文化財としての歴史的景観を継承するため、今後、火災を中心として想定される災害に対応できるよう防災力の向上を目指す。

② 建築物の防災力向上

建築物の修理、工事や維持管理等により火災をはじめとする災害に対する防災性能の向上を目指すとともに、避難動線経路の確保など、総合的な防災力の向上を目指す。

③ 地域と行政の連携による防災力向上

芸濃地域の住民がこれまで育んできた地域力・地域コミュニティを礎として、「建築物の初期消火能力の向上」、「地域住民の防災意識の向上」、「火災を中心とする災害に対応できる体制づくり」をするとともに、行政等と連携した防災力の高い防災まちづくり体制を確立する。

4. 防火活動

当該文化財建造物のような木造で老朽化した建築物は、短時間で盛期火災となるため、早期発見・通報及び初期消火が、被害を最小限に食い止めるうえで重要である。

消防署による消火活動は、火災時には広く期待されるところであるが、所管消防

署である津北消防署芸濃分署は当該文化財建造物から約7kmの位置にあり、通報から消防隊の到着までには5分～10分ほどの時間を要するものと考えられる。

そのため、防火対策では、早期発見・通報に関しては、管理者が不在であっても、自動的に火災が周辺地区（住民）や消防署に伝わるよう機械警備に移報するシステムを導入した。また、初期消火への対策としては、その緊急性から、消火設備は、消火器や易操作性のものなど、誰でも使用でき非専門的な人であっても操作が可能なものとした。

また、消火活動は、消防署を中心に、地元消防団、自主防災組織及び周辺住民等との連携が不可欠である。このため、消防署、地元消防団、自主防災組織及び周辺住民の役割を整理し、定期的に消防訓練を行って相互の連携を確認する。

消防訓練については、発災想定型の消防訓練を行うとともに、それに適応できる消火体制を構築する。

② 防火管理計画

防火管理計画を作成するにあたっては、建築基準法及び消防法の規定に適合させることを基本として考えるが、法規では必要最低限の安全性能しか要求されていないことから、それを前提に、安全を確保するために必要な対策を検討した。

なお、建築基準法及び消防法への適合については、現行の法令及び建物条件をもとに検討をし、法令及び要求性能は建物の用途と規模に応じて変わってくる項目については、耐震補強計画、実施設計の各段階で関係機関と内容の確認・協議を行い決定した。

7. 消防法への適合

消防法では、当該文化財建造物のような一定規模の防火対象物では防火管理者を置き、防火管理区域を設定することが定められている。このため、教育委員会内に防火管理者を置くものの、至近に位置する芸濃総合支所、芸濃教育事務所も積極的にこれに協力するものとする。

防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- ・ 消防計画の検討及び変更
- ・ 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- ・ 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ・ 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- ・ 火気の使用または取扱いに関する指導監督
- ・ 防火担当責任者に対する指導監督
- ・ 収容人員の管理
- ・ 管理権限者に対する助言及び報告
- ・ その他防火管理上必要な業務

また、防火管理者は次の業務について、消防機関への報告、届出並びに連絡を行うものとする。

- ・ 消防計画の提出
- ・ 建屋、諸設備の設置または変更の事前連絡並びに法令に基づく届出

- ・ 消防設備等の点検結果の報告
- ・ 教育訓練指導の要請
- ・ その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

消防法への適合要件の概要は、以下のとおりである。

当該文化財建造物は、消防法上防火対象物として取扱い、以下の用途区分として位置づけされる。

〈用途区分〉

- ・ 1 項、ロ「地区集会所」
- ・ 8 項 「展示室」
- ・ 16 項、イ「特定防火対象物が存する複合用途防火対象物」

イ. 消防法への対応

当該文化財建造物の活用計画に関する消防法の制限に関する現況と課題を整理し、次表のような対処の方針を定め、その通り実施した。

表－消防法への対応

	関連する消防法令		
防火対象物 (令別表第1)	1項、ロ	8項	16項、イ
	条項の基準		
消火器具	○	○	○
	$S \geq 150 \text{ m}^2$	$S \geq 300 \text{ m}^2$	各用途ごとの基準に基づく
自動火災報知設備	○	→	○
	$S \geq 300 \text{ m}^2$	$S \geq 500 \text{ m}^2$	$S \geq 300 \text{ m}^2$
非常警報設備	→	→	○
	$S \geq 500 \text{ m}^2$	$S \geq 1,000 \text{ m}^2$	各用途ごとの基準に基づく
避難器具	—	○	—
	2階以上等	2階以上他	2階以上等
誘導灯	○	→	○
	全部	地階、無窓階、他	全部
計画用途(室)	復原議場・地域学習の場(地区集会所)	展示室	建築物全体 (特定防火対象物が存する複合用途防火対象物)
適格性の判定	該当する	該当する	該当する
対応の方針	・消火器具(A/B/C10型) ・自動火災報知設備 ・誘導灯	・消火器具(避難はしご) ・誘導灯	・消火器 ・自動火災報知設備 ・誘導灯

ウ. 火気使用状況と防火環境

防火管理区域内の建築物の構造と火気使用状況及び樹木の扱い等については、以下のとおりである。

ア) 構造

- ・ 木造 2 階建て

イ) 火気使用状況

- ・ 修理に併せ電磁調理器（湯沸、家庭用） 1 台を湯沸室に設置した。

エ) 樹木の扱い

- ・ 防災と避難の視点をもって当該文化財建造物周囲の植栽を適正に維持する。

エ. 予防措置

ア) 火気などの管理

- ・ 管理者及び来訪者（利用者）に対しては、火気使用範囲を明示し、範囲外での火気使用を禁止する。また、敷地内及び建物内については禁煙とする。
- ・ 火気の使用方法を明示し、日常（通常）管理及び後始末を厳重にして火災を未然に防ぐ。

イ) 可燃物の管理

- ・ 日常の敷地内及び建築物内の清掃により、可燃物の除去及び整理整頓を徹底する。

エ) 警備

- ・ 放火を未然に防ぐため周辺に可燃物を放置せず、夜間は施錠とともに、民間のセキュリティシステム（警備事業者）に委託し、管理を行う。

オ. 防災連絡会議と発災対応型防災訓練の実施

当該文化財建造物の防火管理計画の検討にあたっては、以下に示す特徴を考慮する。

- ・ 当該文化財建造物は、地域の歴史、伝統文化の紹介・展示や、地域住民の交流施設として活用されることから、それを守るためには地域の参加が求められる。
- ・ 放火の可能性もあり、予防には地域の目が有効である。
- ・ 当該文化財建造物は、集落の中に立地していることから、そこで発生した火災が周辺民家に延焼したり、逆に周辺民家で発生した火災による延焼も考えられる。

このため、地域全体が連携した計画づくりとするとともに、それに併せた防火設備、消防体制を検討する。

これらを踏まえて、地域全体で防火意識を高め共有し、火災に対する早期発見・通報及び初期消火の取り組みを行うことが重要である。更に、行政と地域住民との連携を図るため必要に応じて防災連絡会議を開催し、連携した消防活動の事前調整及び実施を図っていくこととする。

主な構成員は、芸濃総合支所長、生涯学習課長、芸濃教育事務所長、津市北消防署芸濃分署、地元消防団、自主防災組織、管理業務受託者、公開活用協議会、地元自治会からなり、以下の項目について検討を行う。

- ・ 当該文化財建造物の消火設備整備計画及び利用計画の作成
- ・ 発災対応型防災訓練の実施

③ 防犯計画

公開期間及び公開時間内においては管理者による巡回を実施する。夜間においては、施錠によるとともに、民間の警備事業者に管理を委託することで対応する。

④ 防火・防犯設備計画

本計画では、防火・防犯設備の基本的な方針を示し、今後段階的に拡充を図っていくこととする。

7. 防火設備計画

7) 火災報知設備

1 階、2 階に自動火災報知設備を設置。

1) 誘導灯

1 階の屋外への出口、廊下及び 2 階の階段降り口に誘導灯を設置。

2) 消防用通報

1 階管理室に設置。

3) 避難はしご

2 階のベランダ 1 箇所に避難用はしごを設置。

4) 消防設備

- ・ 屋外消火栓は、駐車場に設置された耐震性防火水槽（60t）及び既存の道路上に位置する消火栓を活用する。
- ・ 既存の南面道路近くの屋外消火栓及び地下式防火水槽を維持していく。
- ・ 消防法施行令第 10 条に掲げる設置基準のうち、重要文化財と同等の基準で消火器を設置する。
- ・ 1 階、2 階とも各部屋に消火器（ABC 粉末消火器 10 型）を設置する。
- ・ 消火器算定基準は「基本設置のうち一般のもの」として必要設置本数を定め、それらが防火対象物の各部分から歩行距離 20m 以内となるように配置する。

＜算定基準能力単位の数値の合計数 $\geq$ 延べ面積または床面積/50 m²＞

上記基準を満たして、必要な本数を設置する。

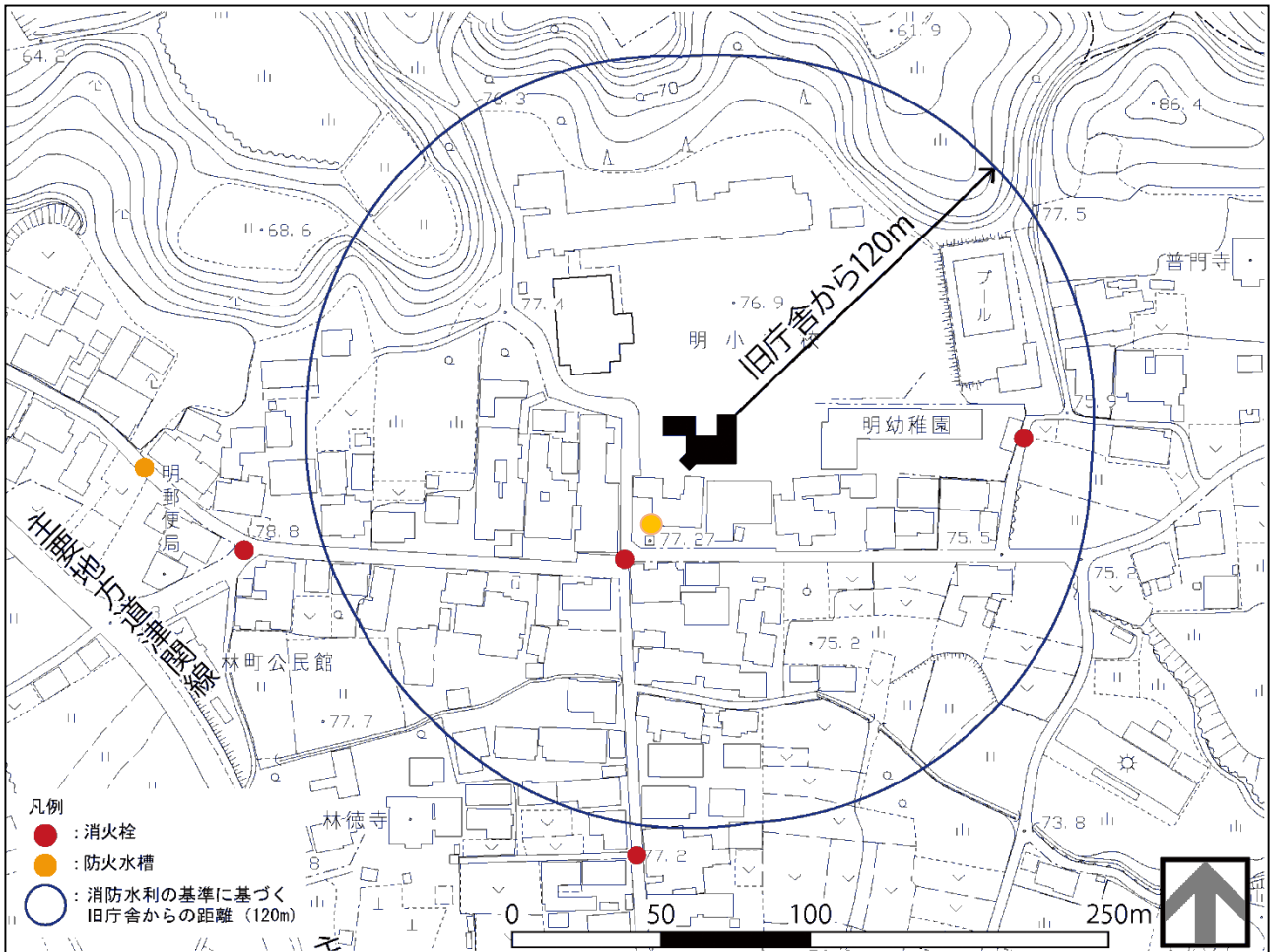
5) 防犯設備

- ・ 建物内部については機械警備を実施しているが、駐車場及び駐輪スペースはフェンスがなくオープンスペースとなっており、特に夜間の防犯対策については今後の検討課題である。

□ 当該文化財建造物敷地周辺の消防水利状況

- ・ 当該文化財建造物敷地周辺の消防に関する消防水利の状況は次のとおりである。
- ・ 総務省消防庁による「消防水利の基準」に基づいて、防火対象物（当該文化財建造物）から120m以内に消防水利（消防栓）が設置されていることから、火災時に十分な水量を確保できる。

図一 屋外消火栓等位置図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路縁 1000））三重県市町総合事務組合

か) 避雷設備

敷地内に避雷針の設置を検討するとともに、周囲に設置されている避雷針について、その有効性も含め検討していく。

4. 防犯設備計画

防犯設備については、平成 27 年度文化庁より「文化財の防犯対策について（通知）」（平成 27 年 4 月 30 日 27 財伝文第 26 号）」及び「文化財の防犯体制の徹底について（通知）」（平成 27 年 4 月 30 日 27 財伝文第 8 号）」が出されている。

これを踏まえるとともに、夜間は施錠を行い防犯に努め、更に独自の防犯対策として民間の警備事業者への管理委託を行う。

ウ. 保守管理計画

防火設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、教育委員会において自主的に点検を行い、設備の位置、構造、不良事項、要注意事項を的確に把握するとともに、これらの機能を最良の状態で維持していくために、今後保守管理マニュアル等の作成を行う。

また、地域コミュニティ、自治会活動を活用して、日常朝夕、休館日の敷地や当該文化財建造物の見守りなどは、地域住民の自主的な定期作業により実施することを検討する。

(3) 耐震対策

耐震対策については、平成27年に保存活用計画の策定にあたり耐震診断を実施し、耐震補強が必要と判定されたことから、平成28年度に耐震補強その他工事の設計業務にあわせて耐震補強計画を作成し、平成30年耐震補強工事が行われた。以下、概要を記載するが、詳細については各報告書を参照されたい。

① 耐震診断

7. 耐震診断の概要

- ・報告書名 株式会社都市環境研究所
「旧明村役場庁舎保存活用計画策定業務委託 耐震診断報告書」
- ・耐震判定書 平成27年10月13日付 松阪耐震診断判定審査委員会
- ・診断法 (財) 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」
(2012年改訂版)に基づく精密診断法2(保有水平耐力計算[柔床])

4. 耐震診断結果のまとめ

当該文化財建造物の耐震診断結果は、以下のとおりであり、上部構造評点のうち最小の値は0.19で「建築基準法の想定する大地震動での倒壊の可能性が高い」となっている。

○上部構造の体力の評価（建築基準法の想定する大地震動での倒壊の可能性）

上部構造評価のうち最小の値	評点	判定
0.19	1.5 以上	◎倒壊しない
	1.0 以上～1.5 未満	○一応倒壊しない
	0.7 以上～1.0 未満	△倒壊する可能性がある
	0.7 未満	×倒壊する可能性が高い

② 耐震補強計画

7. 耐震補強計画の概要

- ・報告書名 有限会社 貴匠設計
「平成28年度 営生学補第1-12号 旧明村役場庁舎耐震補強計画及び耐震補強その他工事に係る設計業務委託 旧明村役場庁舎耐震補強計画 報告書」
- ・耐震改修判定書 平成29年1月20日付 一般財団法人 愛知県建築住宅センター

- ・ 診断法 (財) 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版)に基づく精密診断法2 (限界耐力計算)

4. 耐震改修判定

平成27年度の耐震診断の結果、当該文化財建造物は一部について応答変形角が改修の前提とした安全限界変形角 (1/20) を満たしておらず、補強等の耐震改修が必要と判定された。

平成28年度に耐震改修 (補強) を計画し、改めて (財) 日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(限界耐力計算による方法: 説密診断法2) (以下、木造耐震診断基準) により耐震改修後の建築物について耐震診断を行った結果、X Y 両方向に求められる応答変形角が安全限界変形角を満たしていることが確認された。改修前の建築物の耐震診断結果 (精密診断法) は次の通りである。

方向	【本館棟・旧休憩室棟】			【旧来賓室棟】		
	階	応答変形角	判定	階	応答変形角	判定
X 方向	2	1/146	OK	2		
	1	1/15	NG	1	1/32	OK
Y 方向	2	応答過大	NG	2		
	1	応答過大	NG	1	1/44	OK

現状診断は、ゾーニングによるものとし、「本館棟・旧休憩室棟」と「旧来賓室棟」の二つに区分しているが、診断方向についてはゾーニングによらず、東西方向をX方法、南北方向をY方向としている。また、腐朽等のため現実的には診断が困難であるが、改修時の補強を前提とした上で、腐朽等はないものとして診断を実施している。前述の通り、一部について応答変形角が改修の前提とした安全限界変形角 (1/20) を満たしておらず、補強等の耐震改修が必要と判定された。

そのため、当該文化財建造物について改修計画 (詳細は報告書を参照のこと) をたて、改修後の耐震診断を行っている。

改修計画後の耐震診断結果 (精密診断) は次の通りである。

方向	【本館棟】			【旧休憩室棟】			【旧来賓室棟】		
	階	応答変形角	判定	階	応答変形角	判定	階	応答変形角	判定
X 方向	2	1/62	OK	2			2		
	1	1/20	OK	1	1/25	OK	1	1/39	OK
Y 方向	2	1/67	OK	2			2		
	1	1/21	OK	1	1/26	OK	1	1/32	OK

改修計画後の診断についてもゾーニングによるが、現状診断とは異なり、「本館」と「旧休憩室棟」と「旧来賓室棟」の三つに区分している。

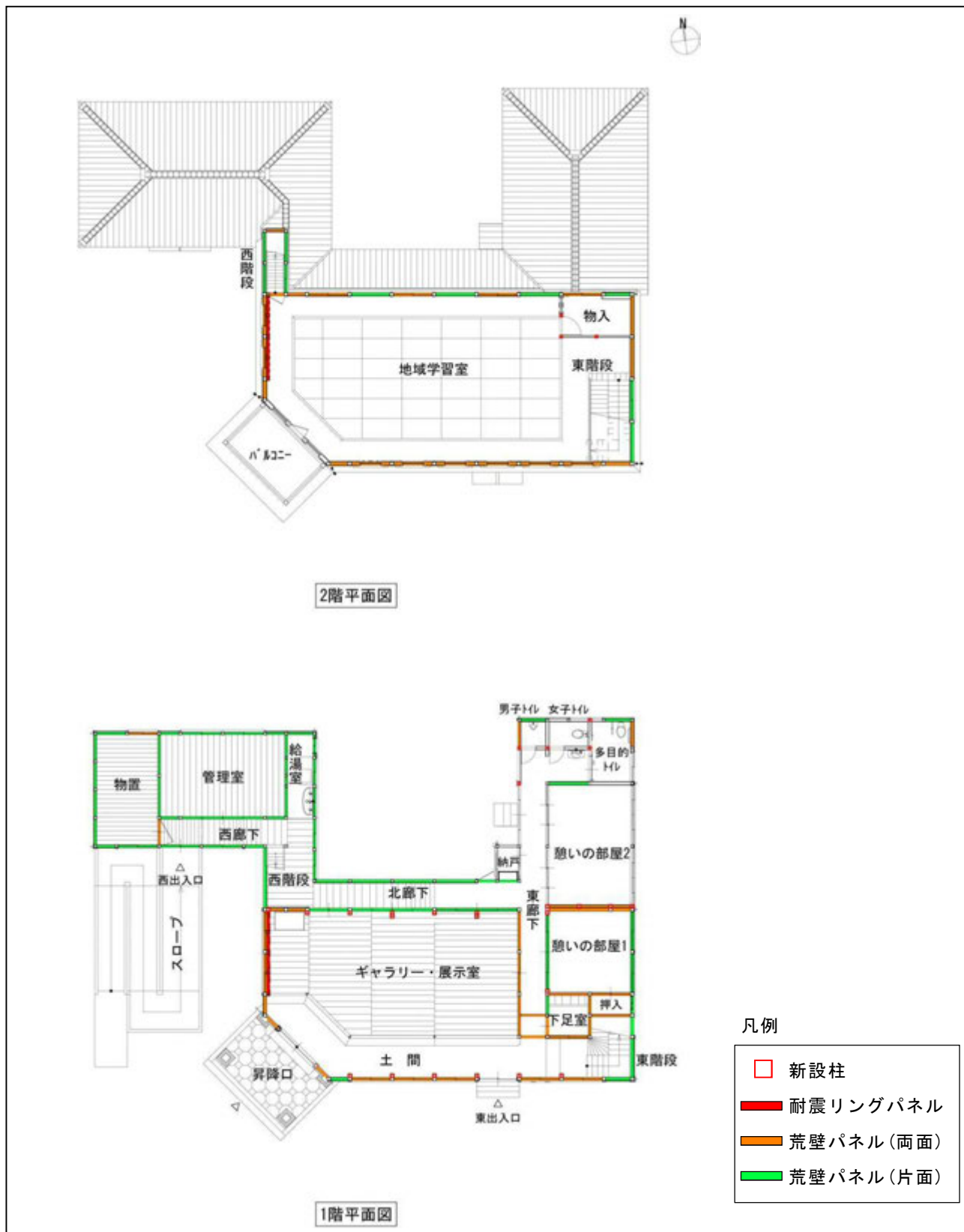
全てにおいて、応答変形角が安全限界変形角 (1/20) 以下を満たす結果となっている。

③ 耐震補強工事

平成28年度に作成した耐震補強計画に基づき、平成29・30年度に耐震補強工事を実施した。

構造補強の概要は次図の通りである。

図一 構造補強位置図



(4) 耐風対策

平成29・30年度の工事前では、下記のような課題があったが、実施設計の中で対策を行っており、主な課題は解消している。

① 耐風診断

当該文化財建造物は、築100年近くが経過し老朽化が顕著であり、これまでにない想定外の台風等により倒壊の危険性が排除できない。

また、屋根については、小使室棟を除き建設当初から瓦のままであるが、材料そのものの耐用年数が過ぎている。目視においても、一部で劣化が確認でき、強風時には吹き飛ばされる可能性がある。

軒裏の板張は数箇所が破損しており、強風時には吹き飛ばされる可能性があり、窓についても老朽化が目立ち、吹き飛ばされる可能性がある。樋は軒樋や縦樋の一部が破損しており、強風時に樋が外れ飛ぶ可能性がある。

② 対応

建物本体については、構造を補強しており、耐風力を確保している。

屋根は、全面的に新しい瓦に更新しており、窓の建具についても補強・補修を行い、耐震補強設計とともに、強風時の建物の安全性についても検討を行った。

軒樋及び縦樋は当初の色彩を考慮し、劣化しにくい素材を使用し取り換えた。

(5) その他の災害対策

当該文化財建造物は内陸の平野部に立地しているため、水害の危険性は少なく、土砂災害の危険性もないと考えられる。

5. 活用計画

(1) 公開その他の活用の基本方針

① 活用における現状の課題

当該文化財建造物周辺には、明小学校や幼稚園などの施設はあるものの、市民等が交流できる公共施設はほとんどない。また、明小学校には学童保育もないことから放課後の見守りが求められており、ボランティアガイドなどの活動拠点としても注視される場所であることから、市内外も含めて地域のふれあい交流施設が望まれていた。

平成 29・30 年度の整備工事にあたり、下記の課題については検討を行い整備を実施したが、今後についてもさらなる改善に向けて検討を続ける必要がある。

- 市民交流にふさわしい魅力ある企画展示とレイアウト等の検討
- 展示物の継続的な収集と保管方法の検討
- 情報発信と集客方法等の検討
- 地元住民等への施設活用に向けた啓発活動の促進
- 明小学校等教育機関との連携活動の促進
- ボランティアガイド等のサポート体制の充実
- 施設の維持管理・運営のための便益施設等の充実
- バリアフリー化の充実

これらの課題に対して平成 30 年に改修工事が行われた。今後の運用によってこれらの課題の解消に取り組む。

② 活用の考え方

当該文化財建造物は、歴史資料室及び地域住民の交流文化活動の場として公開、活用するものとし、また周辺には隣接する明小学校のほかに、伊勢別街道や普門寺などの歴史的資源も多く、文化財保存の妨げとならない範囲で、見学者、来訪者を受け入れ、広く公開することとする。

なお、公開にあたっては、以下の基本方針に従い、本市が主体となって公開活用活動を実施する。

- 当該文化財建造物が村役場として建設され、これ以後も町役場支所や資料館等として活用され続けてきたことを踏まえ、本市の代表的な歴史的庁舎建造物としての保全を図る。
- 地域住民が地域の誇り、シンボルとして親しみをもって活用し、少子高齢化の進展する中、地域の活性化や子ども達と高齢者などの世代間交流の場として積極的な活用を図る。
- 明小学校の放課後の児童の居場所づくり（放課後子ども教室や地域の見守り活動など）のほか、市内の学校教育機関との連携を図り、地域の歴史、伝統文化、議会の歴史や制度を学ぶ地域学習の場として活用を図る。
- 津市芸濃総合支所他の文化施設、ガイドボランティアの会等のまちづくり活動団体と連携し、地域住民や観光客等来訪者の文化教養の向上に資する場として活用を図る。

(2) 公開計画

当該文化財建造物の公開にあたっては、可能な限り利活用できる環境づくりに配慮し、身体障がい者用スロープや多目的トイレの整備を行っている。今後は次に示すとおり公開を行う。

① 建造物の公開

- 計画区域及び計画区域内の当該文化財建造物や外構回りを公開の範囲とする。
- 1階はギャラリー・展示室、憩いの部屋、管理室・倉庫、多目的トイレ、2階は地域学習室として活用する。

② 外構の公開活用

当該文化財建造物の南北側、西側の庭（外構）を公開し、文化財の全体と門柱等も復原して建物南西隅部の正面性及びかつて角地にあったことを体感できるように平成29・30年度の工事で整備した。

当該文化財建造物を曳家し、再配置を行うにあたって、隣地境界と建築物間の幅員（外構）については、移動、避難（2 m以上）、回遊できる規模を確保するとともに、建物の外壁、窓を鑑賞できるようにしている。

③ 関係資料等の公開

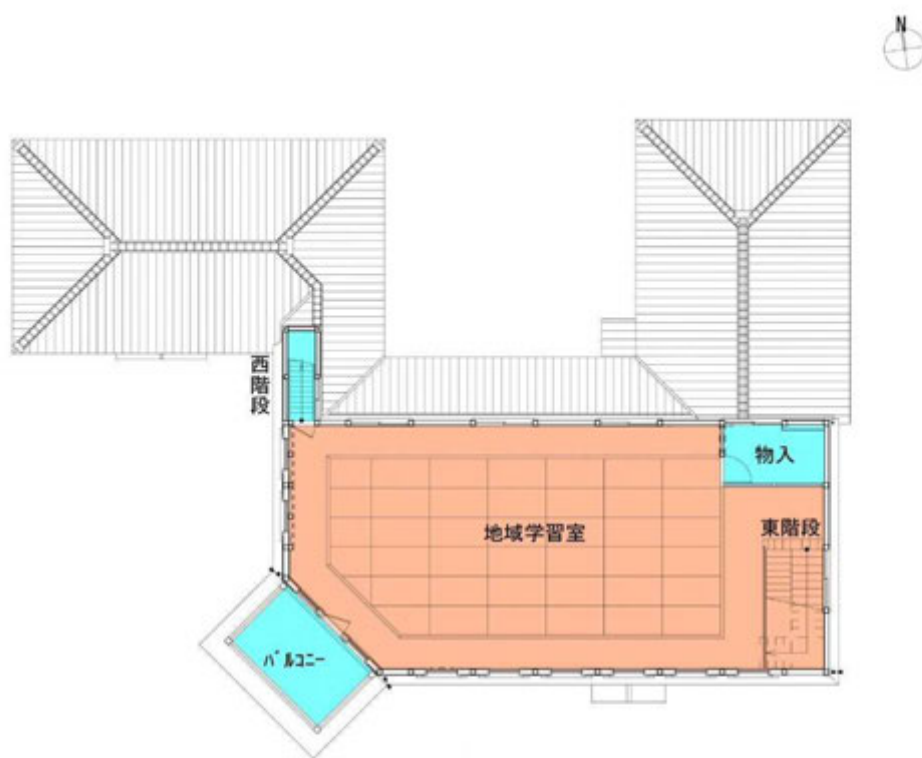
明村役場に関する資料を中心として、地域の歴史資料等の展示を行う。

現在、芸濃郷土資料館（芸濃総合文化センター内）には展示室が2箇所設けられていて、明村役場建築当初の設計書などの資料を展示しているが、当該文化財建造物で展示するため地域の歴史資料とともにこれらを移設する。同時に資料館展示物の再整理を行い、芸濃地域の歴史について、より理解が深まるような展示と適切な利用環境に努める。

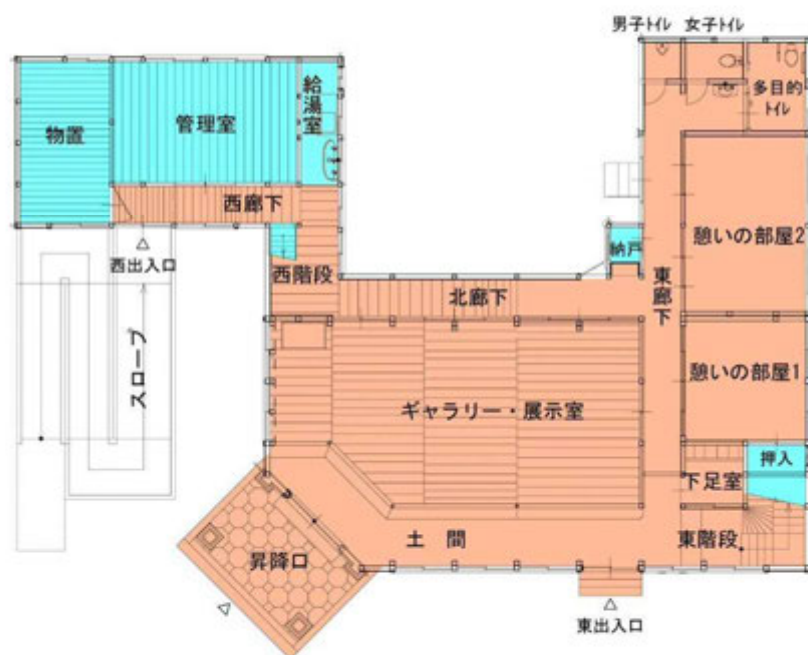
図一 公開計画図①



図一 公開計画図②



2階平面図



凡例

- 公開部分
- 非公開部分

1階平面図

④ 地域のまちづくり活動団体等と連携した活用

本地域では楠原地区など、地域住民の文化活動が積極的に行われている。

このため、これらの地域活動の場として、またガイドボランティアの活動拠点や地域住民の会議の場などとして活用を促進する。

(3) 活用基本計画

① 計画条件の整理

7. 法的条件・遵守すべき法規等

- 文化財保護法
- 登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則
- 建築基準法、消防法及び関係法令
- エネルギーの使用の合理化に関する法律及び関連法令
- 水道法及び関連法令
- 下水道法及び関連法令
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び関連法令
- 電気事業法及び関連法令
- 景観法及び津市景観条例 など

4. 関連計画

- 津市総合計画
- 津市景観計画
- 津市教育振興ビジョン
- 津市文化振興計画 など

ウ. 活用の方向性

大正5年に建設された旧明村役場庁舎は、地域の行政機能の中心として役割を果たしてきた歴史があることから、文化財建造物を活かした地域文化や地域活動の拠点として整備・活用を行っていく。

② 施設計画

各室の用途や機能分担、動線計画は次のとおりとする。

7. 各室の用途や機能分担

○ ギャラリー・展示室

- ・ 村役場当時のカウンター、金庫、天井飾りの他、上下げ窓、バルコニーなど洋風建築としての特徴の解説。
- ・ 村役場で実際に使われた印章（表紙の印影）、役場で作成した行政文書などの実物資料について、展示・解説を行う。
- ・ 大正から昭和前期の雰囲気が残る中で、ゆったりと過ごせるギャラリースペースを設ける。
- ・ 津市や芸濃地域への来訪者のための地域の物産など情報発信資料（パンフレット、ボランティアガイド、地域の観光スポットほか）の配布。

- ・ 適切な展示環境を確保するために必要な電気設備、空調設備及び内装設備、機器の設置を行う。

○ 地域学習室

- ・ 洋風建築とミスマッチな畳敷きの議場を復原して、当時の議場の雰囲気再現し、役場庁舎としての歴史を体感できるものとする。
- ・ 明小学校など地域児童に対する放課後の学習・学びの場、授業の一環としての利用、また地域住民が地域の活動の場など多目的に活用できる場とする。
- ・ 適切な環境を確保するために必要な電気設備、空調設備及び内装設備、機器の設置を行う。

○ 管理室・倉庫

- ・ 当該文化財建造物の日常の維持管理及び資料展示室などの公開活用を行うため、施設使用時は管理者が常駐することとする。

○ 憩いの部屋 1・2

- ・ 高齢化の進展に対応するため、高齢者支援事業なども実施できるようスペースを確保して、地域の居場所、いこいの場として活用する。
- ・ 高齢者だけでなく、明村役場を訪れる子どもたちなどとの交流場所として活用する。

○ その他の施設

- ・ 回り階段には建築基準法に合った階段を重ねて2階への安全な移動を確保するとともに、急傾斜であった回り階段の一部を見比べて見学できるようにする。
- ・ トイレなどの便益施設については、今日的な機能を備え、快適かつ公共的施設に相応しいものに改変する。

○ バルコニー

- ・ 正面性を表すため隅に設けられた特徴的なバルコニーを復原整備しているが、当初の意匠の保存を重視しており、新たな構造補強を実施していないため、原則として公開は行わないものとする。

イ. 動線計画

当該文化財建造物の動線計画を次項に示す。

なお、身体障がい者の方にも車椅子での入館（1階部分）が可能なように、来賓室の南面のスロープを改築し、身体障がい者用スロープを設置した。

ウ. 活用等に関するもの

平成30年の改修工事で活用を行うために下記の内容について対応を行った。

- 回り階段に対応する新階段の設置
- 天井、壁面、床、受付カウンター、建具、土間の復原及び下地材の改修
- 電気設備、ガス設備、給排水設備、非常用照明設備、消火設備の整備
- 展示施設等として、良好な室内環境の保全のためのエアコンやロールカーテン等のほか、展示のための備品の整備
- ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化への対応
- 石柱、樹木等、敷地（外構）の復原及び再整備と来訪者用の駐車・駐輪スパー

スの確保

③ 利用者の想定

当該文化財建造物の公開にあたっては、前述の活用内容を踏まえ、1階のギャラリー・展示室約1,600人/年、憩いの部屋約1,100人/年、2階の地域学習室約1,300人/年とし、利用者総数を約4,000人/年（約13人/日）と想定する。

なお、駐車スペースについては、利用者数の想定から車椅子用を含めて7台程度を確保する。

④ 効果の検証方法

- ・ 展示室への入場者、憩いの部屋の利用申し込みにより、利用件数・利用者数を把握する。
- ・ 当該文化財建造物の紹介パンフレットを1階展示室に置き、パンフレット残数により来館者の概数を把握する。

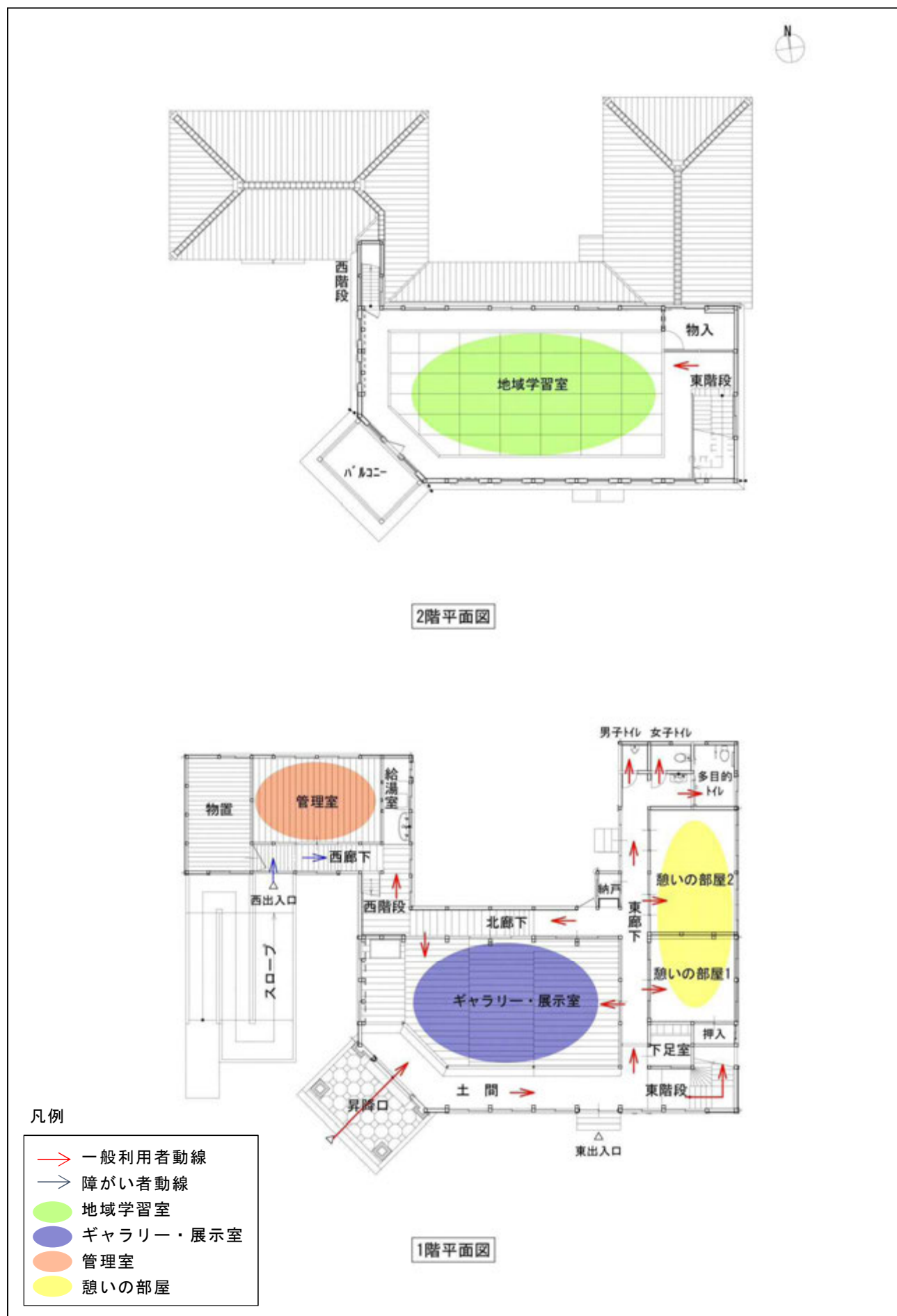
(4) 管理体制

当該文化財建造物の管理にあたっては、登録有形文化財として、また公共施設として適切な管理を行うものとする。施設使用時は常駐管理を基本とし、具体的な管理方法については、管理委託を行いながら、社会情勢などの変化に合わせて直営、指定管理の導入も含めた検討を行い、見直すものとする。

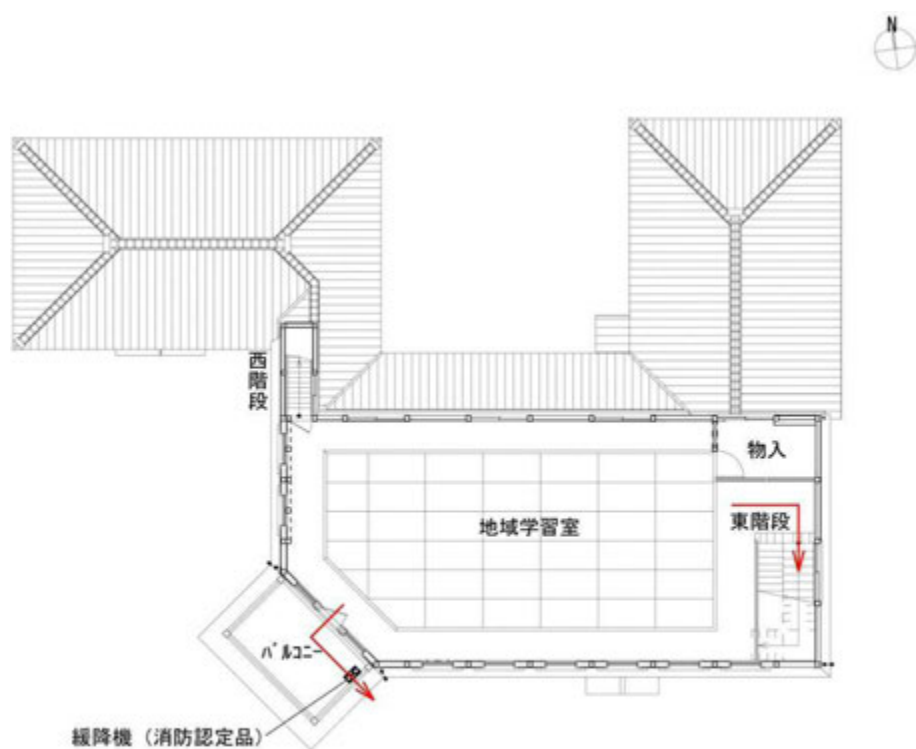
図一 保存活用図（動線・活用案）①



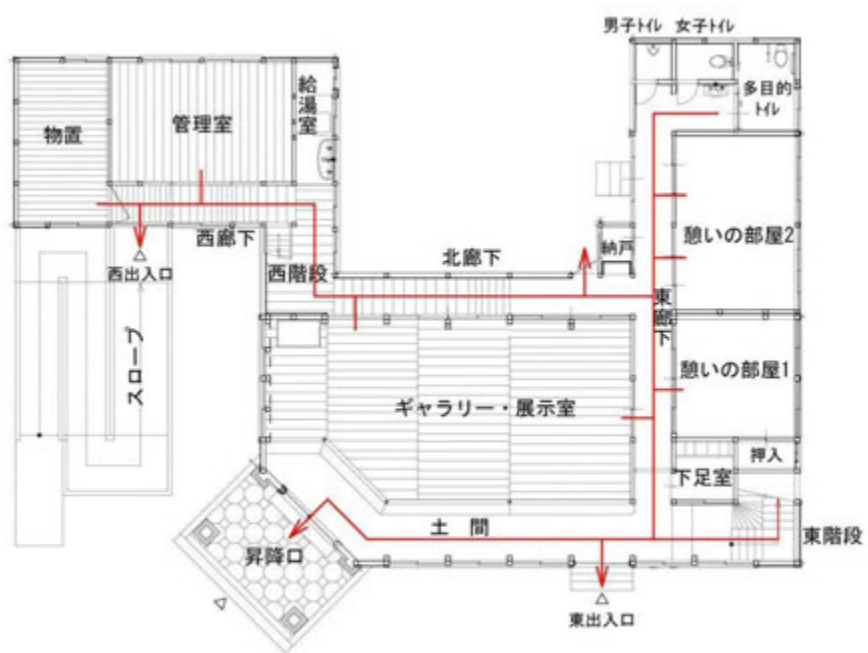
図一 保存活用図（動線・活用案）②



図一避難経路図



2階平面図



1階平面図

凡例

→ 避難動線

6. 保護に係る諸手続き

(1) 保護に係る諸手続き

当該文化財建造物の保存活用にあたって必要となる諸手続きについて、運用上の方針を定める。ただし、本項の定めにおいて明確でない行為については、その都度、三重県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

(2) 登録有形文化財に係る諸手続き

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、同法施行令(昭和50年政令第267号)及び登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則(平成8年文部省令第29号)に基づく、登録有形文化財に求められる手続きを下表にまとめる。

① 届出が必要なもの

区分	運用の方針	届出期限
滅失	水害による流失や火災による消失など、登録文化財が失われた場合。	滅失の事実を知った日から10日以内
き損	登録文化財が何らかの原因で甚大な破損・損傷した場合。	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを、通常望見できる外観の範囲の4分の1を超えて変更する場合。	現状変更しようとする日の30日前まで
所有者の変更		変更した日から20日以内
管理責任者の選任・変更	所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	選任・変更した日から20日以内(所有者と管理責任者との連署)
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更		変更した日から20日以内
登録の抹消	重要文化財に指定された場合。 地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合。 文部科学大臣がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合。 その他特殊の事情があると認める場合。	登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付

② 届出を必要としないもの

区分	運用の方針
維持の措置	登録文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の4分の1以下である場合。 き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。
非常災害のために必要な応急措置	
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置	

※ 維持の設置：窓ガラスや雨樋の取り替えといった維持管理のための小規模な修繕。

(3) 届出の流れ

登録有形文化財に係る届出の流れは、以下のとおりである。

